

令和 6 年第 4 回 定例会

予算特別委員会会議概要

委員長 藤 田 誠

副委員長 澁 谷 洋 子

目 次

1	開催日時	1
2	開催場所	1
3	審査案件	1
	出席委員	2
	欠席委員	2
	説明のため出席した者の職氏名	2
	事務局出席職員の職氏名	2

1 日目 令和6年12月17日（火）

	開会	3
	開議・審査方法	3
	大矢保委員（自民クラブ）	3
1	市営霊園・墓園について	4
2	斎場について	5
3	認知症について	5
4	修学旅行について	6
5	市営住宅について	8
6	総合評価落札方式について	9
	佐藤秀彦市民部長からの発言の申出について	11
	木戸喜美男委員（創青会）	11
1	終活支援について	11
2	青森市総合福祉センター（ふれあいの館）について	13
	木下靖委員（市民クラブ）	15
1	防犯灯維持管理事業について	16
2	犬・猫等引取収容事業について	18
3	霊園・墓園管理運営事業について	21
	工藤夕介委員（公明党）	22
1	水産振興センター運営管理事務について	22
2	健康増進センター運営管理事業について	24
	休憩	27
	再開	27
	赤平勇人委員（日本共産党）	28
1	後発医薬品のある先発医薬品に係る選定療養費について	28
2	市営バス子ども無料乗車事業について	29
3	木造住宅耐震診断支援事業について	31
4	雪対策について	33

蛭名和子委員（立憲民主・社民）	36
1 市営バス100周年記念事業について	36
2 浪岡地区A I デマンド交通運行委託業務について	38
3 流雪溝整備事業について	40
木村淳司委員（創青会）	41
1 浪岡病院について	41
2 市民病院について	44
3 文化観光交流施設の債務負担行為について	51
奈良祥孝委員（市民クラブ）	57
1 債務負担行為について	57
2 文化施設運営管理事務について	58
休憩	59
再開	59
渡部伸広委員（公明党）	59
1 あおもり北のまほろば歴史館運営管理委託業務について	59
万徳なお子委員（日本共産党）	63
1 国の税制改革による市税への影響について	63
2 学校給食について	65
小豆畑緑委員（自民クラブ）	69
1 カクヒログループスーパーアリーナについて	69
2 加齢性難聴について	72
散会	77
2日目 令和6年12月18日（水）	
工藤健委員（市民クラブ）	78
1 自治体DXについて	78
2 まちレポあおもりの運用と除雪について	80
3 新しい働き方担い手誘致・東青地域移住促進事業について	83
山本武朝委員（公明党）	86
1 2歳児クラス保育料等の無償化について	87
天内慎也委員（日本共産党）	91
1 消防行政について	91
2 地域おこし協力隊について	94
澁谷洋子委員（自民クラブ）	96
1 コミュニティ・スクールについて	96
2 農業用機械について	98
3 浪岡りんごセンターについて	100
4 こども誰でも通園制度の現状について	102

5 市街地再開発について	104
休憩	106
再開	106
柿崎孝治委員（自民クラブ）	107
1 岡田橋橋梁整備事業について	107
2 新田浄化センター敷地内雪捨場について	109
3 旧町名表示柱について	110
関貴光委員（自民クラブ）	112
1 予防接種事業について	112
2 小児慢性特定疾病医療費支給事業について	112
3 ふるさと納税について	113
4 デマンド交通について	115
5 合葬墓について	118
採決	118
閉会	120

- 1 開催日時** 令和6年12月17日（火曜日）午前10時～午後4時14分
令和6年12月18日（水曜日）午前10時～午後1時37分

- 2 開催場所** 第3・第4委員会室

3 審査案件

- 議案第132号 専決処分の承認について（令和6年度青森市一般会計補正予算（第3号））
- 議案第133号 令和6年度青森市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第134号 令和6年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第135号 令和6年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第136号 令和6年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第137号 令和6年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第138号 令和6年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第2号）
- 議案第139号 令和6年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第140号 令和6年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第141号 令和6年度青森市病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第142号 令和6年度青森市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第143号 令和6年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第1号）
- 議案第144号 令和6年度青森市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第145号 令和6年度青森市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 議案第158号 令和6年度青森市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第159号 令和6年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第160号 令和6年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第161号 令和6年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第162号 令和6年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第163号 令和6年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第3号）
- 議案第164号 令和6年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第165号 令和6年度青森市病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第166号 令和6年度青森市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第167号 令和6年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第2号）
- 議案第168号 令和6年度青森市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第169号 令和6年度青森市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

○出席委員

委員 長 藤 田 誠
副委員長 澁 谷 洋 子
委員 奈 良 祥 孝
委員 工 藤 夕 介
委員 関 貴 光
委員 万 徳 なお子
委員 赤 平 勇 人
委員 蛭 名 和 子
委員 木 村 淳 司
委員 柿 崎 孝 治

委員 天 内 慎 也
委員 木 戸 喜美男
委員 工 藤 健
委員 山 本 武 朝
委員 小豆畑 緑
委員 里 村 誠 悦
委員 木 下 靖
委員 渡 部 伸 広
委員 大 矢 保

○欠席委員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

副 市 長 赤 坂 寛
副 市 長 横 山 英 大
教 育 長 工 藤 裕 司
企 業 局 長 鈴 木 裕 司
代表監査委員 出 町 文 孝
総 務 部 長 小 野 正 貴
総 務 部 理 事 村 上 靖
企 画 部 長 金 谷 浩 光
企 画 部 理 事 長 内 哲 史
税 務 部 長 横 内 修
市 民 部 長 佐 藤 秀 彦
環 境 部 長 佐々木 浩 文
福 祉 部 長 岸 田 耕 司

保 健 部 長 千 葉 康 伸
経 済 部 長 横 内 信 満
農 林 水 産 部 長 大久保 文 人
都 市 整 備 部 長 中 井 諒 介
都 市 整 備 理 事 土 岐 政 温
浪 岡 振 興 部 長 舘 山 公
市 民 病 院 事 務 局 長 奈 良 英 文
会 計 管 理 者 山 谷 直 大
教育委員会事務局教育部長 大久保 綾 子
教育委員会事務局理事 武 井 秀 雄
水 道 部 長 三 浦 大 延
交 通 部 長 佐々木 淳

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 佐々木 正 幸
議 事 調 査 課 長 山 田 法 人
議 事 調 査 課 主 査 石 田 彩 美
議 事 調 査 課 主 査 久 保 拓 哉

議 事 調 査 課 主 査 北 山 賢 臣
議 事 調 査 課 主 事 杉 浦 晃 平
議 事 調 査 課 主 事 笹 雄 貴

1 日目 令和 6 年 12 月 17 日（火曜日）午前 10 時開会

○**藤田誠委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

それでは初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案第 132 号「専決処分の承認について」から議案第 145 号「令和 6 年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」まで及び議案第 158 号「令和 6 年度青森市一般会計補正予算」から議案第 169 号「令和 6 年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」までの計 26 件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第 132 号「専決処分の承認について」から議案第 145 号「令和 6 年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」まで及び議案第 158 号「令和 6 年度青森市一般会計補正予算」から議案第 169 号「令和 6 年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」までの計 26 件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**藤田誠委員長** 御異議なしと認めます。

よって審査の方法は、審査順序表のとおり、一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆様に申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、12 月 12 日に開催された本委員会の組織会の終了後に、質疑者は 17 人と確認されております。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。

そして、理事者の皆様には、質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ、委員並びに理事者の皆様の特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第 132 号「専決処分の承認について」から議案第 145 号「令和 6 年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」まで及び議案第 158 号「令和 6 年度青森市一般会計補正予算」から議案第 169 号「令和 6 年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」までの計 26 件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

初めに、大矢保委員。

○**大矢保委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

自民クラブの大矢保です。

まず、4款衛生費4項1目霊園費、市営霊園及び霊園についてお伺いをしたいと思います。

少子化・核家族化の進展を背景として、お墓を管理する、また、継承することが困難となっておりますけれども、市営霊園・墓園の一般墓地について、令和4年度及び令和5年度の新規使用許可と返還の件数をお伺いいたします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員の市営霊園・墓園の使用状況についての御質疑にお答え申し上げます。

市営霊園・墓園の一般墓地の新規使用許可の件数につきましては、令和4年度は96件、令和5年度は93件となっております。一方、返還の件数につきましては、令和4年度は289件、令和5年度は315件となっております。

新規使用許可に対しまして、返還が上回る状況が継続しております。

以上です。

○藤田誠委員長 大矢委員。

○大矢保委員 もう、こうやって見るとすごく返しているっていうので、空きがすごく増えているなと思いますけれども、それでは、多分、合葬墓だと思うんですけども、合葬墓の令和4年度及び令和5年度の利用実績をお伺いいたします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 合葬墓の利用実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和4年度の合葬墓の利用実績につきましては、遺骨をお持ちの方の申込みは、納骨室及び合葬室が95件、合葬室のみが213件、記名板の使用が140件、また、生前予約の申込みにつきましては、納骨室及び合葬室が76件、合葬室が165件、記名板が71件となっております。

令和5年度の合葬墓の利用実績につきましては、遺骨をお持ちの方の申込みは、納骨室及び合葬室が129件、合葬室のみが266件、記名板が149件、また、生前予約の申込みにつきましては、納骨室及び合葬室が78件、合葬室が138件、記名板が94件となっております。

以上です。

○藤田誠委員長 大矢委員。

○大矢保委員 合葬墓を申し込む人がかなり多くなっている。

合葬墓は全体で8000ぐらいありますので、まだまだ余裕はあると思いますけれども、今、各自治体でこの合葬墓がすごく、取り沙汰されているという状況を見れば、青森市は最初に造っていいなと思うんですけども、やっぱり霊園・墓園を見れば、すごく、返還というので、返還すれば、返還した予算は、どこに盛られるんです——雑費とか、それとも衛生費のほうに返還になるんですか。

そこをちょっと聞きたいです。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 再度の御質疑にお答え申し上げます。

返還につきましては、基本的にお墓を原状回復するのは御本人、所有者・使用者の者になりますので、ただ、無縁などでお墓が使用されなくなった、そういったもの、無縁——継承者がいなくなって無縁になったもの等につきましては、市のほうで、同じくこの衛生費のほうに予算を持ちまして、それを原状回復させる、もしくは墓石の撤去等、そういった予算を持って作業しております。

以上です。

○藤田誠委員長 大矢委員。

○大矢保委員 説明は分かりますけれども、私が聞いたのは、はっきり言って、お墓を貸しているわけですね。その手数料は、どこに入るのかなというのがあったんだけど、これはこれで、後でまた、自分で調べてみます。

今、新たに建設されている斎場は、これ、令和28年1月が開始だと思うんですけども、この進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 青森市斎場の進捗状況で——はい、青森市斎場整備の進捗状況についての御質疑にお答え申し上げます。

青森市斎場建替事業につきましては、昨年12月の市議会定例会におきまして、契約議案などの御議決をいただき、その後は基本設計業務及び詳細設計業務を進め、また、並行して、10月には新たな斎場を現在の駐車場の位置に整備するための先行整備として、駐車場の工事に着手しまして、現在は完了し、一部利用を開始しているところです。

今後の工事の予定としましては、本年度末には新たな斎場の建設工事に着手しまして、令和7年度から建設工事が本格化します。新たな斎場は令和8年8月には完成し、同年10月に供用を開始する予定であります。

以上です。

○藤田誠委員長 大矢委員。

○大矢保委員 ありがとうございます。

小野寺市長のときに、私、がんだってしゃべられて、市長って、早く斎場新しくして、私が1番で焼かれるようによろしくお願いしますという経緯があるものですか、どうもありがとうございました。

次は、介護保険事業特別会計3款1項4目任意事業費に関連し、お伺いをしたいと思います。

認知症高齢者の行方不明事案が全国的に問題となる中で、認知症高齢者の行方不明に対する市の取組と把握している件数についてお伺いをしたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員からの認知症高齢者等の行方不明に対する本市の取組と把握している行方不明事案の件数についての御質疑にお答えします。

本市では、行方不明高齢者等の早期発見、早期対応につなげるための取組として、1つに、地域での見守り活動に関わるポイントや留意点などをまとめた高齢者等見守り活動の手引きの配布、2つに、市と協定を締結した民間事業者が何らかの支援を必要とする高齢者を発見した場合、協力事業者から市が通報を受け、早期に必要な支援につなげる高齢者等見守り協力事業者ネットワークの構築、3つに、もしものときに身元確認ができるよう、帰宅困難になるおそれのある方の緊急連絡先などを事前に登録し、警察等と情報共有するとともに、登録番号等が印字されたみまもりシールを配布する帰宅困難高齢者等の事前登録とみまもりシールの配布、4つに、警察から提供があった行方不明高齢者等の情報をメールマガジン等で配信し、情報提供を呼びかける高齢者等SOSネットワークを実施しています。

本市が把握している行方不明事案についてですが、平成27年度から実施している高齢者等SOSネットワークにおいて、開始時から令和6年11月末時点で、警察から行方不明高齢者等の情報を受け、メールマガジン等で配信した件数は、124件となっており、そのうち認知症または認知症疑いの高齢者等の件数は56件となっています。

○藤田誠委員長 大矢委員。

○大矢保委員 私も、もうそろそろそっちのほうに近いんで、一応聞いてみたんですよ。弘前で指にシールを貼って、そういうので一目で分かるというふうになってますけれども、青森市のみまもりシールはどのようなシールなのかは見たことないんですけれども、一般に、協力業者ってなってますけれども、一般の人でも分かるように、この人は認知症だという、やっぱり何か、そういうようなシールがかばんか何かにつけられるような、そういう取組はしてほしいなと思います。

結構多いんだよ。この前私も、1人で歩いてるから声をかけたら、行き先分かんねっていう話をしたもんだから、これから冬になれば、はっきり言って心配するところですので、かばんなどにつけるような、バスケットケース型のような、そういうような一目で分かるような、そういうマークというか、そういうのをつけてほしいなと、そういうふうに思いますので、よろしく願いをしてこの項は終わります。

10款教育費1項教育総務費1目事務局費に関連して、修学旅行について。

市では小・中学校の修学旅行費に関わる保護者負担を軽減するため、今年度から修学旅行支援事業を実施して、保護者に対して補助金を交付しておりますけれども、実際の旅行代金のうち、保護者がどの程度負担をしているのかお伺いをしたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 おはようございます。（「おはようございます」

と呼ぶ者あり）大矢委員の修学旅行費についての御質疑にお答えいたします。

修学旅行支援事業は、子育て世帯の教育費に係る経済的負担を軽減するため、本年 10 月から県が実施している学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、公立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対して、修学旅行費の一部を公費負担するものであります。

事業の対象と対象者につきましては、学校が実施する修学旅行に参加した児童・生徒のうち、就学援助制度により修学旅行費が支給される児童・生徒以外の児童・生徒を対象とし、公費負担額につきましては、小学校が児童 1 人当たり 3 万 5000 円、中学校が生徒 1 人当たり 6 万 6000 円を上限としております。

令和 6 年度に実施された市内小・中学校の修学旅行代金は、平均額で小学校が 4 万 6677 円、中学校が 8 万 4272 円となっており、公費負担額を差引きますと、小学校で 1 万 1677 円、中学校で 1 万 8272 円が保護者負担となっております。

○藤田誠委員長 大矢委員。

○大矢保委員 約 1 万円から約 1 万 8000 円ということですが、最近ね、外国人観光客の増加の影響で国内のホテル・旅館、宿泊料金が高騰しております。

旅行代金の高騰により、保護者負担が増えると思われますが、旅行先等の変更を検討するのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 修学旅行についての再質疑にお答えいたします。

本市小・中学校における修学旅行は平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができることを目的として、小学校では函館方面、中学校では、東京方面を旅行先として実施しているところであります。

各小・中学校の旅行先につきましては、修学旅行の目的が達成できるよう、前年度のうちに、旅行に関する目的、昨年度の実績、予算等についての保護者への説明、旅行先や宿泊日数、旅行時期などに関する保護者へのアンケート調査等を行い、御意見をいただきながら、同意を得た上で決定しております。

今後におきましても、各学校では、保護者の負担軽減が図られるよう、修学旅行の目的を踏まえ、御質疑にあった旅行先の変更をはじめ、宿泊日数、旅行日程等に関して、保護者の御意見を聞きながら検討・決定することとなります。

○藤田誠委員長 大矢委員。

○大矢保委員 あまり保護者負担というのをかけないように、一番の目的、修学旅行の目的は達成しなきゃいけないので、むやみに変更とか、それはできないと思いますけれども、ある程度の、高くなったときには、考えてもいいのかなと思います。

はっきり言って修学旅行といったら 1 年生で入学したら、1 年で特に決めるんじゃないかと、うちの娘がしゃべってますけれども、それから 6 年たつ——小学校

で6年たてば、かなり物価も上がってるし、そういうのもあるから、途中で保護者の説明も、少し変えたほうがいいのかというような、御意見もありますので、これをぜひ酌んでいただければと、そういうふうに思います。

終わります。

次に、18 款財産収入 2 項財産売却収入 1 目不動産売却収入に関連して、市営住宅について伺いをします。

青森市ファシリティマネジメント推進基本方針にのっとり、市営住宅小柳団地跡地をはじめ、これからの市有地の売却に関わる競争入札について、外国資本等の参加を市独自の条例等で規制する必要があると思いますが、市の見解をお伺いしたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員の市有地の売却に係る一般競争入札への外国資本等の参加規制についての御質疑にお答えいたします。

国におきましては、平成7年に、世界貿易機関のサービスの貿易に関する一般協定——通称G A T Sについて、外国法人等によります土地の取得及び利用を制限することなく批准しておりまして、原則といたしまして、内外差別的な立法を行うことが認められていないところであります。

このことから、日本国内の土地取引につきましては、外国籍であることや、外国資本であることなどを理由に規制をかけることができず、市有地の売却に係る一般競争入札への参加資格につきましても同様に、条例等で規制をかけることはできないものであります。

しかしながら、外国資本等によります土地取得の規制につきましては、現在、国において議論されておりますことから、本市といたしましては、引き続き国の動向を注視してまいります。

以上です。

○藤田誠委員長 大矢委員。

○大矢委員 分かりました。国で、今協議してるということですがけれども、この前の11月21日の報道で、八戸市の市民保養所「洗心荘」が一般競争入札で東京のA9株式会社という会社が落札したとありましたけれども、この会社の経営者は、中国の上海出身だという報道がありました。

今、中国は不動産がはつきり言って壊滅してて、もうすごい中国人の裕福層が日本に来ている。それで、東京の億ションあたりは、半分ぐらいは中国の人が買っていて、又貸ししているというような状況もありますので、地方といえども、例えば、弘前もホテル売却等ありましたけれども、八戸まで来てますので、もうそろそろ青森に来るって思うけれども、青森は売るところはないけれども、その旧八甲荘あたり、ひょっとすれば目をつけられているんじゃないかなと思います。

やはり何かの条例とか、そういうのか分からないけれども、規制はかけられないけれども、規則か何かで少し持っておったほうがいいんじゃないかなと私は思いますけれども、それについては答弁はいりません。

次、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費に関連して、総合評価方式について伺いをしたいと思います。

これちょっと関係ありませんけれども、青森工業高校の昨年度の同校の卒業生のうち、民間就職者114人、その中で、県内には22人、県外92人。10月17日に青森で掲載された地元建設業者と若者との交流会で、どっかの社長が、このままでは青森は消滅する。皆さんが地元を守ってほしいと訴えておりましたけれども、この交流会は2017年から開始しておりますけれども、どの企業も新卒者に対しては苦戦しているそうです。影響は業界内にとどまらず地域社会全体に及ぶおそれがあるとされております。

そこで、県建設業協会の会長は、災害時は自衛隊、警察と同等かそれ以上に建設業が出動している。土砂災害時や鳥インフルエンザ、また、冬は除排雪作業にと、建設業者がいなければ誰がこの役割を担うのか。地域の基盤、安全・安心を支えているのは、地元企業だと切実に訴えておりました。

それで、私が議会だより編集会議の委員でありまして、先般、取材に行っていました。その中で総合評価落札方式について、価格以外の評価点について質問がありました。

質問とは、企業の施工実績のうち、評価項目の2項、市発注の4年間の工事成績の設定の平均点について、評価基準の配点によって左右されていると思うので、市の見解をお伺いしたいというような申出がありましたので答弁をお願いします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 総合評価落札方式についての御質疑にお答えいたします。

本市の総合評価落札方式につきましては、青森県の取扱いを参考に評価項目を設定しておりまして、工事成績評定の評価項目についても県に準じております。

工事成績評定は、工事の施工管理体制や品質、出来栄などを総合的に評価するもので、事業者の工事施工能力を測る上で最も重要な指標となりますことから、総合評価落札方式におけます、価格以外の評価項目の一つとして、設定しているものであります。

本市の総合評価落札方式には、これ以外に、1つに、国、県またはその他の公共工事発注機関における工事实績に関する評価項目、2つに、主任技術者が保有いたします資格など、配置予定技術者の能力に関する評価項目、3つに、災害協定の締結の有無や、除排雪業務の実績の有無、地域防災への協力体制の有無など、地域貢献に関する評価項目もありまして、これらによって算出いたします価格以外の評価点と、入札価格によって算出いたします価格評価点を合算した評価値が最も高い事業者を落札候補者とすることから、工事成績評定に係る実績がない事業者であって

も落札した事例もあります。

また、本市では、総合評価落札方式における入札に低入札価格調査制度及び一抜け方式を適用することで、事業者の受注過多により工事品質の低下防止及び受注機会の拡大にも努めているところでもあります。

総合評価落札方式の見直しにつきましては、受注機会の確保や担い手の育成確保の観点から、令和7年1月に公告を行います工事案件から、対象金額を1500万円以上から5000万円以上に見直しを行ったところでありまして、今後におきましても、県や他都市の状況を注視しながら、不断の見直しを図ってまいります。

以上です。

○藤田誠委員長 大矢委員。

○大矢保委員 今、答弁をもらいましたけれども、聞いてれば、県の入札方式、項目についても県に準じているという、市の独自の回答が何もない。これだと誰でもできる。

例えば解体工事。品質の低下を防ぐってどうやって防ぐのか。そういうのは何もない。解体したら品質はどこで見るの。解体工事中の現場を見るのが評価じゃないの。ちょっとそういうところが抜けてるんですよ。

29業種となって、解体工事業は独立しなきゃいけないというので、安全と、周りの人の安心を支えるために、解体業界は、監理技術者という、そういうのをつくったんです。

それで、東北で一番目に講師をやったのが私です。講師になる前には3週間もホテルに缶詰で、それで受けてやったんですよ。これは工事の内容でないんだよ。はっきり言って安全を確保するために、こういうのをつくらなきゃまいねってなったの。ただ人がいるから、いないからって、そんなふうにやったって、品質なんて保てるわけないだろう。

それで、令和元年から令和6年まで、青森市では、24件の解体工事があります。その中で、元請が受注して、元請が工事をしたのは4件しかありませんよ。あとの20件は全部下請に出してますよ。

大体、この元請ったってさ、何たって、解体重機もアタッチメントもない人がさ、元請なんて取れるわけないじゃん。それを業界の——了解を得てるのか何か分からないけれども、はっきり言って、名前だけの元請ですよ。こういうのを見抜くのもあんたたちの仕事じゃないの、部長。

解体工事っていうのは別個なんですよ。私、解体に詳しいけどさ、はっきり言ってあんまりしゃべりたくなかったのよ、今回、初めてしゃべったんだけど。ちょっと、あんまり頭にきてさ。表とかずっと見て、私、入札するときのあれ、全部見て、つけてんだよ。どこの業者が何ぼ取って、これは、ああ、妥当な金額だとか。

やっぱりそういうことはやっぱり、特殊な工事なんだから、そういうところをやっ

ぱり見ておかないと。私、30分って言ったんで、もうこれで終わるけれども、そこはちょっともう少し、市の独自の考え方をね、こういうのさ反映していかないと、はっきり言って、私は駄目だと思うよ。組織の中でさ、幾ら想像したって、組織の中でなきゃ想像できない職員がいるんだ。そういう職員を一人でもなくするために、市役所が羽ばたいていかなきゃいけないと私思います。すみません。大変偉そうなことをしゃべりましたけれども、もう斎場に入る時間になりましたので、これで終わりますけれども、よろしく願いして終わります。

○藤田誠委員長 大矢委員、少々お待ちください。

ただいま市民部長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 先ほど大矢委員から一般墓地区画返還した際の区画の使用料の予算上の御質疑をいただきましたけれども、一般墓地使用料につきましては、返還はいたしておりません。ただ、年間の管理料・手数料としていただいたものについては、返還した年度分の返還はありませんが、まとめて前納していただいた方の未経過分、いわゆる手放した後の翌年度分からの分につきましては、同じく衛生費・霊園費の歳出の償還金で返還しております。

以上です。

〔大矢保委員「ありがとうございました。終わります」と呼ぶ〕

○藤田誠委員長 次に、木戸喜美男委員。

○木戸喜美男委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）創青会、木戸喜美男でございます。

3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費、終活支援についてお伺いいたします。

近年、一人暮らしの高齢者が増えている中、各自治体においては、自分らしい人生を送れるように、必要な備えを元気なときから準備しておく、いわゆる終活に関連する取組を行っているという聞いております。

横須賀市や豊島区では、高齢者等がもしものときに必要な終活に関する情報を大切な家族などへ伝えるようにするために、終活情報登録伝達事業を実施しているとのことであります。

本市でも今年度から、この事業を実施しているということなので、この事業の概要を含め、本市の終活に関する取組についてお知らせください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 木戸委員からの終活に関する取組についての御質疑にお答えします。

本市では、終活に関する取組として、元気なうちから終末期の必要な備えを事前に準備しておくため、令和2年度に青森市版エンディングノート「わたしノート」を作成し、本市の担当課や市内11か所の地域包括支援センターで希望者に配布しているほか、市民大学や各市民センターが実施する一般向け講座等の出前講座にお

いて、終活を考える教材として活用しています。

また、高齢化や核家族化が進み、一人暮らし高齢者が増加していく中で、今年度から新たな取組として、65歳以上の方を対象に、緊急連絡先や終活に関する生前契約等の終活関連情報のうち、あらかじめ本人が希望する情報を市に登録し、病気や事故等で意思表示ができなくなったときや、お亡くなりになったときに、本人の尊厳が守られるよう、医療機関や警察、本人が指定した家族等からの照会に対し、本市が本人に代わり登録情報を伝える終活情報登録事業を実施しており、6月から登録の受付をしています。

登録できる情報は11項目あり、1、緊急連絡先、2、本籍、3、かかりつけ医やアレルギーなど、4、リビングウィルの保管場所、5、エンディングノートの保管場所、6、生命保険・預貯金など、7、臓器提供の意思、8、葬儀や遺品整理の生前契約先、9、お墓の所在地、10、遺言書の保管場所、11、本人の自由登録事項となっており、その中から本人が自由に選択し、登録することができます。なお、登録費用は無料です。

登録完了後は、登録証及び常時携帯できる診察券サイズの登録カードを本人へ交付し、本人が意思表示できなくなったときや、お亡くなりになったときに、医療機関や警察、本人が指定した家族等から本市に照会があった場合、本市が本人に代わり登録情報を開示することとしています。

本市としては、わたしノートと終活情報登録事業の周知等を図りながら、高齢者等の終活を支援してまいります。

○藤田誠委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 どうもありがとうございました。

まず、登録証ということですが、他市ではA4の大きなものを用意したり、それは玄関に入ると、すぐ目につくところに置いてあるということも聞いております。あと、診察券カードサイズのものは、本人が携行して、万が一のときにそれを見て、それぞれの機関で市のほうに対応するというふうな話も聞いております。

まずは、本市の終活に関する取組は、青森市版エンディングノート「わたしノート」の配布・活用のほか、今年6月からは終活情報登録事業を実施しているとのことが確認できました。

私、この件につきましては、少し漏らしてありまして、分かりませんでした。これを機会に、ぜひ私も勉強しながら、それぞれに活用していきたいなと思っております。

この終活情報登録事業は、本人が希望する情報を事前に市に登録し、万が一、本人が意思表示できなくなった場合などに、市が本人に代わって登録情報を開示することだが、本市の終活情報登録事業の登録件数及び開示件数についてお知らせください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えします。終活情報登録事業の登録件数と開示件数についてです。

令和6年12月10日現在、登録件数は5件、開示件数はゼロ件となっています。なお、本事業に係る高齢者支援課の相談件数は、これまでで43件となっています。

○藤田誠委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 まず、ありがとうございました。

終活情報登録事業のような取組は、今後、非常に重要視されていくものと思われます。この取組を広く高齢者の方々に知ってほしいと思っているが、本市の終活情報登録事業の周知方法についてお知らせください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えします。終活情報登録事業の周知方法についてです。

終活情報登録事業の周知については、「広報あおもり」や市ホームページへの掲載、市民向け出前講座や青森市民大学での終活に関する講座、地域包括支援センターや民生委員・児童委員等へのチラシ配布を行っています。

また、9月14日にアウガ5階で開催した、青森市認知症フォーラムの会場にチラシを設置したほか、各地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者からの相談に対して情報提供を行うなど、事業の周知を行っています。

今後も引き続き、様々な機会を捉え周知を行ってまいります。

○藤田誠委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 ありがとうございました。

高齢者は「広報あおもり」や市ホームページへの掲載ということではありますが、それだけでは情報が得にくいのではないかと考えております。

地域の高齢者を支援する地域包括支援センターや民生委員・児童委員等へのチラシ配布等も行っているが、さらに周知の回数を増やしたり、また、いろいろな周知の方法を検討していただく、広く、高齢者に情報が届くように工夫していただきたいと要望して、この項を終わります。

次に、3款民生費1項社会福祉費7目総合福祉センター費、青森市総合福祉センターについてお伺いいたします。

この青森市総合福祉センター2階にふれあいの館の事務所があります。障害のある方が多く利用しているとのことですが、現在は、入り口で上履きに履き替えているのが現状であります。

ただ、この施設を多く利用する、足が不自由な方や視覚障害のある方などから、下履きから上履きに履き替えるのが大変である、ぜひ靴のままで出入りできたら大変いい、このように話を聞いております。さらに、利用している方々や、理事会を開いて、その理事会の中でも、ぜひ、靴のままで利用していただければ大変ありがたいという話が聞こえております。

私もぜひ、靴のままで利用できればいいのかなと思いつつ、先般、事務所に行ってみました。1階から階段を上がって、事務所、入り口のほうに入っていきますと、靴を脱いで、スリッパに履き替え、そして、げた箱が正面にあります。そのげた箱には、私あんまりしっかり見えなかったんですが、点字で番号が打ってあるんだそうです。私、点字の番号というのが分かんなかったんですが、よく見たらちゃんと点字がありました。

目の不自由な方は、スリッパというか、もう靴を脱いでから二、三歩歩いて、そこに行ってげた箱に触り、番号を触って、中に靴があるかないかを確認し、そして、なければ、そこに靴を入れる。あるいは靴があった場合は空いているところのげた箱を探しながら、自分の靴を入れる。そして、自分でスリッパに履き替え、中のほうに入って、それぞれの利用をしている。

そして、時間も長くなれば、当然、トイレの使用も出てきます。そうすると、スリッパを履いたままトイレに行くと、トイレ用のスリッパ、ゴム製品のちょっとしたスリッパ——スリッパって言ったら変ですが、そのゴム製品のトイレ用のものがあります。それを履くのに目の不自由な方は探さなければいけない。そして、やっと探して履いて、用を足して帰ってくる、そしてまた自分の履いてきたスリッパに履き替えなきゃいけない。そのときもまた、スリッパを探さなきゃいけない。この目の不自由な方は大変な思いで、ふれあいの館を利用させてもらっております。

また、このふれあいの館っていうのは、聞くところによると、3年前に移転してきて、なんていうんですか、障害者専用の建物に入ったわけではないので、自分たちも、ここで一生懸命、皆さんと共に暮らし、生涯一緒に生きたいねっていう話をしている中で、当然、入ったときには点字がありました。でも、一部、点字ブロックっていうんですか、点字ブロックがなくて不自由をされたそうです。

ですが、ぜひ点字ブロックっていうんですか、それをつけてくださいと言ったところ、すぐ、つけていただきました。これについては、利用者も、大変ありがたいと。市の対応も早く、私たち利用者にとっては大変助かっておりますという声も聞いております。

ぜひ皆さんが、利用している方々が、さらに、これを多く利用していくためにも、ぜひ靴のままで利用できるようにしたらいいと考えるが、市の考えをお知らせください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 青森市総合福祉センター2階にあるふれあいの館についての御質疑にお答えします。

青森市総合福祉センター2階にある、いわゆるふれあいの館は、障害のある方を対象としたパソコン教室やサークル活動等の場として御利用いただいております。

同センター2階の通路の一部は、カーペット敷となっており、利用に際しては上履きに履き替えていただき、また、車椅子の利用の際には、タイヤの拭き取りをお

願っています。

このような状況に対して、青森市身体障害者福祉会をはじめとする市内4つの身体障害者福祉団体からなる、青森市身体障害者福祉連合会では、足の不自由な方や視覚に障害のある方を含む多くの会員から、靴の履き替え等に不便を感じており、土足で利用できるようにしてほしいとの声を受け、先般、同連合会理事会において、ふれあいの館のフローリング改修工事の要望書を市に提出することが議決されたところです。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条第2項においては、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利、利益を侵害することにならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないとされています。

福祉部としても、このことを踏まえ、ふれあいの館のフローリング改修工事について、関係部局と協議してまいります。

○藤田誠委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 どうもありがとうございました。

まずは、令和8年度には、国スポ・障スポがあり、市内外から集まった障害のある方、また、ない方も集まってきます。そういった方も本施設をまた利用することが予想されますので、これから、ぜひ靴のままで利用できるようお願いしたいなと思っております。

また、先ほども言ってましたが、法の趣旨を踏まえ、合理的配慮の観点から、靴のままで利用できるようお願いできれば大変ありがたいと、私そう思っております。

また、市長も人を育て、守るということを言っておられますので、守るっていう部分を少し強調しながら、これからの改修をぜひお願いしたいと。特に、企画部においては、予算措置については特段の配慮をお願いして、私の質疑を終わります。

○藤田誠委員長 次に、木下靖委員。

○木下靖委員 市民クラブの木下です。

ちょっと質疑に入る前に、今日、朝起きて皆さん御覧になったとおり、雪がたくさん降ってまして、私が家を出てくる際——8時半頃、それから間もなく、15分ぐらいの間に、生活道路で車が立ち往生してる場面を2件見ました。うち1件は私自身の車なんですけれども、車が立ち往生してる、その前の家の方が出てきまして、その前にも2台車が動けなくなっていたというお話でした。

議会棟に来ましてから、除排雪の出動指令の状況を確認しましたところ、恐らく出動指令自体は出ているんだと思います。

ただ、作業完了、作業予定あり——投稿を見ますと、まだ作業予定ありという部分が非常に多くて実際の作業にはまだ入っていないのかなというふうに感じました。

殊さらにせかすつもりはないんですけども、恐らく今日だけでも、市内、同じような状況で、渋滞のもとになっている、車が動けなくなっているような件数が数百件あるかと思います。迅速な除排雪作業をよろしく願いをして、質疑に入ります。

まず、2款1項1目、防犯灯維持管理事業についてお尋ねをします。

本定例会、12月補正額1346万2000円が計上されています。まず、この事業の概要と、補正の内訳についてお尋ねをします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 木下委員の防犯灯維持管理事業についての御質疑にお答えをいたします。

本市では、明るく住みよい地域社会づくりを進め、夜間の歩行者の安全を図り、地域の防犯対策を支援するため、防犯灯維持管理事業において、防犯灯の設置や修繕等の維持管理を行っております。

平成26年には、防犯灯LED化ESCO事業としまして、事業者と10年間の契約を結び、効率的かつ包括的な維持管理を行っており、事業実施の初年度には、既にLED化した約4100灯を除き、既存の蛍光灯式防犯灯約2万8600灯をLED化し、現在市内全域のLED防犯灯設置数は、約3万3500灯となっております。

12月補正予算の内訳につきましては、防犯灯電気料不足分が約1130万円、防犯灯維持修繕費不足分が約210万円の計約1340万円となっております。

以上であります。

○藤田誠委員長 木下委員。

○木下靖委員 補正の内訳については、約1340万円のうちの約1130万円が電気料の不足分ということで、それが大宗を占めているというお話でした。

それでは、防犯灯につきまして、年度途中に、現在は防犯灯がついてないんだけど、つけてほしいと設置要望等があった場合の対応、これはどのようになっているのかお尋ねをします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

防犯灯の新規設置につきましては、町会等から防犯灯設置の要望をいただいた後、道路維持課職員が現地において必要性を確認の上、設置可能な電力柱やN T T柱があれば、優先度を考慮しながら設置することとしております。

以上であります。

○藤田誠委員長 木下委員。

○木下靖委員 今のお話ですと、電力の電柱とかN T Tの柱があれば、優先度を考慮しながら設置するというお話でしたけれども、そういった電柱の類いがないようなケースであれば、どのように対応されるのでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 共架できる柱がない場合はどうするかというところではありますが、これにつきましては、例えばその鋼管柱でありますとか、そういうものが建てられる環境があるかどうかというところの検討から始めることになります。

以上であります。

○藤田誠委員長 木下委員。

○木下靖委員 既存の電柱等がない場合は、鋼管——鉄ですか、鉄柱みたいなものを建てられる環境にあるかどうかということで建てられるようであれば、そういったものを建てて防犯灯を設置するという話ですね。

それでは、今年度の当初予算が、約 1 億 2000 万円なんですけれども、令和 5 年度の当初予算が約 1 億 5300 万円です。

今年度は、昨年度に比べて約 3000 万円ほど減っているんですが、その理由についてお尋ねをします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

防犯灯維持管理事業の令和 5 年度の当初予算額は、防犯灯電気料が約 7900 万円、防犯灯 L E D 化 E S C O 事業業務委託料を含む防犯灯の維持管理料が約 7400 万円の計約 1 億 5300 万円であります。令和 6 年度の当初予算額は、防犯灯電気料が約 6000 万円、防犯灯 L E D 化 E S C O 事業業務委託料を含む防犯灯の維持管理費が約 6000 万円の計約 1 億 2000 万円であります。

防犯灯電気料が減少した理由としましては、令和 5 年度の当初予算につきましては、電気料金が高騰した令和 4 年度の実績を基に見込んでいたため、高額となっておりますこと、令和 6 年度の当初予算につきましては、基となる令和 5 年度の実績が政府の電気料金の補助等により、想定より低くなったこと、以上のことから、防犯灯電気料につきましては、令和 5 年度の当初予算額に比べまして、令和 6 年度の当初予算額が約 1900 万円減少したものであります。

また、防犯灯維持管理費が減少した理由としまして、平成 26 年度から行ってきた防犯灯 L E D 化 E S C O 事業が、令和 6 年 12 月で終了するという事などから、委託料が約 1400 万円の減となったものであります。

こうしたことから、令和 6 年度の防犯灯維持管理事業費が前年度比で約 3300 万円減少したものであります。

以上であります。

○藤田誠委員長 木下委員。

○木下靖委員 当初予算額の減に関しては電気料金、これの変動によるものだという事で、あと E S C O 事業がこの 12 月で 10 年計画のものが終了すると。1・2・3 月の分が減額ということになるんですか、それを含めて約 3300 万円ということで減ったというお話でした。この項については以上で結構です。

続きまして、4款1項2目、犬・猫等引取収容事業についてお尋ねをします。

この事業概要及び12月補正額23万1000円の内訳をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 木下委員の犬・猫等引取収容事業についての御質疑にお答えいたします。

市保健所では、平成18年10月に青森県動物愛護センター内に生活衛生課分室を設置し、動物の愛護及び管理に関する法律及び狂犬病予防法に基づきまして、動物愛護に関する業務を行っております。

このうち、犬・猫等引取収容事業の主な事業内容であります。1つに、犬や猫などの適正飼養や終生飼養の普及啓発、2つに、飼い主のやむを得ない事情による引取り、3つに、放浪している犬の捕獲と所有者への返還、4つに、負傷などにより収容した犬や猫などの返還、5つに、新しい飼い主への譲渡などとなっております。

事業の実績であります。犬や猫などの動物に関する相談件数であります。令和3年度は602件、令和4年度は568件、令和5年度は589件となっております。また、収容、捕獲、引取りした犬や猫の数であります。令和3年度は犬が30頭、猫が124頭、令和4年度は犬が54頭、猫が71頭、令和5年度は犬が30頭、猫が103頭となっております。

これらの返還、譲渡及び殺処分数でありますけれども、令和3年度につきましては返還が20件、譲渡が31件、殺処分が101件、令和4年度は返還が24件、譲渡が42件、殺処分が59件、令和5年度は返還が15件、譲渡が61件、殺処分が55件となっております。

補正予算の内容であります。本定例会において、飼い主や地域住民などからの相談対応のための電話代を含む23万1000円について12月補正予算案として提出し、御審議いただいているところです。

以上です。

○藤田誠委員長 木下委員。

○木下靖委員 補正予算の内訳については、相談対応のための電話代だというお話でした。

それでは、その事業についてちょっと再質疑いたします。

事業内容でまず、犬・猫などの適正飼養や終生飼養の普及啓発とありました。確かに適正飼養ということに関しては、多頭飼いであるとか、放し飼いにするとか、あとの終生飼養については、犬や猫が死ぬまで面倒を見るというのが基本ですけれども、途中で放置するなどが見られますので、それに対する普及啓発というのは非常に大切なことだというふうに思います。

では具体的に、その普及啓発の方法について、どのように行っているのかお尋ねをします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。普及啓発の具体的な方法ということであります。

市保健所におきまして、適正飼養や終生飼養、あと飼い主のマナーなどに関するチラシ、ガイドラインを作成しております。これを市のホームページに掲載するほか、犬の登録の際に直接お渡しするなどして周知を図っているところです。

このほか、ペットや野良猫に関する苦情や相談が寄せられた場合には、その苦情の原因となっている飼い主の方などを訪問した際に、そのチラシやガイドラインをもとに指導しております。また、必要に応じて町内会にもチラシ回覧で提供しているところでもあります。

そのほか、動物愛護週間——毎年、9月20日から26日までであります、青森県の動物愛護センターのイベントに参加するなどして、周知・啓発に努めているところです。

以上です。

○藤田誠委員長 木下委員。

○木下靖委員 チラシやホームページ等での周知、また、相談の際の訪問指導、町会等への周知ということで行っているというお話でした。

それに加えて、新しい飼い主への譲渡、これも事業内容の中にありました。では、これまでの実績といいますか、どういうところで、どういう方法で、どれぐらいの頻度でされているのかといった具体的な内容をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。新しい飼い主への譲渡についてということであります。

新しい飼い主の譲渡につきましては、譲渡する犬や猫の写真や性格など、そういったものを記載したチラシを作成してありまして、それを市のホームページに載せたり、あと保健所や青森県動物愛護センターの入り口などに掲示しているところです。加えて、SNSで犬や猫のふだんの様子を撮影した動画、これをアップするなどして広く飼い主を募集しております。

譲渡を希望される方につきましては、実際に動物を見ていただくということで動物愛護センターまでおいでいただきまして、実際その希望する犬や猫などとお見合いといいますか、マッチングをいただいた上で、動物を迎え入れるかどうかを検討していただいているということです。

以上です。

○藤田誠委員長 木下委員。

○木下靖委員 恐らく、今のお話ですと、定期的にいつというよりは、いろんな情報をチラシやホームページ、SNSで発信をして、希望者がいた場合には来てもらって、実際に動物と会ってマッチングをするということでした。

あと、先ほど収容、捕獲、引取りした犬や猫の数というので、犬・猫別にお伺いをしましたけれども、返還・譲渡数及び殺処分数の数というのが、過去3か年度の件数を伺ったんですが、これに関しては犬・猫別ではなくて、返還、譲渡、殺処分という件数だけだったので、これらの犬・猫別の件数、これをお尋ねします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。返還、譲渡、殺処分数の犬・猫別の数字ということであります。

まず、返還につきましては、令和3年度が犬18件、猫が2件の計20件、令和4年度については、犬が24件、猫がゼロで、計24件、令和5年度につきましては、犬が13件、猫が2件の計15件となっております。

次に、譲渡数ですけれども、令和3年度は犬が8件、猫が23件の計31件、令和4年度は犬が27件、猫が15件の計42件、令和5年度につきましては、犬が16件、猫が45件の計61件、あと殺処分数であります、令和3年度は犬が3件、猫が98件の計101件、令和4年度は犬が3件、猫が56件の計59件、令和5年度は犬が2件、猫が53件の計55件となっております。

以上です。

○藤田誠委員長 木下委員。

○木下靖委員 令和3年から令和5年までの返還、譲渡、殺処分数の犬・猫別の件数をお伺いしましたけれども、返還に関しては、ほぼ犬の件数、譲渡に関しては、猫が多いとも言えないのかな——似たようなものと、殺処分に関しては、圧倒的に猫が多いという状況にあるわけなんですけれども、こういった犬と猫との差っていいですか、こういうものが生ずる要因について、どのようにお考えでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

返還件数は犬が多くて、殺処分数は猫のほうが多いということではありますが、犬につきましては、狂犬病予防法で登録が義務づけられておりまして、飼い主の方が分かりますので、返還件数が多いということだと思われま。

猫につきましては、殺処分数が多いということなんですけれども、まず、そもそも犬のような登録義務がないので、飼い主の特定が難しいということ、放し飼いとか野良猫への餌やり等で子猫が増えてしまったりとか、あと保健所で引き取りする際にそもそも病気を持っていたり、譲渡に適さないという、そういった治癒の見込みがないケースが多いため、殺処分数のほうが多いのかなというふうに考えております。

以上です。

○藤田誠委員長 木下委員。

○木下靖委員 そうですね、犬は登録が義務づけられているということで、捕まえても飼い主に返還される確率が高いと。猫の場合はそういうのがないので、分から

ないし、また、絶対数も猫のほうが多いようなので、その中で、捕獲した際に、既にもう病気を持ったりしていて、譲渡に適さないという場合には、やむなく殺処分にはせざるを得ないという状況だということでした。この項については以上で結構です。

それでは4款4項1目、霊園・墓園管理運営事業についてお尋ねをします。

三内、月見野、八甲田、浪岡、各霊園・墓園の利用状況についてお尋ねをします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 市営霊園・墓園の使用状況についてお答え申し上げます。

令和5年度の各霊園・墓園への新規の使用許可件数、先ほど件数全体で申し上げましたが、霊園別で申し上げますと三内霊園は40件、月見野霊園は45件、八甲田霊園は2件、浪岡墓園は6件、合計で93件の新規使用許可件数となっております。

また、返還につきましては、三内霊園が129件、月見野霊園は106件、八甲田霊園は74件、浪岡墓園は6件、合計が315件となっております。平成27年度以降返還が新規使用許可を上回る状況が継続しております。

その結果、空き区画につきましては、年々増加しております。令和5年度末時点で三内霊園は468区画、月見野霊園は266区画、八甲田霊園は635区画、浪岡墓園は13区画、合計で1382区画が空き区画となっております。

以上です。

○藤田誠委員長 木下委員。

○木下靖委員 合葬墓については、使用状況はどのようになっているのでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 合葬墓の利用実績についてお答え申し上げます。

月見野霊園の合葬墓につきましては、納骨室が約2000体、合葬室は約8000体を収容可能として整備しまして、令和2年6月から供用開始しております。

令和2年度から5年度までの4年間における合葬墓の利用実績は、遺骨をお持ちの方の申込みは、納骨室及び合葬室が420件、合葬室のみが901件、また生前予約の申込みにつきましては、納骨室及び合葬室が312件、合葬室のみが640件となっております。

以上です。

○藤田誠委員長 木下委員。

○木下靖委員 合葬墓については、合葬室が約8000体の収容可能数、納骨室は約2000体ということで、現在合葬墓は、納骨室及び合葬室が420件、合葬室のみが901件ということでまだ余裕がありそうだなというところです。

生前予約のほうも、納骨室及び合葬室が312件、合葬室のみが640件ということで、こちらは納骨室2000体ですので、納骨室のほうもまだ大丈夫と。合葬室はまだ余裕があるなという感じでした。

霊園・墓園のほうですけれども、特に近年、新規申込みに対して、返却数が非常

に上回っていて、先ほどの空き区画からいくと、三内霊園全体で1万6333区画あるうちの468区画が空きということで、パーセンテージにすると約2.9%、月見野霊園が9712区画に対して266区画が空いてる——約2.7%、八甲田霊園に関しては5873区画に対して635区画、こちらは約10.8%、浪岡墓園は589区画に対して13区画で約2.2%、全体として、ならずと、4.3%ぐらいなんですけど、現状はまだそのくらいのパーセンテージなのでいいのかもしれませんけれども、これから先もこの傾向が続いていくと、各霊園・墓園の空いてる割合がだんだん広がっていくと。固まって空いていくわけじゃないでしょうから、あちらこちら、空き区画が増えていくと。

行く行くは、それらを——ただ、霊園なので、簡単に整理してまとめるというわけにいかないんですけれども、何らかの手だてを考えなきゃいけないのかというふうにも思います。

分かりました。私の質疑は以上で終わります。

○藤田誠委員長 次に工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 公明党、工藤夕介でございます。

6款農林水産費3項水産業費3目水産振興センター費、水産振興センター運営管理事務についてお伺いをいたします。

水産資源は、人間の社会、生活に欠かせない大事な資源の一つであります。近年、日本近海で海水温の上昇が続いております。本来生息していた魚介類が危機に瀕し、今後の漁業、水産業が総じて心配をされるところであります。また、農業、水産業は、本市並びに本県の重要基幹産業分野の一つであります。ゆえに、規模にかかわらず、関係各位、各分野が一丸となって、将来にわたって守り、発展させていかなければなりません。

本市の水産振興センターにおかれましても、重要な立ち位置にあるところであります。

そこで質疑いたします。水産振興センターの取組内容をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 工藤夕介委員の水産振興センターの取組内容についての御質疑にお答えいたします。

水産振興センターにつきましては、昭和40年に青森市海藻類採苗場として発足して以降、本市漁業の振興を図ることを目的に、水産資源の保全等のための種苗生産、及び種苗生産に係る技術開発、ホタテガイの安定生産のための各種調査、漁場の環境整備、漁業後継者育成等を推進していくための拠点施設として運営しているところであります。

具体的な取組内容といたしましては、ホタテガイ養殖に続く、「つくり育てる漁業」を進め、安定的な漁業構造とするため、ナマコ及びワカメの種苗生産を行っており、令和6年度におきましては、ナマコ種苗13万9500個、ワカメ種苗6800メートル

を生産し、漁業協同組合及び漁業関係団体に提供しているところであります。

また、本市漁業生産額の約9割を占めますホタテガイの養殖作業を漁業者が適時適切に行うため、昨年12月から今年4月にかけてはホタテガイ親貝成熟度調査を9回、3月から5月にかけてはホタテガイラーバ調査を9回、4月から5月にかけては付着稚貝調査を7回、5月及び11月には、陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査を実施しているところであります。

漁業生産及び流通拠点の保全のため、青森県と連携し、本市管内の漁港整備事業にも取り組んでおり、令和6年度におきましては、奥内漁港南側に新たに物揚場及び護岸の一部を整備したほか、後潟漁港におきましては、防舷材の設置を行ったところであります。

このほか新たな栽培対象種の開発のため、漁業協同組合との連携による陸奥湾産マボヤの生産試験、漁業後継者育成のための若手漁業従事者の研修活動等への支援や、5年後、10年後の担い手発掘のため、小学生等を対象とする漁業体験学習を実施しております。

また、海洋レクリエーションの場を提供するため、青森市浅虫海づり公園の運営を実施しているところであります。

今後におきましても、漁業の振興及び漁業経営の安定、向上に必要な取組を実施してまいります。

○藤田誠委員長 工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 御答弁ありがとうございます。

要望を述べさせていただきます。

種苗生産技術の開発から、放流、栽培漁業の推進をはじめ、増殖、養殖に向けました研究、また、試験、地域に密着した水産業の振興に努めておられることが分かりました。

漁業、水産業におかれましては、漁業者の生業維持、継続に向けて、販路の拡大や国内需要喚起などの対策が依然として求められている状況にあります。また、先般、陸奥湾の漁業者の方がおっしゃられていましたが、運転資金が大変だと。物価高騰の影響が、いろいろなところに表れ、選別機やかご洗い機の維持、かごは特にホタテが取れても取れなくても、ある程度汚れが付着して、特に大変だとおっしゃっておりましたけれども、あるいは、消耗による交換などの対応にも相当の経済的負担があると。船や自動車など燃料費もかかり、それも目下、高騰傾向にあります。さらに、時節に応じて人手も必要で人件費も生じるなど、声を上げておられました。これは毎年、必ずついてくるものでありまして、これに加えて、地球温暖化の影響、今の高水温をはじめ、様々生産を阻む要因が、これ以上出てくればもう大変な状況にあるということでありました。

こうした現状への一助にでも、御センターのお力が生かされますことを願うところであります。

私の知り得るところでも、先年、県外から陸奥湾の漁業に従事するために、御夫婦で移住なさって頑張っている若手漁師さんがいらっしゃいます。

また、漁業に興味を抱いて、従業員として携わってやりがいを感じておられる海外出身の男性の方など、こうした方々に本市・本県の海の基幹産業の一翼を担って、大いに活躍をしていただくためにも、今後、お力添えいただければありがたいと思います。

こちらお願い申し上げまして、この項については以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

次に、4款衛生費1項保健衛生費8目健康増進センター費、健康増進センター運営管理事業について質疑いたします。

健康寿命の延伸などを実現するため、厚生労働省の下で取り組まれています、国民健康づくり運動、通称「健康日本21」は、21世紀において日本に住む一人一人の健康を実現するための新しい考え方による国民健康づくり運動であります。厚生労働省「健康日本21（第三次）の推進のための説明資料」には次のようにありました。

健康増進の考え方は、昭和21年に世界保健機関、通称WHOが提唱した、「健康とは単に病気でない、虚弱でないというのみならず、身体的、精神的そして社会的に完全に良好な状態を指す」という健康の定義から出発している。1970年代になると、健康増進は疾病とは対比した理想的な状態、すなわち健康を想定し、それをさらに増強することを意味するものであるという概念的な定義がなされ、また、アメリカの「Healthy People」で応用された際には、個人の生活習慣の改善を意味するものとされている。そして、1980年代以降、健康増進は再度捉え直され、個人の生活習慣の改善だけでなく、環境の整備を合わせたものとして改めて提唱された。このように、健康増進という考え方は時代によって内容が変遷してきたと言えるが、世界人口に占める65歳以上の者の割合は平成17年には8.2%となり、令和42年には17.8%にまで上昇するものと見込まれている。また、疾病構造も大きな変化を遂げており、主要な疾病は感染性疾患や栄養障害から非感染性疾患に移行してきた。さらに、臨床医学の目覚ましい技術革新とともに、医療の需要増加による医療費の増加が課題となり、医療費適正化の取組も重要となっている。こうした背景から健康増進の重要性は今後より高まっていくと言えますとありました。

重要さが高まっていくと言われる、この健康増進の取組であります。現在、様々な施策が展開されているところであります。その中で、広く身近な健康法である運動による健康づくりは、あらゆる内容で、工夫も凝らしながら、多くの地で盛んに行われているところであります。

そして、本市におきましては、青森市健康増進センターのトレーニングルームを開設して取り組んでおられることと思います。

そこで質疑いたします。青森市健康増進センターのトレーニングルームの概要に

についてお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 工藤夕介委員の青森市健康増進センタートレーニングルームについての御質疑にお答えいたします。

青森市健康増進センター3階に設置しておりますトレーニングルームは、平成7年度に生活習慣病の予防及び健康増進に取り組む市民が、健康づくりの積極的な推進を図ることを目的として開設した施設でありまして、18歳以上の方が利用することができます。

トレーニングルームには、有酸素運動マシンや体の様々な筋肉に効果がある、筋トレマシンなど約20台のマシンを設置しているほか、1周約100メートルのジョギングコースでウォーキングを行ったり、フィットネスルームでストレッチをすることが可能な施設となっております。

利用料金につきましては、1回2時間で210円、70歳以上の高齢者の方や障害のある方は110円となっております。気軽に思い立ったとき、運動に取り組める場として、現在も多くの市民の皆様にご利用いただいております。

以上です。

○藤田誠委員長 工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 青森市健康増進センターのトレーニングルームの概要、ありがとうございます。

今、施設の概要をお伺いいたしましたけれども、今の御答弁に、気軽に思い立ったとき、運動に取り組める場とありました。ここが重要であります。ここを起点として、御利用される皆様が、取り組んでいらっしゃるときに窓から屋外の景色を見ながら運動ができ、また、お友達とあるいはその場でも新しいお友達ができたりしまして、一緒に楽しく、やりがいのある時間を、また、お1人でも、集中して自分を高める思いで、目標を決めて、やり切って達成感を得ると。

それぞれで充実した時を過ごしていける、こうした活力のある場といえますか、こういうところだと思えるところでもあります。また、今の時節であれば降雪のため、道路状況も不安定でありますので、室内でジョギング・ウォーキングできる環境の存在はとてありがたいと思えるところでもあります。また、夏場での降雨、雨の際なども同様かと思えます。

多くの方に御利用いただける施設、また、いただきたい施設と思うところではありますが、次の質疑に移ります。

このトレーニングルームの令和5年度の利用者数と新規利用者数の内容についてお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。令和5年度の利用者数と新規の利用者数についてです。

令和5年度のトレーニングルームの利用者数は延べ人数となりますが、2万3126人となっております。うち新規の利用者、こちら実人数であります517人となっております。

新規利用者の内訳であります、多い順に50代が116人、40代が95人、60代が94人、20代が72人、30代が64人、70代が63人、10代が13人となっております。

以上です。

○**藤田誠委員長** 工藤夕介委員。

○**工藤夕介委員** ありがとうございます。

50代が多いということで、働き盛りの世代の方が一番多く利用されていると。また、幅広い年齢層の方々が交流をなさっているということも分かりました。新規の方は500名ぐらいおられると。意識向上が今後さらに図られていくことと思うところであります。また、先日聞き取りの際に、御高齢の親御さんと親子で、御利用なさっている方もおられると、ほほ笑ましい雰囲気も感じたところであります。

今後また、新規利用の向上、また、継続利用の定着を願うところであります。また、こうした施設等におきまして、比較的気になるところが、初めて御利用される方の場合であります。自分が行っても大丈夫だろうか。やる気はありながらも、ちょっとした不安を抱いておられる方がいらっしゃるのではと思います。そのような方々でも、利用しやすい環境づくりがとても大事であると思います。

そこで質疑いたしますが、初めて御利用する方へどのように対応されておられるのかお示してください。

○**藤田誠委員長** 答弁を求めます。保健部長。

○**千葉康伸保健部長** 再度の御質疑にお答えいたします。初めて利用される方への対応についてであります。

施設の管理につきましては、一般財団法人青森市文化観光振興財団に業務委託しておりまして、運動機器の使い方の問合せ対応の注意事項の説明など、職員が常駐し、利用者に対応しているところです。

具体的には、初めて利用される方には、安全面を考慮いたしまして、まずチェックリストで体調を確認いただいているほか、標準的な運動メニューの時間や回数、運動機器の仕様説明を記載したリーフレットを配付しております。

また、各運動機器には、使い方を目視できる写真説明や注意事項を掲示しているほか、運動機器を正しく安全にお使いいただくために、運動機器操作説明会というものを開催いたしまして、詳しい使用方法をはじめ、各運動機器のおもりの調整、設定方法など、トレーニングの進め方について丁寧に説明しております。

以上です。

○**藤田誠委員長** 工藤夕介委員。

○**工藤夕介委員** ありがとうございます。

実際、現状といいますか、健康づくりのために、運動が必要であると理解をしていながらも、なかなか難しい部分もあります。

先般、ある大手企業が行った調査によれば、自分の運動が不十分だと思っている人が約8割という結果で、十分運動を実践している人が少ないのが現状にあるということでありました。こうした現状に対しまして、本市の健康増進センターのトレーニングルームは、身近に運動ができる施設、また、設備を持ち、運動が習慣化できる流れを構築でき、地域における健康増進の拠点であると思うところであります。

初めて利用される方への対応に関するところでありますが、ちょっと分野は異なりますけれども、私、二十数年前に初めて仕事でパソコンを使うに当たって、パソコン講座へ数日ですけれども通ったことがありました。

そこでは、ゆっくりとしたスピードで電源を入れるところから始めまして、最終的にはワードやエクセルといったそういう作業ソフト、こうした操作・使い方についても、一つ一つ分かりやすく、基本的な使用についてレクチャーをいただいたことがありました。

申込み1つで、あとはその講座に乗るだけで、基本的なことが全て押さえられると。非常に効率がいい学習をすることができました。また、この運動、スポーツ、こうしたトレーニングルームにおいても、初心者の方や、基本的なところから始めたいという方もおられますが、ある程度、人数で、教室形式といいますか、初心者講座とか、あと初めての方向けの教室など、こうしたものも取り入れていただきながら進めるのも、利用促進にもつながっていくのではないかと思うところであります。

今後、御検討いただければ幸いと存じます。引き続き、こうした取組に期待をするところであります。しっかりと、今後も進めていただければと思います。

以上をもちまして私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○藤田誠委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、12時50分からといたします。

午前11時40分休憩

午後0時50分再開

○藤田誠委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

赤平勇人委員。

○赤平勇人委員 日本共産党の赤平勇人です。

初めに、3款民生費1社会福祉費6目医療費援助事業費の子ども医療費助成事業に関連して、後発医薬品のある先発医薬品に係る選定療養費について質疑を行います。

今年10月から、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品がある先発医薬品に係る選定療養の制度が導入されましたが、その概要についてお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 医薬品に係る選定療養の制度についての御質疑にお答えいたします。

令和6年10月1日から、医療保険の負担上昇を抑制することを目的として、使用感や味など、薬の有効性に関係のない理由で後発医薬品のある先発医薬品を希望する場合には、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金が保険適用外となる選定療養の制度が導入されております。

対象となる処方箋は、入院患者等を除く院内処方及び院外処方で、後発医薬品のある先発医薬品を希望した場合には、特別の料金が発生することなどの十分な説明を医師等から患者に行うこととされております。

なお、医療上必要があると認められる場合や、在庫状況等を踏まえ、後発医薬品を提供することが困難な場合は、対象とはなりません。

○藤田誠委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 先月、ある子育て中の親から、子どもが風邪を引いて、病院で診てもらって、処方箋をもらい、調剤薬局に行ったところ、ジェネリック医薬品——後発医薬品ですね——でなければ、別料金をもらおうと言われたとのことでした。それで、お子さんは処方してもらった薬のジェネリック医薬品だと飲みづらくて、嫌がるため、先発医薬品に変えてほしいと希望しましたが、その際に、別料金がかかるということでした。

それで、この親御さんは、この新しい制度のことを知らなかったために、子どもは医療費無料化じゃないのかということで、私のところに相談をしたわけなんですけれども、この医薬品の選定療養制度については、まだまだ知らない方が多いと思います。それで、他自治体では、ホームページなどでお知らせも行っておりました。

基本的には、医療機関や薬局で周知は図られるものと私も考えていますけれども、ただ、市としても、こうした周知を図るべきではないかと思いますが、見解をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 制度の周知を市が行うべきではないかという御質疑にお答えいたします。

今ほど、子ども医療費助成の対象にならないというお話がありましたが、本市で

は、子ども医療費の医療証の更新の際には、制度のチラシを同封しておりまして、その中で、対象外となるものとして、保険給付の対象外のものは助成の対象になりません。それで、その項目として、健康診断や予防接種、あと、大きな病院——市民病院等に紹介状なしで受診した際の選定療養費などについては対象外ということで周知をしておりまして、今後については、今回はタイミングが合いませんでしたので、次回の更新時には、具体例を挙げて、周知することとしております。

○藤田誠委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 ぜひホームページ等でもお知らせをしてほしいと思うんです。まだ次の送付までに時間があると思うので、ホームページはすぐだと思しますので、そういったところに周知はしてほしいというふうに思います。

医薬品の選定療養制度については、基本的には、そもそもジェネリックがある先発医薬品を保険から外すということなので、知らなかった人からすれば、先ほどのような例も出てくると思います。それで、税務部長も先ほどおっしゃいましたけれども、1つは、医師が医療上の必要性から先発医薬品を処方した場合、もう1つは、薬局にジェネリックの在庫がそもそもない場合には、この保険の対象から外されるということです。

特に医師による医療上の必要性という点は重要で、例えば、中には、カプセルでも使われている外の素材が違うことによって、効き目がちょっと違ってくるという方もいらっしゃるそうです。そういった場合に、やっぱり、これまで以上に医師とのコミュニケーションも必要となる場合もあると思いますので、そうした点も含めて、ぜひ周知の徹底を図っていただきたいと要望して、この項は終わります。

次に、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費に関連して、市営バス子ども無料乗車事業について質疑します。

市営バス子ども無料乗車事業の過去5年間の利用者数の実績についてお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 赤平委員の過去5年間の市営バス子ども無料乗車事業における子どもの利用実績についての御質疑にお答えいたします。

過去5年間の市営バス子ども無料乗車事業における子どもの利用者数につきましては、令和元年度は5万6213人、令和2年度は3万2168人、令和3年度は2万9908人、令和4年度は2万7516人、令和5年度は3万3122人となっております。

○藤田誠委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 コロナ禍の時期——令和2年・3年・4年は大体3万2000人あるいは3万人を切るという数字で、令和5年度については大体3万3000人、それぐらいだということで、コロナ禍前の令和元年を見てみれば5万6000人ほどだったということなので、コロナ禍の時期を経ても、現在利用している児童数というのは少ない状況だというふうに思いますけれども、この減っている要因について、どのよ

うに考えているかお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 再度の御質疑にお答えいたします。

コロナの影響の件だと思いますけれども、子どもに限らず、高齢者・障害者の方のコロナの時期を踏まえた回復につきましては、若干スピードが遅れておりまして、現在、戻りつつあるという状況であります。ただ、一方で、子どもの数も減っておりますので、そちらの影響もあるかと考えております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 戻りつつあるが、子どもの数も少なくなっているのです、利用者も少なくなっているということでした。

それで、この件についても、ある学校関係者から、私の元に相談がありまして、これから中学校の部活動も地域移行がどんどん進んでいく中で、親の送り迎えだけではなくて、市営バスを使って、例えば、合同のクラブチームに通ったりするということも出てくる中で、この事業の対象をぜひ中学生まで広げてほしいという声をいただきました。

例えば、高校生になると市営バスを使って通学するということも出てくるわけですが、そういうことを想定すれば、中学生が市営バスを使う機会が増えれば、市営バスへの慣れといいますか、使用の——そういったこともつくれるというふうに思います。あるいは、市営バスへの愛着の形成にもつながると思います。

この対象の拡大について検討してほしいと思いますが、市の考えをお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 赤平委員からの市営バスの子ども無料乗車事業の中学生までの対象についての御質疑にお答えします。

小学生以下の児童を対象とする市営バス子ども無料乗車事業は、子ども施策をより充実する観点及び市営バスに低年齢の頃から、なれ親しんでいただきたいという意図から、平成19年から実施しています。

委員御承知のとおり、子育て支援については、子育て家庭から様々な御要望をいただいているところです。委員御提案の市営バスの中学生までの無料化についても、子育て支援の一つのアイデアであるものと理解しますが、福祉部としては、放課後児童会のICTの活用や、交流体験型遊び場の創出などを盛り込んだ青森市子ども計画に掲げる施策・事業を優先して取り組むこととしており、現段階では実施する考えはありません。

○藤田誠委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 アイデアとしては理解するという答弁でした。

子育て支援の拡充という観点から見れば、今、県の子育て関連の交付金、これの

対象にもなり得るというふうに思います。利用する子どもがそもそも減ってくる、減ってきているということなのであれば、その分、中学生まで拡充するということも検討材料の中に入るのではないかなというふうに思いますし、何よりも、現場の学校関係者の方から、これから部活がどんどんどんどん、面的に、地域でいいますと範囲が広がってくる、そういうことも出てきますので、その移動の際に、保護者の負担軽減という意味でも、この市営バスを使って、自分たちで移動することができる、そういう利便性の向上ということでも、資するものだというふうに思いますので、ぜひ、これは検討していただきたいということを要望して、次に、8款土木費1項土木管理費2目建築指導費に関連して、木造住宅耐震診断支援事業について質疑を行います。

今年度における木造住宅耐震診断支援事業の募集件数と応募件数についてお示しください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 赤平委員からの木造住宅耐震診断支援事業の募集件数と応募件数についての御質疑にお答えいたします。

平成7年に発生いたしました阪神・淡路大震災による住宅・建築物の倒壊等により、多くの貴い命が奪われたことを踏まえ、建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定され、本市では、同法の趣旨等に鑑み、災害に強く安全性の高いまちづくりを目指し、平成21年に青森市耐震改修促進計画を策定いたしました。

当該計画では、地震発生時における市民の生命、身体及び財産を保護するためには、市民が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として取り組むことが不可欠であり、こうした市民の取組をできる限り支援すると定めております。

支援策の一つとして、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅につきまして、所有者等が耐震診断を行う場合、市が耐震診断員を派遣する青森市木造住宅耐震診断支援事業を実施しており、1件当たり最大13万6000円を補助しております。

今年度の木造住宅耐震診断支援事業では、募集件数3件に対し、4件の応募がありました。抽せんにより3件に決定しましたが、抽せん後、支援対象者1名から取下げの要望があったため、抽せんで対象者とならなかった方を繰り上げ、現在、3件の耐震診断を実施しております。

また、令和3年度から令和5年度までに関しましては、当該支援事業の募集件数の合計は12件であるのに対し、応募件数の合計は6件であり、応募件数が募集件数を下回っている状況でありました。

以上でございます。

○藤田誠委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 これも市民からの相談を受けての質疑なんですけれども、能登半島地震を受けて、我が家は昭和56年以前の家だけれども、耐震状況は大丈夫だろうかという声がありました。年間の募集件数が3件だよということを伝えると、それ

だったら、どうせ外れるだろう、すごく競争率が高くなっているんだろうというふうにおっしゃって、その方は諦めたわけなんですけれども、ただ、実際にこうして聞いてみると、そもそも応募件数が少ないということでした。今年度でいえば、3つの枠に対して4件ということだったので、それで1人が辞退したということで、3分の3ということでした。

一方で、最新の速報値は来年1月に公表されるということですが、2018年の調査時点で、市内には昭和55年以前の住宅が2万6776戸で、そのうち、耐震性がありとされるのが1万154戸ということなので、2018年時点でいえば、約1万6000戸が残されていたということだと思います。

ただ、今、示していただいた数字を見れば、これは私のところにも声があったように、能登半島地震なんかのことも受けて、需要はあるというふうには感じる一方で、応募件数は多くないと。この状況について、要因をどのように考えているのかお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 木造住宅耐震診断支援事業のニーズに対する市の考えについての再度の御質疑にお答えいたします。

耐震改修を行うに当たりましては、まず耐震診断を行った上で、耐震診断の結果、耐震性の補強が必要だということがあった場合には、耐震改修を行うという流れになると理解しております。

今回、この市の事業を活用されている方、活用されていない方が双方いらっしゃるかと思います。また、耐震診断自体につきましては、古い、旧耐震の建築物を持たれている方は高齢者の方が多いことで、経済的な要因もあろうかというふうに思いますが、市といたしましては、引き続き、耐震性の重要性や支援制度について、「広報あおもり」やホームページ等により、周知徹底を図りながら、耐震化率の向上に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 周知も、もちろんあると思います。ただ、やはり、ここ数年の推移を見てみれば、先ほどの答弁がありましたけれども、12件の枠の中で6件という実績もありますので、様々な改善点等も見えてきているのではないかというふうに思います。

そもそもの募集が少ないから、枠が少ないから、そもそも応募する前に諦めるという方もいるかもしれませんし、先ほどの答弁にもあったように、経済的要因ということもあるかもしれません。診断については、自己負担額が1万1000円とかだったと思いますので、そういった額が妥当なのかどうかということも出てくるかもしれません。

この事業の土台にあるのは青森市耐震改修促進計画ですが、目標として、計画期

間の最終年度である来年度までに、耐震化率を 85.5%から 95%に引き上げるとしておりますけれども、来年に公表される国の調査結果を見てからにもよると思いますが、場合によっては、この計画の改定時期と合わせて、今、言っているこの耐震診断支援事業の事業内容の、例えば、対象要件とかを見直すとか、そういったことを図るべきではないかと思っておりますけれども、考えをお示してください。

○**藤田誠委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 木造住宅耐震診断支援事業についての再度の御質疑にお答えいたします。

まず、支援対象でありますけれども、昭和 56 年以前の建築物が対象になっておりまして、国の交付金制度、県の補助制度を活用し、国の要綱で補助できる最大額が 13 万 6000 円と定められており、県では自己負担額が 1 万 1000 円と定められているところであります。

また、募集対象ということで、枠でありますけれども、木造住宅耐震診断支援事業の応募状況につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、直近 3 か年において、応募件数が募集件数を下回っており、今年度においても同数であるということもありまして、現段階で拡充する必要があるというふうには考えていないところであります。

先ほど、委員がおっしゃったとおり、令和 7 年 1 月に最新のデータが公表されるということでもありますけれども、引き続き、早期の耐震化率の向上に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**藤田誠委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** もちろん、この支援を使わずに診断したり、あるいは改修したりという場合もあると思っておりますけれども、ただ募集件数を見れば、やはり、なかなか、95%に果たしてどこまで近づいているのかということは何とも言えないというふうに思うんです。

昨今、県内でも地震が発生している中で、だんだんだんだん耐震に対する関心は高くなってきているというふうに思います。ぜひ、計画改定の時期と合わせて周知して、より使いやすい制度となるように、徹底していただきたいというふうに要望して、最後に、8 款土木費 2 項道路橋梁費 2 目道路維持費、除排雪対策事業について質疑を行います。

除排雪の際に、高齢者世帯や障害者世帯などを対象に、寄せ雪軽減を実施しておりますけれども、この件数について、過去 5 年間の実績をお示してください。

○**藤田誠委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 赤平委員の寄せ雪軽減の件数について、過去 5 年の実績についてお答えをいたします。

本市では、高齢者や障害者のみの世帯など、自力での雪処理が困難な世帯を対象

に、除排雪作業によって生じる間口への寄せ雪が少なくなるよう、除排雪事業者に対し、指導を行っており、町会・町内会や委託事業者、民生委員などと情報の共有を図り、対象となる世帯の寄せ雪の軽減に努めております。

過去5年間の実績につきましては、令和元年度は421世帯、令和2年度は512世帯、令和3年度は527世帯、令和4年度は500世帯、令和5年度は505世帯となっており、今年度につきましては、12月12日時点で472世帯となっております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 除排雪事業実施計画の中でも、この件数が書かれている中で、青森地区と浪岡地区で分かれて書かれています。それで、これまでたどってみると、大体、青森地区だと300件ちょっとぐらいだというふうに思うわけです。

ただ、この数というのは、高齢者のみの世帯だとか、それから障害者世帯とかの数を考えれば、随分少ないなという印象を私は持っているわけなんですけれども、この300件程度で、青森地区の場合は推移している。これについて、私は少ないのではないかなというふうに思いますけれども、市の見解をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 寄せ雪軽減の対象が少ないのではないかとということで、市の考えということでお答えをいたします。

まず、寄せ雪軽減の対象世帯につきましては、福祉部と情報を共有いたしまして、高齢者のみの世帯、あるいは障害者のみの世帯などというところを、まず情報をいただきまして、加えて、地域、町会長・町内会長からの情報提供、あるいは地区民生委員からの情報提供、それらを含めて、こういう体制で臨んでいるところであります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 その連携が密になっていないのかどうなのかということもあると思うんですけれども、1つに、そもそも自分が対象かどうか分からない、あるいは、そもそも、この制度があること自体が知られていないということもあるのではないかなというふうに思います。

例えば、市が発行している福祉ガイドブックがありますけれども、この表紙には、「各種福祉サービスが記載されていますので、必ずお読みください」と記載もありますけれども、中身を開いてみても、どこを見ても、この寄せ雪軽減については、そもそも載っておりません。

それから、各町会で降雪期のシーズンに入るときに回覧するチラシがあるわけなんですけれども、そのチラシにも、この制度についての記載はありませんでした。

やはり、そういったものに対して記載をして、この周知をまず広げていくということを図るべきではないかと思っておりますけれども、見解をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 寄せ雪軽減の周知に関する再度の御質疑にお答えをいたします。

高齢者世帯等への寄せ雪軽減につきましては、毎年度、策定しております除排雪事業実施計画において位置づけておりまして、主に市民からの通報に加えて、町会・町内会や委託事業者、民生委員などと情報の共有を図りながら、対象となる世帯の軽減に努めておりますほか、関係団体の会議の場での呼びかけや、行政回覧等により、周知を図っているところであります。引き続き、この寄せ雪軽減の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 実施計画に位置づけられていても、この実施計画を、例えば、対象世帯だとか、それに関係する民生委員の皆さんだとかが全部くまなく読むというのは、なかなか大変なことだというふうに思うわけです。頭に入っている人がどれだけいるかということは、やはり、この現状の数字を見れば、1つあるのではないかなというふうに思うわけです。なので、これまでの延長線上の周知の仕方ではなくて、やはり、もうちょっと幅を広げた周知の仕方というのは徹底していただきたいというふうに思います。

ただ一方で、広げづらいという気持ちも片方ではあると思います。増えれば、その分、事業者の手間といいますか、除排雪作業の際に、やはり寄せ雪を軽減してあげるわけですので、手間が増えることにもなると思います。逆に、この寄せ雪軽減の対象になっていなくても、事業者の中には、丁寧に寄せ雪を軽減している場合もあったりもするわけなんですけれども、そして、この寄せ雪問題というのは雪問題の中でも市民からの関心の高いものの一つとなっております。

事業者のことも考えれば、例えば、寄せ雪軽減に関する経費をさらに寄せ雪軽減の対象世帯が多い場合には上乘せしてあげる、手当てをすとか、そういったことも考えられるというふうに思いますけれども、市の見解をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 寄せ雪軽減に関する経費についての再度の御質疑にお答えをいたします。

寄せ雪軽減に関しましては、除排雪事業者に対しまして、対象世帯の情報を提供し、除排雪作業時において、機械除雪により生じた寄せ雪を人力作業などにより取り除くなどの対応をしているところであります。

寄せ雪軽減に関する経費につきましては、除排雪委託料の積算におきまして、除排雪路線延長に応じた作業分を計上しているところであります。

赤平委員お尋ねの、これからまた寄せ雪軽減の件数が増えた場合についてというところにつきましては、今後の積算の過程において検討することになると思います。

以上でございます。

○藤田誠委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 例えば、工区を見たときに、高齢者がたくさん住んでいるところとか、地域によっても、様々、状況というのは違うと思うんですけども、これから、いわゆる超高齢化社会が進む中で、助け合いだけでは本当に限界がやってくるというふうに思う一方で、青森市は、せっかくこういう寄せ雪軽減という制度を設けている。ただ、まだまだ周知が広がっていないし、実際、寄せられた声として、全然、そういう制度を知らなくて、何かそういうふうに軽減してくれる制度はないのかという声が寄せられて、実は、こういうのがあるんですよというふうに至ったケースもあるわけです。

なので、必要な人に行き届いていないという現実を直視した上で、どうやったら事業者もやれるし、周知も広げることができるかと。そういった観点をぜひ大事にさせていただいて、私の1つの案としては、そういう経費を上乗せするとか、手当てをするとか、そういったことも考えられるのかなというふうに思って、私からは提案をさせていただきました。

繰り返しになりますけれども、ぜひ、この対象が今、まだまだいらっしゃる中で、青森地区でいうと約300件にとどまっているというのは、やはり行き届いていないというふうに思わざるを得ないので、ぜひ、そこのところは周知も徹底していただくということを要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○藤田誠委員長 次に、蛭名和子委員。

○蛭名和子委員 立憲民主・社民会派の蛭名です。

まず初めに、議案書43ページ、議案第143号「令和6年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第1号）」、市営バス100周年記念事業についてです。

質疑します。令和7年度の100周年記念事業について、債務負担行為として設定するのはなぜかお聞きします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 蛭名委員の債務負担行為の設定についての御質疑にお答えいたします。

青森市営バスは、大正15年3月6日に発足し、令和8年3月6日で100周年を迎えます。今後も、身近で親しみのある公共交通機関としての役割を果たし、より多くの皆様に利用していただけるよう、青森市営バスの魅力を発信し、利用促進を図るため、100周年記念事業の実施を検討しているところであります。

検討している取組の一つであるマスコットキャラクターの制作につきましては、令和8年3月の100周年記念事業開始時に完成させるために、来年度の初めにネーミング募集を検討しておりまして、その準備を今年度から実施するため、債務負担行為を設定するものであります。

○藤田誠委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 市営バス 100 周年は、すごく大きな事業なので、私的には、例えば、今年度の当初で出して、それから 3 年度をかけて、こういうのをやるというふうに出したほうがよかったのではないかなと思って、この質疑をしました。でも、来年に向けての準備ということで、よろしくお願いします。

次は、最近、県立美術館で「ジブリパークとジブリ展」というのが開催されています。これに合わせ、青森市営バスに緑色を基調にしたジブリのラッピングバスが市内を走行して、目を引いております。

ラッピングバスの台数と広告収入をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 ラッピングバスの車両数と広告料収入についての御質疑にお答えいたします。

交通部では、安定した収入の確保を目的といたしまして、運送収益以外の収入の増加を図るため、広告事業の強化に取り組んでおります。

バス車両の外側に施工する広告といたしまして、車両側面と後面全てにラッピングを施すフルラッピングバスに加えまして、車両外側の 1 面、2 面、もしくは 3 面バスボディ広告や、ガラス面に施工するシースルー広告など、広告主のニーズに合わせ様々なタイプがありまして、現在、交通部が所有する 139 両のうち、フルラッピングバス 12 両を含みまして、124 両に広告を施しております。

また、バスの車外及び車内、停留所などを含めた交通部における全ての広告料収入は、令和 5 年度の決算額では 4096 万 302 円となっております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 分かりました。

それで、ちょっと質疑の順番を間違えました。失礼しました。

100 周年記念事業に係る債務負担行為の金額の内訳をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 債務負担行為の限度額の内訳についての御質疑にお答えいたします。

今定例会、令和 6 年第 4 回市議会定例会に上程いたしました債務負担行為の限度額の内訳といたしましては、キャラクターのネーミング募集の周知に係る経費といたしまして、チラシ・ポスターの印刷製本費が 63 万円、パネル製作委託費が 5 万円の計 16 万円となっております。

○藤田誠委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 キャラクターのネーミング募集等の関係経費ということでした。

それで、さっきの質疑に戻るんですけども、今のジブリのラッピングバスの色がすごく明るくて、いいなと思っているんですけども、バス車両のデザインにつ

いては、これまで、何かしらの意味とか、由来があると思うんですけども、例えば、これを機会に、バスの車両の色をジブリのような明るい色にすれば、もっと、街中がもっと明るくなるなど考えております。

車両のデザインを変更する場合、バス1両当たりの塗装に係る経費と全車両のデザイン変更をした場合の総額をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 ただいまの再度の御質疑にお答えする前に、先ほど、債務負担行為の限度額の内訳を示した際に、トータルの金額を「16万円」と申しましたが、正しくは「68万円」の誤りでしたので、謹んでおわびし、訂正させていただきたいと思います。

それでは、市営バスの塗装費用についての再度の御質疑にお答えいたします。

現在のデザインから別のデザインに変更する塗装費用につきましては、中古車両改修に係る塗装費用が、令和6年度当初予算ベースで1車両当たり206万8000円となっておりまして、これを基に現在所有しております139両全てを塗装した場合の積算といたしましては、トータルで2億8745万2000円となる見込みであります。

○藤田誠委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 分かりました。かなり大変な額になるので、全面の変更、デザインの変更は、ちょっと無理だなと思います。

ここからは意見です。今回、いろいろ調べたんですけども、デザインについては特段、由来とかが書いているものはなかったんですけども、ウィキペディアによると、1993年以前の車両は、窓の下にオレンジのラインが、それ以降は緑色のラインが塗色されているとありました。

例えば、今後、そういったことを考えるのであれば、線を1色変えるとか、あとは広告を100周年記念のロゴとか、キャラクターを入れてもらったラッピングを業者にお願ひするとか、様々あると思うんですけども、いずれにしても、市民が親しめるような、せつかくの機会でありますので、そういったことを企画していただいて、バス利用の促進にも係るように進めていただきたいと思います。この項は、これで終わります。

次は、8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費の浪岡地区AⅠデマンド交通運行委託業務についてです。

令和6年度の浪岡地区AⅠデマンド交通運行実証実験事業については、今議会の定例会で山本武朝議員が一般質問し、概要と実績について御答弁をいただいたところです。4月から11月までの利用者は、前年のコミュニティバス利用者の約1.6倍、9月の利用者モニタリングでも98%が満足しているとのことで理解しました。

今後、本格運行を実施するに当たり、債務負担行為を設定した理由とその予算の主な内訳をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 浪岡地区A I デマンド交通に関しまして、債務負担行為を設定した理由と予算の内訳についての御質疑にお答えいたします。

浪岡地区A I デマンド交通は、蛭名委員御承知のとおり、本年4月から実証実験事業を行っており、来年4月からの本格運行を目指しているところであります。この本格運行に当たりましては、令和7年度から令和11年度までの5か年を契約期間とし、プロポーザル方式により、運行事業者を決定することとしております。

委員お尋ねの今定例会に債務負担行為の設定を提案した理由についてであります。デマンド交通の本格運行に当たりましては、道路運送法第4条に基づき、国土交通大臣による一般旅客自動車運送事業の許可が必要となります。この申請は、実際に運行を行う事業者が手続をする必要があり、東北運輸局作成の資料では、許可されるまでの標準処理期間として3か月、地域公共交通会議で協議されている場合には2か月程度必要であると示されているところであります。事業計画や運賃等におきましても、同様に許可または届出の手続が必要とされております。

この地域公共交通会議に相当する組織が本市では青森市総合都市交通対策協議会であり、ここで協議・了承された内容をもって許可申請手続に進むことになるため、来年4月からの本格運行を開始するためには、令和7年1月中旬に運行事業者を決定し、同協議会に諮る必要がありますことから、今定例会に提案させていただいたものであります。

次に、予算の主な内訳についてであります。債務負担行為の年割額3344万2000円のうち、A I デマンドシステム経費が227万6000円、運転手の人件費が1743万3000円、オペレーターの人件費が854万3000円、燃料費が266万6000円、その他諸経費として252万4000円となっております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 4月から運行するための様々な準備、届出等が必要だということでした。

それで、実証実験運行から本格運行に移行するに当たって、変更点などありましたらお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 本格運行に移行する場合の変更点についての再度の御質疑にお答えいたします。

去る12月6日の一般質問におきまして、山本武朝議員の御質問に御答弁したとおり、実証実験を通しての課題といたしまして、人件費や燃料費等のコストが高くなっていること、また、曜日等によって利用者数に差が生じていることなどを御紹介させていただいたところであります。

こうした課題に対応していくため、デマンド交通の運行日のうち、曜日等によって運休日を設定することや、運行車両を減らして運行することでコスト縮減と1日当

たり利用者数の平準化を図っていくことを検討しているところであります。

このほか、運行エリア、運行形態、使用する車両、運賃体系、予約方法等につきましては、現在の実証実験運行と同内容で継続したいと考えております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 公共交通空白地区の解消及び高齢者が利用しやすい公共交通サービスということで、かなり好評ということですので、引き続き——事前の予約方法とかは変わらないということで、使いやすいと思いますので、引き続き、よろしくお願いします。これで、この項は終わります。

最後は、8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費の流雪溝整備事業についてです。

現在、佃地区、篠田地区、北中野地区の3地区で事業を進めておりますが、この進捗状況について、それぞれお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 蛭名委員の流雪溝整備事業の進捗状況についての御質疑にお答えをいたします。

本市では、令和6年度に策定しました青森市雪対策基本計画におきまして、冬期積雪期においても住みよい都市づくりを推進するための取組の一つとして、流・融雪溝の整備を推進することとしており、佃地区、篠田地区、北中野地区の3地区で整備を進めております。

佃地区につきましては、平成22年度より事業を進めており、二級河川の駒込川からの河川水を水源とし、計画延長は約11.1キロメートル、総事業費は約21億1000万円を見込んでおります。令和3年度に松森・佃地区融流雪溝管理組合を設立し、暫定供用を開始し、今年度は新たに約1.1キロメートルの区間において暫定供用を開始する予定であり、今年度末時点での事業費ベースでの進捗率は71%となっております。

篠田地区につきましては、平成30年度より事業を進めており、二級河川の沖館川からの河川水を水源とし、計画延長は約13.5キロメートル、総事業費は約27億3000万円を見込んでおります。今年度は約660メートルの融流雪溝の整備を予定しており、今年度末時点での事業費ベースでの進捗率は16%となっております。

北中野地区につきましては、平成30年度より事業を進めており、一級河川の岩木川水系正平津川からの河川水を水源とし、計画延長は約2.5キロメートル、総事業費は約5億2000万円を見込んでおります。今年度は約545メートルの流・融雪溝の整備を予定しており、今年度末時点での事業費ベースでの進捗率は39%となっております。

引き続き、早期の供用開始に向けて、国の交付金を活用しながら、整備を進めてまいります。

以上でございます。

○**藤田誠委員長** 蛭名委員。

○**蛭名和子委員** ありがとうございます。

篠田地区の市民の方から、どのくらい進んでいるのかなという声がありまして、今回、取り上げました。篠田地区は、まだ 16%ということですが、早期の工事完了をお願いして、これで、この項も終わります。よろしくお願いします。

これで全部、終わります。

○**藤田誠委員長** 次に、木村淳司委員。

○**木村淳司委員** まず初めに、議案別冊「令和 6 年度青森市一般会計・特別会計補正予算（令和 6 年第 4 回定例会）」39 ページに関連して浪岡病院について質疑したいと思います。

まず、今回の補正予算に計上されております青森市立浪岡病院医事委託業務の概要についてお示してください。

○**藤田誠委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○**奈良英文市民病院事務局長** 木村委員からの浪岡病院についての御質疑にお答えいたします。

浪岡病院の医事委託業務の業務内容につきましては、入院・外来診療報酬の計算処理、レセプトデータ作成・請求などの医療事務業務、患者情報・保険情報の登録、診療内容の確認、医事システムへの入力などの入院・外来業務、患者対応や診療受付などの受付窓口業務、診療費・文書料の料金収納などの会計窓口業務などとなっております。

以上でございます。

○**藤田誠委員長** 木村委員。

○**木村淳司委員** 診療報酬の計算や窓口業務などの委託という御答弁でした。

こうした業務の委託は様々な病院で一般的に行われていることかと思えます。効率的な業務執行をお願いしたいと思えます。

診療報酬の算定に関連をしまして、入院基本料の届出区分についてお聞きしたいと思います。入院基本料の届出区分、これによって、その病院がどんな患者を受け入れているのかが分かるものと考えます。

そこで再質疑いたします。

浪岡病院において、現在算定している入院基本料の届出区分についてお示ください。

○**藤田誠委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○**奈良英文市民病院事務局長** 入院基本料の届出区分についての再質疑にお答えいたします。

浪岡病院では、主に急性期の治療を必要とする患者を受け入れていることから、急性期一般入院基本料の届出を行っております。

急性期一般入院基本料は、直近 3 か月における入院患者の重症度や医療・看護必要度、平均在院日数などにより 6 段階に区分され、現在の届出区分は急性期一般入院料の 4 となっております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 木村委員。

○木村淳司委員 御答弁ありがとうございました。

急性期一般入院料 4 というのを適用しているという御答弁でした。御答弁にあったとおり急性期病院——適用される急性期一般入院基本料は、急性期一般入院料 1 が一番基準が厳しくて、そこから 2、3、4、5、6 と、6 段階に分かれています。ちなみに、市民病院は急性期一般入院料の 1 を適用しているということです。

浪岡病院は急性期一般入院料の 4 なのですが、青森県が作成している病院プロフィール、これはホームページも公開されておりますが、こちらを見ますと、浪岡病院と同じ急性期一般入院料 4 を適用している青森地域保健医療圏の病院は、平内中央病院、青森慈恵会病院、あおもり協立病院など、いずれも回復期病床と急性期病床を両方持つケアミックス型と呼ばれる病院となっております。

これは、急性期ではあるんだけど、比較的重症度が低い患者が——1 に比べると重症度が低い患者が受け入れられているということだと思います。いずれもその急性期一般入院料 4 を適用している圏域内の他の病院は、ケアミックス型であると。回復期と併せた病院になっていると。

浪岡病院のような小規模な病院で急性期のみの体制というのは、非常に厳しいのではないかと私は考えております。

令和 3 年の 11 月に提言された県立中央病院と青森市民病院のあり方についての提言でも、薄く広く医療機関が散在していることに関して非常に課題であるという委員からの提言がありました。これまで浪岡病院の役割について考える際には、浪岡地区に唯一の急性期病院であるので、急性期を維持しなくてはならないという前提に立って考えてきたかと思います。

一方、市民病院や県立中央病院、その他の青森市内の民間病院はもちろんですが、弘前大学病院、弘前総合医療センター、つがる総合病院、黒石病院など、浪岡——当然、青森市の津軽地域寄りになりますので、他市町村の急性期病院も考えると非常にたくさん近隣に急性期の病院があるという状況になっています。こうした病院との、急性期病院との連携を考えたほうが地域住民にとってもよりよい医療体制につながるのではないのでしょうか。

例えば、九州の唐津市にあります「唐津市民病院きたはた」という病院があります。こちらの病院は病床が 56 床、唐津市の中心部から車で 20 分ほどのところに位置しています。位置的にはちょっと浪岡病院に似ているということになります。こちらは急性期ではなくて療養病床を 56 床有する病院になっておりまして、急性期の患者の受入れに関しては、地域の医療機関と連携をするという形で運営をしてお

ります。ちなみに一番近い急性期の医療機関とは車で 15 分ほどの距離になります。

浪岡病院から別の医療機関で一番近い急性期の病院というのが黒石病院になりまして、こちら約 7 キロメートル、車で 10 分ほどの距離になります。周辺の急性期病院と浪岡病院が連携していくとなると、急性期治療の後、その後の患者を受け入れる回復期病棟への転換も一つの選択肢ではないでしょうか。回復期の病棟は様々な種類がありますが、県内で一般的なのは地域包括ケア病棟及び回復期リハビリテーション病棟となっています。

そこで質疑をいたします。

地域包括ケア病棟及び回復期リハビリテーション病棟の概要をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 病棟についての再質疑にお答えいたします。

地域包括ケア病棟につきましては、急性期治療を経過した患者及び在宅療養を行っている患者等の受入れ、患者の在宅復帰支援などを行う機能を有する病棟であり、その主な施設基準は、理学療法士などの専従のリハビリ職員 1 名以上の配置、入院患者の在宅復帰率が 70% 以上であることなどとなっております。

また、回復期リハビリテーション病棟は、寝たきりの防止と在宅復帰を目的としたリハビリを集中的に行う病棟であり、その主な施設基準は、回復期リハビリテーションを要する状態の患者が全体の 8 割以上入院していることや、休日を含め週 7 日間リハビリテーションを提供できる体制を有していることなどとなっております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 木村委員。

○木村淳司委員 非常に大ざっぱに、ただいまの御答弁いただいた内容をまとめますと、急性期治療の後を担うのが地域包括ケア病棟、さらにその後が回復期リハビリテーション病棟と言えるのかなと思います。

そういった、今、お聞きした機能を聞くと、高齢化社会でこそ必要な機能じゃないか、病棟ではないかと感じます。

そこで質疑いたします。

浪岡病院が地域包括ケア病棟や回復期リハビリテーション病棟に移行する場合、どのような課題があるのかお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 病棟についての再質疑にお答えいたします。

地域包括ケア病棟及び回復期リハビリテーション病棟につきましては、それぞれの施設基準に違いはあるものの、いずれもリハビリテーションについて、専門の医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などの専従の専門職員の配置のほか、規定面積以上の専用スペースが必要とされていることから、これらのことが課題であるものと認識しております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 木村委員。

○木村淳司委員 リハビリテーションに専門性を有する医師などの医療従事者の招聘、それから、そもそも建物のスペースにちょっと余裕がない、現状ではないというのが課題だということで理解をいたしました。

さらに、回復期だけではなくて療養病床への転換というのもあり得るのではないかなと思います。療養病床は介護と医療が両方必要な患者が入院するというものになっています。高齢化に伴って国のほうでは、療養病床の位置づけについて、今、見直しを進めているところです。当然、病院のような形で医療が中心というものから、介護施設の中に医療機能を持つようなものまで様々あります。こういった新しい枠組みをしっかりと検討していただきたいなと思います。

浪岡病院の今年度のこれまでの実績を見ますと、昨年度よりもさらにまた患者が減っているという状況です。地域の医療需要を見極めて、青森市内の病院はもとより近隣市町村の病院を含めて、新たな枠組みの構築をぜひ早急に検討していただきたいと思います。

この項は以上で終わります。

続けて、同じく議案別冊 39 ページに関連して、市民病院について質疑いたします。

まず、令和6年度青森市病院事業会計補正予算——今回の補正予算、第1款市民病院事業費用第1項医業費用の概要についてお示しください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 木村委員からの補正予算についての御質疑にお答えいたします。

本定例会に提出している青森市病院事業会計補正予算につきましては、青森市民病院における給与改定に伴う経費を措置するものであり、医業費用のうち給与費について、3億1551万2000円を計上しております。

内訳といたしましては、給料及び報酬が1億470万9000円、手当が1億2430万1000円、退職給付費が7207万円、法定福利費が1443万2000円となっております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 木村委員。

○木村淳司委員 給与改定ということで、人件費は非常に民間でも高騰しているということです。医業費用はこれからも今後増加する可能性が非常に高いのかなと思います。

新病院開院までの8年間、市民病院はほかの医療機関と役割分担をして、圏域全体で市民にとって必要な医療サービスを提供する必要があると考えます。一口に病院といっても役割は様々です。

まず、市民病院が地域において他の病院と比較してどのような特徴があるのか明

らかにしたいと思います。

まず、患者の年齢層についてです。

市民病院について、平成 30 年度と令和 5 年度の入院患者のうち、70 歳以上が占める人数と割合をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 入院患者についての再質疑にお答えいたします。

入院患者のうち、70 歳以上が占める人数と割合につきましては、平成 30 年度が 3256 人で 41.7%、令和 5 年度が 3266 人で 49.7%となっております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 木村委員。

○木村淳司委員 現在——令和 5 年度は入院患者の約半数が、70 歳以上の高齢者とのことでした。この割合も平成 30 年度が 41.7%、そこから令和 5 年度 49.7%へと、患者の年齢層が 70 歳以上の方が占める割合がかなり高くなってきたと言えると思います。ちなみに、入院して退院した患者のうち 70 歳以上の占める割合とその変化ですが、青森市内の他の病院を見ますと、県立中央病院は平成 30 年度の約 43%から約 51%へ、新都市病院は約 57%から約 58%、村上病院はちょっと平成 30 年度のデータがないんですが、令和 5 年度約 72%、青森慈恵会病院が令和元年度約 71%から令和 5 年度の約 77%とし、圏域の 2 次病院の中で最も高いのがあおもり協立病院でして、平成 30 年度の約 72.8%から約 79%になっています。

公立病院 2 つ——県立中央病院と市民病院の 2 つが最も 70 歳以上の占める割合が低いと。ちなみに弘前大学病院は令和 5 年度で約 40%になっています。急性期を担う病床のみで構成されるこの 2 つの病院が最も高齢化の割合が低いわけですが、それでも 70 歳以上の割合が 10%近く増えたということになります。

次に、救急搬送について見ていきます。救急搬送数は平成 30 年度の 9153 件から令和 5 年度 1 万 1524 件へ、青森市内の 3 つの消防署で 2371 件増加しました。増加した件数のうち、65 歳以上の増加が 2022 件。症状で今度見ていくと、増加した 2371 件のうち 2146 件——これは増加分の約 91%ですが、これは軽症または中等症によるものだということです。軽症というのは、救急搬送で行って入院の必要がないものというふうに定義されています。中等症は、入院する必要があるけれども、生命に危険がないものという定義です。

要するに、救急搬送が増えていると言っても、その内訳は、高齢者の方で命に別状はないけれども、救急搬送されている方が増えているということになっています。

急性期を担う青森市民病院の役割を閉院するまでの 8 年間どうするか、ここを考える上でこの現状を踏まえてしっかり議論していきたいなと思います。

次に、市民病院の患者が何日入院してから退院するかについて質疑します。

病院全体での退院するまでの日数、平均在院日数の推移をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 平均在院日数についての再質疑にお答えいたします。

青森市民病院での平均在院日数につきましては、平成 30 年度が 13.3 日、令和元年度が 14.0 日、令和 2 年度が 14.2 日、令和 3 年度が 13.5 日、令和 4 年度が 13.4 日、令和 5 年度が 12.0 日となっております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 木村委員。

○木村淳司委員 令和 5 年度の平均在院日数は、市民病院は 12.0 日ということでした。県立中央病院は 11.9 日、弘前大学附属病院は 12.7 日。どんな年齢層でどんな患者が来て何日で退院するか、ここだけを見ると、県病や弘前大学病院と市民病院はあまり変わらないということになっています。やはり、有識者会議等で度々指摘されているように、県立中央病院と市民病院は地域における役割が重なっていると考えます。

令和 6 年度の診療報酬改定で、青森市民病院が適用している急性期一般入院基本料である急性期一般入院料 1 の平均在院日数の基準が 18 日から 16 日へと厳しくなりました。先ほど申し上げたように急性期病院に適用される急性期一般入院基本料は 6 段階に分かれています。この一番厳しい基準である急性期一般入院料 1 の基準が厳しくなったということは、やはり急性期の病床は在院日数を短くするほうに病院の収益面から国が誘導していると言えると考えます。

そこで質疑いたします。

市民病院において平均在院日数が長くなった場合、経営にどのような影響があるのかお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 平均在院日数の影響についての再質疑にお答えいたします。

市民病院では、平成 23 年度から急性期入院医療を対象とした診療報酬の包括評価制度である D P C 制度を導入しております。

この制度は、各医療機関における在院日数短縮の努力を評価する効率性係数や入院期間により段階的に包括点数が低くなる仕組みとなっており、平均在院日数が長くなることによって、入院患者 1 人当たりの診療単価は下がることもあり、一方、平均在院日数が長くなると、延べ入院患者数は増えることとなるものです。

以上でございます。

○藤田誠委員長 木村委員。

○木村淳司委員 平均在院日数が長くなった場合に、経営がどうなるかということは一概には言えないという御答弁でした。

市民病院の場合は令和 5 年度の病床使用率が約 50%、来年度から病床を削減した

として 60%台ということで、まだまだ病床に余裕があることになります。すると、平均在院日数が長くなってもベッドが埋まってしまうということは恐らくあまりないので、単価が低くなっても収益が増えるんじゃないかということも考えられます。

一方で、病院の収入である診療報酬の算定の際の効率性係数、これは全ての入院患者にかかってきますので、これが下がることで病院全体の収益が低下するという可能性もあると。両面あるということですね。

いずれにしても、高齢化で求められる医療は変わってきているので、国では急性期病院の要件を厳しくして、急性期の病院を絞り込んでいこうという方向に政策が動いていると思います。

先ほど御紹介した令和3年11月の県立中央病院と青森市民病院のあり方についての提言、こちらでも委員から、青森市民病院単体で医師を増やしたり、看護師を増やしたりしても、県立中央病院の患者が青森市民病院に流れるだけであると思う。急性期というのはたくさんのマンパワーや設備を必要とする。それが多過ぎると、ほかの分野に行けるものが行けなくなるなどの意見がありました。

今年11月12日に開催された有識者会議でも、青森地域保健医療圏における医療提供体制を確保・強化するためには、急性期、回復期、慢性期、リハビリ、介護、在宅、そしてみとり、この一連の流れを円滑にする必要がある。そのためには、県立中央病院と青森市民病院の機能分化・役割の見直しをした上で、民間医療機関も含めた連携体制確保が必要。このために、地域医療連携推進法人の設立を目指すとしています。

青森地域保健医療圏の医療体制は、病床機能別でいうと、急性期が過剰、回復期が不足とされています。この急性期の過剰分ですが、市民病院の病床数と大体同じぐらい、同程度の規模が過剰とされています。今後、急性期から回復期、在宅復帰へと、患者がうまく歩んでいけるように、圏域全体の医療体制を見直す必要があると考えます。市民病院全体での役割見直しも必要である一方、求められる役割は病気によって全く異なると考えます。

平均在院日数にまずは着目をして、市民病院の診療科ごとの患者の動きの違いについて質疑をします。

市民病院に適用されている診療報酬上の役割と言える急性期一般入院料1の施設基準は平均在院日数16日以内となっていることから、これを基準に質疑します。

令和5年度実績における平均在院日数16日以上 of 診療科をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 平均在院日数についての再質疑にお答えいたします。

診療科別の平均在院日数につきましては、複数の傷病により入院する場合になるため、主傷病による診療科別の実績となりますが、令和5年度におきましては、心臓血管外科で23.1日、糖尿病・内分泌内科で21.9日、脳神経外科で16.9日となっ

ております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 木村委員。

○木村淳司委員 市民病院には 20 診療科があります。

そのうち 3 診療科において 16 日以上になっているとのことでした。

そもそも医療というのは、最後は元気になって家に帰るのが目的だと思います。あまり長期間入院していると、生活をする活力というか、自立度が衰えて家に帰れなくなってしまいます。現在においては、先ほど申し上げたように、高齢の方の救急搬送が増えています。高齢者が急性期病院に入院すると、日常生活の自立度が下がってしまうことが多く、これまでどおりの生活で在宅復帰するということが難しくなります。これは、急性期病床は基本的には病気に対して処置をすることが中心で、在宅復帰のためのリハビリや医療的なケアの体制が薄くなっているからです。早期に自宅に近い環境に復帰させることやリハビリや生活の自立度を上げるためのケアを実施することは非常に大切です。

在宅復帰に関連して質疑いたします。

現在の青森市民病院の在宅復帰率についてお示ください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

令和 5 年度における青森市民病院の在宅復帰率につきましては、96.6%となります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 木村委員。

○木村淳司委員 96.6%ということで非常に高い数値になっています。計算上ですね。ただ、ちなみにこの計算上の在宅復帰率は、実際には自宅に戻っていない人も含んでいますので、必ずしも言えないんですが。市内のある医師の方によると、高齢者の場合は手術をした後、ほぼ必ずせん妄と呼ばれる症状が出てしまって、この対処に非常に苦慮しているということでした。せん妄というのは、注意や理解、記憶などの機能が一時的に急激に低下をして幻覚を見たり、それによって大声を上げてしまったりという症状があります。せん妄が発生すると、そのケアに看護師等の医療従事者が非常に時間を取られると。なぜならば、せん妄によって点滴を引き抜いたりする場合があつて放っておくわけにもいかないと。このせん妄は自宅に戻ると次第に収まることが多いということでした。

病院側としては、まず、せん妄が発生した場合、家族に引取りをお願いすると。それが第一の選択肢になる場合が多いようです。家族側で受け入れる余地があればいいんですが、例えば一人暮らしの高齢者の方であつたり、高齢者のみの夫婦世帯であつた場合、日常生活の自立度が一時的であっても低下している方、お風呂に自分で入れないとか、トイレに 1 人で行けないとか、そういった方がいる場合に、配

偶者の方がそれを世話できるかと。自分も高齢者であると。そうすると自宅にいきなり戻るのは——ちょっと急性期病院から自宅へ戻るのは難しいということになります。ましてや、一人暮らしですと自宅にいきなり復帰するというのはちょっと危険であるとも言えます。

病院の現場では、まず、地域包括支援センターなんかに相談するということになるんですが、高齢者福祉施設側としても医療的ケアが必要であれば受入れが難しいということになります。医療的ケアが必要であるとか、あるいは、自宅に帰れるようにするにはもう少しリハビリをして生活の自立度を上げる必要がある方を受け入れるところが地域に十分あることが必要です。

また、市民病院のような基準の病棟では、施設基準上、在宅復帰率は80%以上であることが求められます。先ほど申し上げたように在宅復帰率の計算には、自宅だけではなく老人健康福祉施設あるいは居住系介護施設などに退院した場合は在宅復帰扱いになると。また、ほかの病院の地域包括ケア病棟であるとか、回復期リハビリテーション病棟、療養病棟、また、有床診療所——小さな規模の病院のベッドに転院した場合も病床機能連携したということで、これは、計算上は在宅復帰の中に入るということになっています。

つまり、急性期、回復期、慢性期、リハビリ、介護、そして、在宅、みとりと、この一連の流れを円滑にしていけないと急性期病院は急性期としての役割を果たせなくなってしまうと。

こうした状況への対応として、令和6年度の診療報酬改定では、新たに病院の機能類型とも言えるものが新設されました。これは地域包括医療病棟という制度になります。

そこで質疑をいたします。

今年度の診療報酬改定で新設された地域包括医療病棟の概要についてお示しく下さい。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 地域包括医療病棟についての再質疑にお答えいたします。

地域包括医療病棟は、高齢者の救急搬送の増加などに対応するため、令和6年度の診療報酬改定で新設された病棟区分であります。

地域包括医療病棟の施設基準につきましては、看護職員が10対1以上配置されていること、当該病棟に常勤の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が2名以上、専任の常勤の管理栄養士が1名以上配置されていること、入院早期からリハビリテーションを行うための必要な構造設備を有していること、当該病棟の入院患者の平均在院日数が21日以内であること、当該病院等において在宅等に退院する者の割合が8割以上であることなどとなっております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 木村委員。

○木村淳司委員 様々な要件があるということでしたが、まとめると、地域包括医療病棟は急性期と回復期の両方の役割を持った病棟と言えるのではないかと考えます。

先ほど御紹介した県立中央病院と青森市民病院のあり方についての提言、この中でも市民病院と県立中央病院の上位症例はほとんど重複しているという委員からの指摘もありました。

今、足元で増加して今後も増えていくと予想される高齢者の患者の方への対応ということですみ分けするのは、1つの方向性として考えられるのではないのでしょうか。

そこで質疑いたします。

地域包括医療病棟へ市民病院の一部であっても移行する可能性について、市の見解をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 地域包括医療病棟への移行についての再質疑にお答えいたします。

市民病院の病棟につきましては、青森地域保健医療圏の民間医療機関や自治体病院が参加する地域医療連携推進法人において、救急を含む医療提供体制を確保強化する取組を始めることとしており、病棟機能の見直しにつきましても、これらの取組を踏まえて検討してまいります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 木村委員。

○木村淳司委員 地域社会の少子・高齢化の進展という大きな変化の中で、医療提供体制も変えていく必要があると考えます。

例えば、救急一つ取っても、昔とは、その実態が変化しています。そうした実態をしっかりとつかんだ上で、今後、地域で本当に必要な医療は何か、どのように必要な医療を提供するのかを議論していくべきと考えます。

市民にとっては、青森市民病院は中核病院とか基幹病院というふうに言われております。それが急性期であるかどうかというのは、はっきり言うと、どちらでもよいと。市民病院が8年間あって、スムーズに統合新病院が開院する。その後も地域全体で必要な医療が受けられる。例えば、外来に行った際に待たなくてもいいとか、あるいはちょっとおうちで診るのが難しい患者をちゃんと診てくれる病院があるとか、そういったところが地域で実現されているということが大事になります。

ですから、今の市民病院の役割をそのまま続ける、これを目指にするのではなくて、市民にとって必要な医療提供体制を圏域全体で実現する、この目標に向かってしっかり検討していただきたいと思います。

市民病院については以上です。

最後に、7款商工費1項商工費4目観光地整備事業費に関連して、文化観光交流施設の債務負担行為について質疑いたします。

今回の補正予算に、青森市文化観光交流施設等の来年度から5年間の債務負担行為が計上されております。文化観光交流施設とは、「ねぶたの家 ワ・ラッセ」のことということです。

来年度以降の施設運営について議論するためにまず質疑いたします。

「ねぶたの家 ワ・ラッセ」の令和5年度の入館者数及び収支状況をお示ください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 ワ・ラッセの令和5年度の入館者数及び収支状況についての質疑にお答えをいたします。

初めに、入館者数は、台湾・中国等の外国人観光客の増加などを背景に、令和5年度は56万4136人と、平成23年の開館以来最高を記録いたしました。令和6年度の入館者数につきましては、クルーズ船の寄港数増加や台湾との直行便の復便などの影響もありまして、11月末時点で、令和5年度の43万2404人に対しまして、49万2106人の5万9702人増と過去最高であった令和5年度を上回るペースで推移しております。

次に、収支状況につきましては、令和5年度の決算ベースで、入場料や駐車場利用料など収入額が2億6085万9358円。人件費や光熱水費、機器の保守点検費用など、支出額が2億49万6524円となっておりまして、収支差は6036万2834円の黒字となっております。

以上です。

○藤田誠委員長 木村委員。

○木村淳司委員 入館者数は過去最高、そして収支も約6000万円の黒字ということでした。そして、黒字額のうち市への納付額から指定管理料を差し引いても約1900万円のプラスということで、完全に単独運営可能な状況というぐらい非常に経営がいいということでした。これは努力の成果で、すばらしいことかなと思います。今年度もプロジェクションマッピングの開始など、様々な新しい取組をされているということでした。

6月に補正予算で計上されまして、年明けに新しいプロジェクションマッピングが見られるということで私も非常に楽しみにしております。

一方で、いいときこそ、これから先のことをしっかりと考えていくべきだと考えます。もうすぐ開館15年を迎える「ねぶたの家 ワ・ラッセ」です。これから施設の修繕の必要性も出てきます。また、観光客が一巡した後、また来てもらうために、施設運営をしていくためには、これまでと異なるアイデアも必要と考えます。さらに、ワ・ラッセについては、ねぶた関係者からは、ねぶたの活動に関わる、そういったことにもしっかりと目配りをしてほしいという要望もあります。そうした文化を

継承していく、ねぶたがあつてのワ・ラッセですので、そういったねぶたの活動を支援するという側面も、今後考えてほしいなと思っております。

次の5年間、令和7年度から令和11年度はこれまでどおりの指定管理による管理をするという方向性です。

その後は、より民間力を活用した管理手法も検討できるのではないかと思います。

さて、まちづくりのためには、既存の公共ストックの活用が非常に重要だと考えます。青森駅周辺での公共施設は様々ありますが、善知鳥神社の向かいにあった旧青森市民美術展示館、こちらは、「アンドラビナ」のほうに移転をした後は空いている状況です。

前々回の予算特別委員会で今後どうするのかと質疑しましたが、半年たった現在の状況を再度お聞きしたいと思います。

そこで質疑します。旧青森市民美術展示館は今後どうなるのでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 旧青森市民美術展示館についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森市民美術展示館は青森駅東口ビル4階へ移転したことに伴い、本年3月31日をもって、これまで使用していた建物について、美術展示館としての役割を終えたものであります。この旧青森市民美術展示館につきまして、活用の希望の有無を庁内各部に対し照会を行いましたところ、活用の希望がなかったことから、現在、普通財産とする手続を進めているところであります。

今後の対応といたしましては、建物の解体や売却等も含め検討していくこととなります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 木村委員。

○木村淳司委員 市役所の中で照会をかけたところ、活用したいという部署はなく、解体・売却を検討とのことでした。青森市では現在、公共施設が更新の時期を迎えております。利用していない施設となると、カクヒログループスーパーアリーナのオープンに伴い閉館した合浦の旧青森市民体育館もあります。

そこで質疑します。

旧青森市民体育館の現状をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 旧青森市民体育館の現状についてお答えをいたします。

旧青森市民体育館は、カクヒログループスーパーアリーナのオープンに伴いまして、本年6月30日をもって市民体育館としての役割を終えました。昨年9月には、建物の利用見込みの有無を確認するため庁内に照会をいたしましたが、利活用の希望がなかったため、現在、普通財産として、機械警備など最低限の維持管理を行っております。

今後の対応につきましては、本市の公共施設等全体の統一的マネジメントの取組方針を定める青森市ファシリティマネジメント推進基本方針に基づきまして、施設周辺の環境に配慮しつつ、施設の老朽度合いによる危険度などを勘案し、優先順位を定めて計画的に施設を解体することとなります。

以上です。

○藤田誠委員長 木村委員。

○木村淳司委員 使用していない公共施設の活用方法に関連して、今後、質疑したいと思います。

旧青森市民体育館も、やはり、基本的には解体をして、跡地を売るとか、そういった方向になるのかなと思います。今後、多くの公共施設が耐用年数を迎えて、建て替えの時期を迎えます。ファシリティーマネジメントの考えでは、施設の総量を抑制するとなっていますがなかなか進んでいません。

人口が減少しているからこそ、公共施設をこれまでどおり行政が維持するべきという意見も根強くあります。一方で人口が減少すると施設に対する需要は減少します。公共施設といっても民間と全く役割が重なっていないわけではありません。例えば病院もそうです。それから市営住宅。また、貸館利用という意味でいえば、市民センターもありますが、東奥日報の「NEW's ホール」であるとか、そういった民間のレンタルスペースもあるわけです。

となると、これからの時代、若干の公共施設の量を減らしたからといって、これまでどおりの役割の公共施設を行政の管理で更新していく、そうすると民間事業を圧迫するという側面もあるのではと考えます。よって、公共施設の役割を変化させたり、管理の在り方を変えるための取組が様々全国でなされています。

これまで本市では、公共施設の管理手法としては、指定管理を一般的に用いていると承知しております。カクヒログループスーパーアリーナは、D B O方式とP F I方式を活用しております。現在、ほかにも様々な公共施設の管理手法が取れるようになっていきます。その一つとしてコンセッション方式があります。

そこで質疑します。

コンセッション方式の本市におけるこれまでの実績の有無をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 本市におけるコンセッション方式の実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

P F I手法の一形態である公共施設等運営事業方式、いわゆるコンセッション方式とは、利用料金の徴収を行う公共施設等につきまして、施設の所有権を地方公共団体が有したまま運営権を民間事業者を設定する方式であります。この運営権に関する点が他のP F I手法と異なる点でありまして、民間事業者のノウハウをより発揮しやすい事業方式となっております。

現在、本市における公共施設の管理運営に当たりましては、直営のほか、指定管

理者制度やPFI手法、DBO方式など、積極的に民間的手法を活用することによりまして、市民サービスの向上や施設の効率的な管理運営を図っているところでありますが、これまでコンセッション方式を活用した実績はありません。

○藤田誠委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ありがとうございます。

本市においては、まだ、コンセッション方式の実績はないということでした。

全国で見ますと、例えばコンベンションホールであるとか、そういった大きな施設にコンセッション方式、つまり、所有は行政だけれども、施設の管理運営をする権利は民間にあり、民間が管理運営をすると。その運営権の対価として、行政がお金を受け取るというような方式が広く行われるようになっていきます。

ほかにも、岡山県の津山市では、新しく建てられた施設じゃなくて、古くなった市営のプールに対して、このコンセッション方式で再整備を行って、新たな施設として再出発したという事例があります。この津山市のガラスハウスと呼ばれるガラス張りのプールがありまして、これは非常にユニークな建物で市民に親しまれていたんですが、ガラス張りなのでちょっと断熱性がいまいちで、非常に維持費がかかる。見た目はきれいなんですけども、維持費が物すごいのかと。その中に温水プールがあったんです。津山市というのは奥山のほうにありますので、かなり雪が深いところです。そこで、市民の健康のためにプールを造ったんですが、年間に1億2000万円以上経費がかかると。そうすると、なかなかファシリティーマネジメントの観点で住民説明会などを行っていくと、これだけお金がかかっています、だんだん来る人が少なくなっています、人口も津山市はそれほど多くないのでどうしますかという、住民のほうからも、これ以上維持するのは難しいんじゃないのというような雰囲気になっていたということでした。

ただ、まだ、その検討されていた当時で20年ちょっとしかたっていないと。見た目が非常に美しいので、これをそのまま解体して潰すのはちょっともったいないなということで何とかできないかと検討したということです。

そこで、地域の民間事業者にサウディングを行って意向を——これはどういうふうにしたらいいのでしょうか、何か活用なんてありませんかという聞き取りを行ったところ、プールはちょっと難しいけれども、ほかのものだったら使いたいと、使えるんじゃないか、採算取れますよ、というような意見がかなりあったと。

そこで、RO方式——リハビリテート・オペレートという方式でRO方式とコンセッション方式を組み合わせた方式で活用を図ることにしました。このRO方式というのは、このプールとして使えないということなので、このプールを埋めて、そこにダンスアリーナ、ボルダリングホール、人工芝エリア、50メートルトラックなどの多目的な市民が使える運動スペースにすると。そのための資金を一部民間が調達をするという方式です。民間事業者が自ら資金調達をして既存施設を改修する仕組みのことです。

さらに、その後の運営はコンセッション方式ということで、市から運営管理権を民間事業者が買い取って運営をするということになりました。

そもそもが民間事業者がプールじゃなかったら運営できますよ、こういうふうに使いたいですと、使ったらどうですか、というお話があったということなので、運営主体が民間になったということです。

この工事自体も、民間が主体的に行うと。ただ、工事費自体は、市が改修費用相当の2億6500万円を2030年までに分割をして負担をしたということになります。その後、年間380万円の運営権料を市に対して民間事業者が納める。つまり、380万円、15年間なので、大体1億円ちょっとですか——5000万円ぐらいか、5000万円ぐらいですね。2億6500万円ですから、2億円ぐらいの負担でできたということになります。年間1億2000万円以上出ていくものが1回約2億円払えば終わると。そして、市民にとっては楽しい施設になったということで非常に成功したという事例だと思います。

採算の取れない施設、利用者がなくなってきた施設はもう潰すしかないということではなくて、いろいろな活用方法が考えられると思います。ただ、それは単に行政がずっと管理をするということではなくて、地域の民間事業者のサウンディングという形で意向を伺って、新たなアイデアを募るということが必要です。ただ、このコンセッション方式、今、説明してもぱっと、何となく、スキームが複雑だなという感想を持たれた方も多いかと思います。これは単純に財産を貸し付けるということですから多いです。

そこで質疑をします。

普通財産の建物の有償貸付けの事例をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 普通財産建物の有償貸付けの事例についての再質疑にお答えいたします。

普通財産につきましては、地方自治法第238条の5第1項の規定によりまして、貸付けできることとされておりまして、その取扱いは、本市の内部規定であります青森市財務規則及び青森市普通財産管理处分取扱要領で定めております。

委員お尋ねの普通財産建物の有償貸付け事例といたしましては、四戸橋にあります管財課所管の旧青少年研修センターを社会福祉法人へグループホームなどの用途で貸し付けております。そのほか、浪岡にあります浪岡振興部総務課所管の旧浪岡共同高等職業訓練校の一部を農業者団体へ倉庫として貸付けしている事例などがあります。

以上です。

○藤田誠委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ありがとうございます。

有償で建物を貸し付けている事例があるとのことでした。一方で、要領では新規

の貸付けは原則としてはしないことにするというような規定もあるとのこと。また、財務規則上は、これは民法の規定と連動しているということですが、貸付けを受けた者が勝手に原状変更してはいけないという規定があったりとか、市の財産なのでいろいろと決まりがあります。ただ、使わなくなった市の財産を活用していくという観点でいくと、解体して更地で売却するというのは市にとって非常に負担が大きいと思います。売れるかも分からない施設の解体にお金をかけないといけなというのは、課題——非常にちょっと厳しい、行財政上厳しいのではないかと思います。

また、買う側の民間事業者にとっては一気に大量の資金が必要になります。そうすると、事業のコスト管理は難しくなりますし、投資に二の足を踏むということになります。

現在は、まちづくりに貸付けを活用する事例もあります。

また津山市の事例なんですが、高田幼稚園という幼稚園がありました。ここは廃園になったんです。高田というと青森市も高田というところがありますけれども、そこと同じような、津山駅から北に9キロメートルほど行ったところ、山沿いにあるちょっとした幼稚園なんです。こちら廃園になりまして、何とかできないかと。最初は壊して売ろうかという話があったんですが何か活用できないかと。

そこで、随意契約保障型の民間提案制度というのを使いました。これは要するに、提案をしてくれた民間事業者に対して、その点がいいということになれば、随意契約で貸付けの契約をしますというものです。これで提案をしてきたのが、実際、地元で人気のパン屋を経営する事業者だと。ここにパン屋を開きたいということだったんですね。マスターリース契約——幼稚園の建物と敷地を、全てパン屋を営む事業者に貸しまして、パン屋が今度はコーヒースタンドやギャラリーに対して、別の事業者に対して転貸、又貸しをするという形で一体の施設を運営するということになりました。このための関連条例をつくって津山市では運営をするということになったそうです。

今まで幼稚園として地域の住民に非常に親しまれていたもので、パン屋が入ってきてもすんなり受け入れられて、じゃあ、あのパン屋に行こうかということで地域の住民にも非常に受け入れられているということです。

これから青森市では、本当にたくさんの施設が更新期を迎えます。青森市民病院もその一つです。市民病院の敷地は約1万8000平方メートル、延べ床面積は3万6000平方メートル以上あると。この施設を果たして更地、解体で売れるのかどうか。これは非常に市の財政、これからの政策に大きな影響を及ぼすものだと思います。できれば解体せずにそのまま活用してくれる事業者がいれば、一番いいのかなと私は考えます。

そのためには、ただ、ここをそのまま買ってくださいという手法では、なかなか投資をしてくれる方がいらっしやらないのではないかと思います。ほかの病院の跡

地活用という点でいうと、五、六年、もっと前から、地域の民間事業者、地域だけではなくてもっと広い範囲で、事業者と話しながら、これはどういうふうによつたら使えますかねということをして市の方が結構話をしている事例が多くあります。それでも五、六年かかってやっと跡地の活用が決まるということになっています。

こうした民間事業者に対する活用のサウンディングをあまりしていない市町村がやはり多いようで、今、やはり病院の建て替え時期を迎えています。その中で、基本構想と言え、跡地の活用の基本構想をこういうふうにしますという構想を練って、民間の事業者の入札を募ったけれども、不調になっているという事例が様々なところであります。病院跡地活用とインターネットで調べるとほとんど入札不調になった事例がどんどん出てきます。それぐらい、病院の跡地活用というのは本当に準備をしないとなかなか難しいものだと考えます。

これからの時代、適切な施設管理、そしてファシリティーマネジメント実施のためには、公共施設を積極的に市民に開放すること、それから資金調達の方法もいろいろ考えて試してみることが必要だと考えます。これはワ・ラッセもそうだと思います。

今までと同じように指定管理をしていけば人が来るだろうということではなくて、もっと新しいことができないか、もっと民間事業者の知恵を借りられないか、独立採算でもやっていけるぐらいお客さんが来ているわけですから、そういった手法もぜひ検討していただきたいと思います。

今後の時代、本当に行政ができること、民間事業者ができること、それぞれが連携してできること、お互いが必死になって考えて実行することで、総力戦でまちをよくしていく必要があると考えます。

これにて私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○藤田誠委員長 次に、奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 市民クラブ、奈良祥孝であります。

議案別冊、令和6年度青森市一般会計・特別会計補正予算について質疑いたします。

まずは、議案別冊の7ページから9ページ、一般会計の債務負担行為の関係です。12月議会と3月議会においてそれぞれ債務負担行為が設定されておりますけれども、12月議会で締結する債務負担行為はどのようなものがあるのか、お示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 奈良委員からの12月議会で設定する債務負担行為についての御質疑にお答えいたします。

債務負担行為とは、翌年度以降の支出を伴う場合に、あらかじめ対象となる事項、限度額及び期間を定めるための予算であり、地方自治体の予算単年度主義の原則の

例外の一つであります。

このうち、市が年度当初から実施する業務につきまして、前年度中に契約を締結する必要がある事項に係る債務負担行為につきましては、一般競争入札や指名競争入札などを行い、契約手続に一定の期間を要する事項については12月補正予算、随意契約などを行い、速やかに契約手続を行うことができる事項につきましては3月補正予算として整理することとしており、今定例会におきましては、令和7年度の契約準備のために一定の期間を要する業務に係る債務負担行為につきまして、補正予算案として御審議いただいているものであります。

○藤田誠委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

そうすると、ほかのページにもありますね、39ページとか181ページとか。ほかの会計について——特別会計とかについても同様の考えということによろしいですか。分かりました。以上で結構です。

次、10款教育費5項社会教育費4目文化施設費、文化施設運営管理事務についてお伺いをいたします。

文化施設の修繕に係る費用について、どのように予算を確保しているのかお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 奈良委員からの文化施設の修繕についての御質疑にお答えいたします。

文化施設の修繕につきましては、毎年度、指定管理者と協議の上、消防設備の修繕など法律の規定により対応が必要なもの、ボイラー等の設備や舞台設備の修繕など業務上必須なもの、エレベーターや自動ドアの修繕等の利用者の安全に関わるものなど、緊急度・優先度が高い修繕について、当初予算において予算確保しております。

また、年度途中において発生する緊急を要する修繕等につきましては、既決予算で賄いきれない場合には、不具合箇所を特定し、費用の積算ができ次第、補正予算で対応しているところであります。

○藤田誠委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

今、要は既決の予算で賄いきれないところは不具合箇所を特定して、費用の積算ができ次第、補正予算で対応するということでした。ありがとうございます。

あとは質疑しません。一般質問でも申し述べましたが、やはり点検をして、そして、不具合の理由を特定するということですね。そうすると、文化施設も体育施設もそうかもしれませんけれども、予約が1年先まで取れるわけですよ。点検のための予算を新年度につけたとして令和7年度、その時点で点検をしても1年後はもう予約が取れてしまうということは、その先ですね。簡単に言うと最低でも2

年ないし3年かかるという考え方になってしまいます。

ですので、こういうものはできるだけ早くやって対応したほうがよろしいかと思
います。というのも、市民の人たちは、この前もトイレの件でもしゃべったけれど
も、3年も4年も5年もかかっているのもあるわけです。それを、今からやったと
してもまた3年かかるわけです。そうすると合計6年とか8年になってしまう。
それはやはり駄目だなというふうに思います。

先般も言いましたけれども、ネーミングライツの関係もありますし、利用してい
る市民の人、また、出演される多くの方々にも好印象を与えるためにも、早期に取り
組むべきということを申し述べて私の質疑を終わります。

○藤田誠委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時5分からにします。

午後2時36分休憩

午後3時5分再開

○藤田誠委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

渡部伸広委員。

○渡部伸広委員 公明党の渡部伸広でございます。

早速、予算書84ページから85ページ、第10款教育費第5項社会教育費1目社会
教育総務費に関連をして、102ページにあります、あおもり北のまほろば歴史館
運営管理委託業務について、2点お伺いいたします。

まず、この予算書に書かれてあります債務負担行為の予算書の中で、限度額を運
営管理に要する経費、また、当該年度以降の支出予定額を限度額に同じというふう
に記載がされておりますけれども、この意味合いをお示してください。

○藤田誠委員長 答弁求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 渡部委員からのあおもり北のまほろば歴史館運営管理委託
業務の債務負担行為についての御質疑にお答えいたします。

債務負担行為とは、先ほど奈良委員からの御質疑にも答弁いたしましたとおり、
翌年度以降の支出を伴う場合に、あらかじめ対象となる事項、限度額及び期間を定
めるための予算でありまして、地方自治体の予算単年度主義の原則の例外の一つで
あります。

委員お尋ねの、あおもり北のまほろば歴史館運営管理委託業務に係る債務負担行
為につきましては、令和7年度から令和11年度までの5年間、指定管理施設である

同歴史館の運営管理を指定管理者に委託するためのものであります。

予算書中、限度額の欄に金額ではなく、運営管理に要する経費という文言を記載している理由であります。指定管理委託料は、受託者からの提案額が基本となるものの、指定管理期間中の各年度において変動する性質のものであり、各年度の予算額につきましては、それぞれ当初予算編成過程において整理することとしているためであります。

したがって、現時点において、令和7年度から令和11年度までの指定管理委託料総額をお示しすることができませんことから、運営管理に要する経費と記載しているものであります。

また、同様の理由で、当該年度以降の支出予定額につきましても、限度額に同じと記載しているものであります。

○藤田誠委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 委員の皆さん、分かりましたでしょうか。

私、この意味合いが分からなかったんですね。確かに、そう言われてみれば令和7年度から11年度までの期間のところに書いてありますし、限度額に同じという意味合いも分かりましたけれども、ただ、運営管理に要する経費で翌年度以降の予算で毎年変動するからこういう書き方をしているんだということが分からなかったです。

ですので、できれば、その旨、簡略にここに記載してほしいなと思います。手書きでもいいので、システム上、印刷を最初から入れるのは難しいって伺ったので、ちょっとそういう、簡単でいいので入れておいていただければ委員の皆さんは分かりやすいんじゃないかなというふうに思いますので要望しておきたいと思います。

次に、あおもり北のまほろば歴史館のイベントや過去3年間の入館者実績を含む取組内容、これをお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 渡部委員からのあおもり北のまほろば歴史館についての御質疑にお答えいたします。

あおもり北のまほろば歴史館は、青森市を中心とした郷土の歴史や民俗を総合的に紹介する展示施設として、平成27年7月に開館し、国指定重要有形民俗文化財である津軽海峡及び周辺地域のムダマハギ型漁船コレクションのほか、青森県指定有形民俗文化財である青森の刺しこ着などの資料を展示・公開しております。

歴史館では開館以来、毎年度、夏と秋の年2回イベントを開催しております。

夏のイベントといたしましては、工芸作家による陶芸や木工、刺しゅうなどの工芸品の作品展示や販売、体験コーナーを設けており、秋のイベントとしては、市内各地で守り伝えられてきた郷土の生活文化を身近に感じ、民俗文化への興味・関心や郷土愛を育むことを目的とした「あおもりこども民俗フェス！」を開催しており、津軽手踊りや津軽三味線などの伝統芸能の発表のほか、こぎん刺しや津軽塗などの

体験コーナーを設けております。いずれのイベントも、子どもから大人まで多くの方に御来館いただいております。

歴史館の来館者数につきましては、当該イベントの来館者数も含めまして、直近の3か年で、令和4年度が5169人、令和5年度が1万3769人、令和6年度が11月末現在で1万3122人となっております。

教育委員会といたしましては、今後も施設の設置目的を踏まえつつ、指定管理者と連携しながら、魅力あるイベントや企画展等を継続して開催してまいります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございました。

この、あおもり北のまほろば歴史館というのは、一見、大変地味な存在ではあるんですが、部長がおっしゃったように、青森市を中心とした郷土の歴史や民俗を総合的に紹介する貴重な施設であるというふうに私は思っております。

国の指定重要有形民俗文化財、また、青森県指定有形民俗文化財の刺しこ着とか貴重なコレクションを有しているということがまず一つあります。それから、イベントが毎年2回、夏と秋に行われていると。工芸作家による陶芸や木工、刺しゅうなどの工芸品の作品展示、販売、体験コーナーと、独自の伝統を伝承していく貴重な機会であるというふうにも思っておりますし、「あおもりこども民俗フェス！」ですか、津軽手踊り、津軽三味線などの伝統芸能の発表と。この津軽三味線は海外でも結構人気がありまして、その理由としては、力強い音色、高揚感のある演奏、和楽器演奏者の発信ということから結構海外でも有名でありますし、担当課の方へ聞くと、外国人の来訪者も増えているというふうに伺っています。

こぎん刺し、津軽塗の体験コーナーという——こぎん刺しもブームと言われて久しいわけですが、このこぎん刺しって私、すごく魅力的だなと思っています。多分、青森の方はあまりにも見慣れているのでそんなに思っていないかもしれませんが、歴史的な背景とか、もう少し勉強すると大変面白いなと思っております。

本当に、まさに、農民の生活の知恵から生まれた——風通しのすーすーする麻布しか着ることが許されなかった時代に、その風を防ぐために、穴を防ぐために、麻糸で刺しゅうをして、保温性を保って、着ることに耐えられるものにしたという歴史的なこともありますし、美術評論家で日本民藝館の初代館長である柳宗悦さんという方が「手仕事の日本」という本の中でも紹介しているんですが、日本のさしこ着としては一番手を込めた立派なもので、技から見ても美しさからいっても、農民の着物としては第一流のものでしょうと。こういう刺しここそが何か新しい道で生かすべきではないでしょうかというふうに触れられております。

こぎん刺しというのは、フェスでも子ども体験コーナーでもやっているように、誰もが参加できることが特徴として挙げられております。

老若男女、どの世代でも、そして、国境を越えて熱中できる。また、生まれた背

景やたどってきた歴史、現代への応用範囲の広さを考えると、まだまだ世界に知ってほしいと思いますし、また、広げていくべきだというふうに思っております。そういう使命を担っている歴史館であるというふうに思っておりますので、やりようによっては、いろんな方——外国人の方も、客船もたくさん着いていますので、どんどん呼べる建物になるのではないかなというふうに思っております。

私がこれをなぜ、今回質疑をしようと思ったかという、あそこの前を通ると、どの時間に行っても建物に明かりがついていない。外から見えないです。ガラス張りなのに明かりがついていないので、あれ、いつの間にか閉館したのかなと思っていつも通っているんです。

なので、今、どういうことをやっているのかっていうのが全く分からないし、あまり発信もされてないように思ったので伺った次第です。

ここにリーフレットがありますが、写真にあるとおりガラス張りなんですけれども、真っ暗なんですよね。いつもそうなんです。いつでも、いつ通ってもこの状態なので、もっとPRすべきだと思います。道から見ても何かあるな、やっているなっていうPRをすべきだと思います。どうですか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 あおもり北のまほろば歴史館についての再度の御質疑にお答えいたします。

ただいま委員から御紹介がありましたガラス張りのほうは展示コーナーとは違って会議室側になりますので、ふだん展示しているコーナーのほうではない側になります。

ふだん展示している側のほうは窓がどうしても構造上少なくなっておりまして、道路側から館内の照明が見えにくい構造となっております。

そのため、令和7年度からは、利用者に対する施設への誘導や通行人へのPRなど、集客を目的に、入り口付近や道路側の敷地によく見えるように高いのぼり旗などを設置して、今イベントをやっているということが分かるような形でやりたいということで指定管理者のほうと話しているところであります。

○藤田誠委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 のぼり旗をつけるということでした。

のぼり旗もPRとしてはいいと思いますけれども、やはり何か明かりが欲しいなと思います。外から電気がついていると、何かやっぱり明るい感じがするので。いや、理屈は分かりますよ。会議室だからつけてないんだっていう理屈は分かるんですけれども、外から見た人には関係ないので、やっぱりこう、明かりがあるといいなと思います。

のぼり旗もやはり季節ごとにやるのであれば、このイベントがあるときはイベントをやっていますよっていうような、PRできるようなもの、いつからいつまでとかというようなちょっと工夫をしながらやってもらえるといいかなと思っております。

す。

先ほども申し上げましたけれども、大変、一見地味なようでとっても大事な歴史館だと思っていますので。もしかすれば、青森市にいろんな方を呼べる、すごく優れた存在になると思っていますので、やり方次第だと思います。

来訪者の人数も伺いましたけれども、約1万3000人ちょっと。やはり毎年来るようなところですので、もうちょっと呼べると思いますし、入館料だけがあれじゃなくて、いろんな意味で青森市の文化を発信できる、そういう歴史館だと思っていますので、ぜひ有効に活用していただきたいということを要望して私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○藤田誠委員長 次に、万徳なお子委員。

○万徳なお子委員 日本共産党の万徳なお子です。

最初に、2款総務費2項徴税費1目課税費に関連して、国の税制改革による市税への影響についてお尋ねします。

今まさに税制について、国会で討論がされており、地方自治体の財政にも関わるということで、一般質問でも取り上げられていました。

そこで青森市への影響額約45億円と——103万円を178万円に動かした場合、約45億円の影響があると答弁がありました。

この中身、もう少し御説明いただけますか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 個人市民税の減収見込額の試算方法についての御質疑にお答えいたします。

個人市民税減収額の試算につきましては、本年10月時点において、本年度実施している定額減税前の個人市民税所得割額が生じている納税義務者12万3051人の課税データを抽出して行ったものであります。

基礎控除額が75万円引上げとなった場合、75万円に個人市民税の税率6%を乗じた額である4万5000円が1人当たりの最大減収額となります。すなわち、定額減税前の所得割額が4万5000円を超える納税義務者は1人当たり4万5000円が減収となり、定額減税前の所得割額が4万5000円以下の納税義務者は、定額減税前の所得割額の全額が減収となります。

定額減税前の所得割額が4万5000円を超える納税義務者は7万8060人となっており、その減収額は、7万8060人に4万5000円を乗じた35億1270万円となります。

また、定額減税前の所得割額が4万5000円以下の納税義務者は4万4991人となっており、その減収額は定額減税前の所得割額の総額である10億1812万9000円となり、合計で約45億円の減収見込みとなるものであります。

○藤田誠委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ちなみに、今、自民党さんの案ということで、給与所得控除額

と基礎控除額、それぞれ 10 万円ずつ引き上げて 123 万円と。この場合はどんな影響額になりますか。

○**藤田誠委員長** 答弁を求めます。税務部長。

○**横内修税務部長** 103 万円を 123 万円——給与所得控除額を 10 万円と基礎控除額を 10 万円引き上げた場合の個人市民税の影響額ということでありました。

まず、給与所得控除額が 10 万円引上げとなった場合についてであります。給与所得控除額は、給与収入が多くなるにつれ、控除額も増えていくような仕組みになっておりまして、給与収入が 850 万円を超える方の控除額 195 万円が上限ということになっております。

この 10 万円の引上げが全ての方に適用されるのか、あるいは、10 万円の引上げを一定収入の階層のみとするのか、または、上限額を変更せずに、195 万円に達する給与収入の引下げをするのかなど、様々なパターンが考えられまして、今の状況では、その辺が示されていないということから、ちょっと試算は困難な状況であります。

次に、基礎控除額が 10 万円引上げということになった場合ということですが、先ほどの 75 万円の引上げの試算のような精緻な計算というのはしておりませんので、概算ということになりますが、10 万円に個人市民税の税率 6 % を乗じた額である 6000 円が 1 人当たりの最大の減収額となります。6000 円に先ほどの 12 万 3000 人を掛けると、約 7 億 3800 万円、6000 円以下の人もいますので、これを加味しますと約 7 億円と考えます。

○**藤田誠委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 生活費には課税しないという原則を鑑みれば、今の基礎控除額を引き上げるとするのは、当然だと思うんです。

ただ、やっぱり財源をどうするのかとか、地方行政に対して補填はどうするのかということを抜きには——やはりこういったことが心配されますけれども、ただ一方、やはり減税されて、使っていただければ、市中に例えば約 45 億円なら約 45 億円のお金が市民の間に回るわけですから、使っていただければ、また増収として戻ってくるということにもなると思います。

それで、ちなみに消費税のほう——地方消費税交付金、こちらは今幾ら入っているでしょうか。

○**藤田誠委員長** 答弁を求めます。税務部長。

○**横内修税務部長** 地方消費税交付金についての御質疑にお答えいたします。

地方消費税交付金は、都道府県税である地方消費税の 2 分の 1 に相当する額を都道府県内の市町村に人口等の案分により交付されるものであります。

本市の地方消費税交付金の令和 6 年度予算額は 69 億 3590 万 1000 円となっております。

なお、このうち、平成 26 年 4 月及び令和元年 10 月の税率引上げ分となる 37 億 3456

万 7000 円につきましては、年金・医療・介護・少子化対策の社会保障 4 経費及びその他社会保障施策に要する経費に用途が限定されているものであります。

○藤田誠委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 最後は縛りがかかっているんだよという御説明でした。

消費税はやっぱり逆進性が、つまり所得が低い人ほど負担割合が大きいということです。消費税減税半分の 5 %にしたとして、約 69 億円が半分になるかどうか、そういう単純なことは分からないんですけれども、目安としてはよく分かりました。乾いた雑巾で経済は回らないので、やはりこれは国の動向を注視していきたいと思います。

続きまして、10 款教育費 6 項保健体育費 3 目学校給食費に関連して質疑をさせていただきます。

せんだって、青森市の給食センターが知事賞を受けたという報道を見ました。どのような賞だったのでしょうか、中身をお知らせください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 青森市小学校給食センターの食品衛生優良施設知事表彰についての御質疑にお答えいたします。

青森市小学校給食センターは、国の大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、H A C C P に沿った衛生管理を実施しております。

具体的には、1 つに、施設内は清掃が行き届き、経年劣化による破損等が生じた際も、点検・補修を速やかに行っていること、2 つに、従業員に対し、日々健康状態を確認し、記録を残すことで徹底した健康管理を行っていること、3 つに、衛生教育を毎月実施し、従業員の衛生意識の向上を図っていること、以上のことから市保健所では、県の推薦基準に照らし、青森市小学校給食センターを知事表彰候補施設として推薦したものであります。

県では、県内各保健所から推薦を受けた優良施設について審査を行い、今年度は青森市小学校給食センターを含めた県内 4 施設が表彰されたものです。

以上です。

○藤田誠委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 事業者についてですけれども、現在 P F I 方式で契約していると。その契約期間や支払い額などの内訳をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 学校給食委託事業者との契約についての再度の御質疑にお答えいたします。

現在、本市の学校給食は小学校給食センター、中学校給食センター及び浪岡学校給食センターの 3 給食センターのほか、単独給食実施校である浪打小学校、合浦小学校、古川小学校の 3 校において調理し、各小・中学校に提供しているところであります。このうち浪岡学校給食センターと単独給食実施校は市が直営で運営してお

ります。

また、中学校給食センターにつきましては、平成 16 年に市が整備し、民間事業者
に運營業務を委託しておりましたが、平成 26 年に P F I 方式で整備した小学校給
食センターと併せて、株式会社青森スクールランチサービスに運營業務を委託する
こととし、平成 26 年度から令和 10 年度までの 15 年間を契約期間としております。

同社への委託料につきましては、主に維持管理に相当する固定料金と給食提供食
数に応じた変動料金から構成されており、令和 6 年度の当初予算額では、固定料金
部分が約 4 億 6400 万円、変動料金部分が約 6800 万円となっております。

○藤田誠委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 その変動部分というのが、いわゆる食数で掛け算になると思う
んです。今年度 5 月 1 日が直近の数字と聞きました。小学校・中学校それぞれの給
食センターの食数をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 1 日当たりの提供食数についての再度
の御質疑にお答えいたします。

令和 6 年 5 月 1 日現在における 1 日当たりの提供食数につきましては、小学校給
食センターが 1 万 1149 食、中学校給食センターが 6370 食となっております。

○藤田誠委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 それでたしか 1 食当たり 100——ごめんなさい、1 食当たりが
幾らという計算になるか、お願いします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 1 食当たりの給食の料金についての再
度の御質疑にお答えいたします。

令和 6 年度につきましては、小学校 19.092 円、中学校が 17.028 円となっております。

○藤田誠委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 思ったよりも、全然低かったのでびっくりしちゃったんですけ
れども、それで平成 22 年度に、天内委員が再三取り上げている浪岡を集約するとい
うことも含めて方針を決定しました。給食センターも三内に建てました。その辺の
経緯を時系列でお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 小学校給食センターについての再度の
御質疑にお答えいたします。

本市では、老朽化が顕著であった西部及び中央部学校給食共同調理場に代わり、
新たな給食施設を整備するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等
の促進に関する法律、いわゆる P F I 法に基づく特定事業として実施するため、平
成 22 年 11 月に青森市小学校給食センター等整備運營業の概要を示した実施方針

と、市が事業者に要求するサービス水準を示した要求水準書を公表いたしました。

平成 23 年 5 月に本事業を特定事業として選定し、その後、入札の公告を行ったほか、入札説明書等に関する説明会や、現地見学会を実施し、4つのグループから入札参加表明書、入札参加資格審査申請書類の提出がありました。

入札説明書等に関する質疑応答を行った結果、3つのグループから入札提案書の提出があり、青森市小学校給食センター等整備運営事業、P F I 事業者審査委員会を開催し、提案内容等の審査を行い、平成 23 年 12 月に落札者を現在の委託事業者に決定し、公表いたしました。

平成 24 年 2 月に青森市小学校給食センター等整備運営事業事業仮契約書を締結し、同年第 1 回市議会定例会に契約案件として提案し、同年 3 月 23 日に御議決をいただきました。

平成 24 年 4 月から施設の設計及び建設を行い、平成 26 年 3 月に小学校給食センターが完成し、同年 4 月 8 日から給食の提供を開始し、現在に至っております。

○藤田誠委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 では、この後、令和 10 年度まで契約期間があるわけですが、給食センターの集約の計画はどんなふうになっていますか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 今後の集約予定についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和 6 年度以降の小・中学校給食センターへの集約につきましては、令和 8 年度には浪打小学校を小学校給食センターに、また、令和 9 年度には浪岡学校給食センターをそれぞれ小学校及び中学校給食センターへ集約することとしております。

なお、集約時の予定食数につきましては浪打小学校が 291 食、浪岡学校給食センターが 1161 食となっております。

○藤田誠委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 そうすると、単独校 2 校については未定だと、決まっていないと聞きました。

それで、令和 10 年度以降の契約をまた更新しなきゃいけないですよね。どんなふうにされるつもりでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 令和 10 年度以降の契約方法についての再度の御質疑にお答えいたします。

事業契約が終了する令和 10 年度以降の契約方法につきましては、今後検討することとなりますが、適正な事業者と契約ができるよう、他都市の状況や給食事業者の情報を収集するなど、これまでと同様に安全・安心な学校給食の安定的な提供に努めてまいります。

○藤田誠委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 次回もPFI方式と決まっているのでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 契約方法についての再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、今後の検討となります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 浪岡まで集約することは決まっているけれども、そのあと令和10年度以降はどうするのか決まっていなくて、何だかなと思っているんです。

それで、広島で去年、事業者が倒産する事件がありました。大手だからといって、安定するとは限らないんですよ。それで、やっぱり浪岡は1161食——数年後には減っているかもしれませんが、それ掛ける固定費プラス約19円の部分はちょっと1日の売上げで考えるとね。配送のリスクを負ってまで、私が生産者の経営者だったらやりたくないわって思うんですけれども、平成22年の方針自体について、住民への説明会をやってこなかったと聞きました。

もう時間もかなりたっていますし、担当の方々も変わっている、ましてや、保護者も入れ替わっていますから、住民への説明を新しい契約に向けて、すべきだと思いますが、その予定がありますか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 説明会についての再度の御質疑にお答えいたします。

これまでも学校と相談の上、移行する前々年、あるいは前年に保護者説明会を行い、施設の老朽化の状況等を説明し、単独校を給食センターへ統合してきております。

浪岡学校給食センターにつきましても、必要に応じ、そうした対応をしてまいりたいと考えております。

○藤田誠委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 必要だと思います。

それで、保温食缶の問題で、温度管理は天日委員も随分質問していました。ステンマイルドボックスSという保温食缶を使っていると聞いて、ここのホームページで見ると、保温性能・保冷性能ということで、表やグラフになっているんですけれども、恐らく、温度管理が大丈夫だと答弁されたのは、保冷のほうだと思うんですよ。つまり、夏暑いときに上がらない——食中毒の心配、食品衛生上のことを言ったと思うんです。

だけれども、一方では保温性能ということで下がると。下がると、やっぱり食味に影響があると思うんですが、そういったことは、認識して御答弁されていたのでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 学校給食の温度管理についての再度の御質疑にお答えいたします。

学校給食衛生管理基準では、食中毒発生の可能性を最小限にするために、食品の適切な温度管理等の1項目として、調理後の食品は適切な温度管理を行い、調理後2時間以内に給食できるよう努めることとされております。

現在、各給食センターが使用している保温食缶につきましては、時間の経過とともに、一定の温度変化はあるものの、保冷10度以下または保温65度以上を2時間以上保つことができる高性能断熱の二重構造のものとなっており、適切な温度が保たれている給食を提供しているものと認識しております。

○藤田誠委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 やはり食品衛生上の御答弁だったと。私はやはり食味のことも大事だと思うんです。やはり、温かいものは温かく。スープを作って——私、温度計を買って、今までやったことないんですけれども、測ってみたら、やっぱりスープは75度ぐらいが1番おいしいな、とかって。だんだん下がってきますよ。外気温11.5度のときに、12リットルの熱湯を入れたとき、60分後には、94度のものが85度に下がるとか、2時間はセーフなどとしていますが78.9度に下がるんですよ。投入のときに熱湯だった場合ですから、実際測定されているそうですが、その記録をちょっと間に合わせて入手することができなかったんですけれども、やはり塩味は温度が低いと、きつく感じるし、甘味も、酸味も——酸味は特にそのほかの温度で、味で左右されると。苦味はとりわけ温度が低いと感じる。うまみもやっぱり適温が狭い。つまり温度が下がるとおいしいと感じることが、やっぱり少なくなってしまうわけです。

なので、食味というのが大事です。温度管理のことはもちろん衛生上の問題だけでなく、給食センターに移って、遠くになったら、まずくなったってことはやっぱり食育上も問題だと思いますので、その点、やはり、もう1回考え直すと、見直すということを求めて私の質疑を終わります。

○藤田誠委員長 次に、小豆畑緑委員。

○小豆畑緑委員 自民クラブの小豆畑です。よろしくお願いいたします。

最初は、10款教育費6項保健体育費2目体育施設費に関連して、カクヒログループスーパーアリーナについて御質疑させていただきます。

令和6年7月1日から、カクヒログループスーパーアリーナ——青森市総合体育館が供用開始となりましたが、メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、キッズルームの供用開始後の利用状況と施設全体の利用者に占めるキッズルームの利用者の割合についてお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 小豆畑委員からの青森市総合体育館の利用状況とキッズ

ルーム利用者の割合についてお答えをいたします。

カクヒログループスーパーアリーナの開館以降の利用者数につきましては、これまでおおむね土日・祝日に開催されたスポーツ大会や、イベントの集客効果もありまして、7月1日の供用開始から11月までで17万1682人と、既に本年6月に閉館いたしました青森市民体育館の令和5年度利用者数、約12万人を超える方々に御利用いただいております。

主な施設の利用者数につきましては、初めに、メインアリーナは7月が1万3187人、8月が6635人、9月が8307人、10月が1万8987人、11月が7255人の計5万4371人、次に、サブアリーナにつきましては、7月が5322人、8月が2604人、9月が3931人、10月が6951人、11月が3204人の計2万2012人、次に、多目的室は7月が2509人、8月が2352人、9月が3968人、10月が4804人、11月が4145人の計1万7778人、最後に、キッズルームは、7月が1万4433人、8月が1万9903人、9月が8695人、10月が9905人、11月が8900人の計6万1836人でありまして、施設全体の利用者に占めますキッズルーム利用者の割合は36%となっております。

以上です。

○藤田誠委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 キッズルームが断トツ多いんですね。メインアリーナよりもキッズルームが多いので、びっくりしました。

それで、私は、9月議会の一般質問で、入場までの待ち時間が長時間に及ぶほど混雑する日がある青森市総合体育館のキッズルームについて、誰もがひとしく遊べるように、利用者1人1回当たりの利用時間を設定するなどの混雑緩和対策を提案しましたが、新たに12月から実施することになった青森市総合体育館のキッズルームの混雑緩和策の具体的な内容についてお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 キッズルームの混雑緩和策についての再質疑にお答えをいたします。

キッズルームにつきましては、本年7月のオープンから、市民の皆様など、御好評をいただいております。土日・祝日や夏休み期間に順番待ちが続いた状況を受けまして、7月下旬から整理券を配付するシステムの運用を開始するなど、利便性向上に向けた対策を講じてまいりました。

その後も、利用者からいただいた御意見や、令和6年第3回市議会定例会一般質問におきまして、小豆畑議員からいただいた要望等も踏まえまして、指定管理者と運営方法の改善に向けて、協議を進めてきたところでありますけれども、今月14日土曜日から、土日・祝日及び冬休みなどの長期休みは、これまでの利用実績を踏まえまして、午前9時から午後5時30分までは、おおむね1時間30分ごとに利用者を入れ替えることといたしまして、当日に限り再入場を可能とする運営方法を導入

いたしました。その周知に当たりましては、先月 27 日水曜日から、施設ホームページのほか、館内掲示や利用者へのチラシ配布等を行っております。

入替え制の具体的な利用方法といたしましては、これまでと同様に、総合案内前で利用する人数分の利用券を購入していただいた後に、施設スタッフから利用する時間区分に応じた色のリストバンドを受け取り、入室いただくこととなっております。なお、指定された時間区分で利用した後も、引き続き利用したい場合は、次回以降の時間区分が定員の 180 名に達していなければ、追加料金を支払うことなく、利用することができます。

以上です。

○藤田誠委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

私、夏休みに孫が来たときに連れて行ったんですけれども、すごい混雑で入れなくて、孫にぐずられたことがあったんですけれども、今度入替え制にさせていただいたということで、1 時間半の入替えということであつたら、冬休みに来たときには一緒に楽しめるかなと思いました。

11 月 27 日から周知したチラシでは、利用者に配付するリストバンドは利用時間区分で色分けするとしているのですが、これは、色は毎日同じ色で実施するのでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 リストバンドの色分けについての再質疑にお答えをいたします。

キッズルームの利用者に配付するリストバンドにつきましては、指定管理者の在庫等に応じまして、日によって、あるいは利用時間の区分ごとにバンドの色を変えることになっております。

以上です。

○藤田誠委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 次に、利用時間の 1 時間半ごとに 10 分の休みを設けているんですけれども、これは入替えのほかに何か特別なことが行われるのでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 入替え時間の間隔についての再質疑にお答えをいたします。

利用時間の間の 10 分間につきましては、キッズルームからの退出及び次回区分の利用者の誘導、遊具に不具合がないかなどの目視による確認、ごみや汚れがあった場合の清掃、室内の換気などを目的に設けているものであります。

以上です。

○藤田誠委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 最近、またインフルエンザなどがはやっていますので、この空調はよろしくお願ひしたいと思います。

次に、今回キッズルームに導入した入替え制は、これからもずっと続けていかれるのでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 再度の質疑にお答えをいたします。入替え制は今後も継続するのかといったお尋ねであります。

今月 14 日土曜日から導入をいたしました土日・祝日及び長期休み時に入替えをする、この運営方法につきましては、現時点では終期を定めず、継続して実施する予定としておりますけれども、引き続き利用者の皆様からの御意見を伺うなど、快適に御利用いただけるよう、指定管理者と連携しながら、改善に向けて適切に対応してまいります。

以上です。

○藤田誠委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。この項はこれで終わります。

次に、3 款民生費 1 項社会福祉費 3 目老人福祉費、加齢性難聴について質疑させていただきます。

私は、これまで何回か、認知症について質疑させていただいたんですけれども、この春——というか、今年の 1 月、2 月頃でしたか、85 歳の女性の方から電話をいただきました。夜中に、うちの駐車場に隣の人が雪を捨てに来る。1 週間に 2 回も電話をもらったので、えっ、隣の方はそういう人じゃないよなと思いつつも、息子さんのところに電話しました。

お母さんから、こういう電話が来ているんだけれどもと言ったら、うちの母さん、この頃耳が聞こえないからと言ったんですよ。そういうことじゃないんだけどなと思ったけれども、それ以上深く言えなくて、そうしたら、それから二、三か月後、今度は 85 歳の女性の方から電話が来て、実はある銀行に何千万円、お金を貯金しておいたんだけれども、そのお金が引き出されて、ないって。

銀行に見せてもらったら、私の字をまねて、息子が書いていると言うんですよ。そこから、今度、お母さんと息子の間でいろいろトラブルがあって、そうしているうちに地元紙で、難聴と認知症の関係性の記事が載ったので、これはぜひ市のほうにもお願いしなきゃいけないなということで、今回質疑させていただくことになりました。

加齢性難聴——高齢者の難聴のうち、特別な病気がなくて、加齢以外に特別な原因がない難聴を加齢性難聴と言います。加齢に伴って、聴覚機能が衰え、音を聞き取りにくくなる耳のフレイルは放置しておく、健康や生活に影響を与え、認知症のリスクを高めることが報告されています。

「聴こえ 8030 運動」、これは人のささやき声に相当する 30 デシベルが 80 歳で聞き取れることで、耳鼻咽喉科医等で作る医学会が目標としているそうです。

難聴は、社会的孤立や認知症、鬱、転倒につながるなどのデータが国際的に広がり

を見せ、2017 年——ちょっと古いんですけども、医学誌によると、認知症のうち 5 %が予防可能で、その内訳として、難聴が 9 %と大きなウエートを占めているようです。

東海大学医学部の浅野浩一郎教授によると、加齢性難聴を放置すると、社会的孤立に陥る確率が 2.78 倍、鬱の発生率が 1.48 倍、認知症の発生が 1.37 倍になり、難聴は、孤立や鬱、不安の増加、聴覚刺激の現象を通して認知症のリスクを上げているとの報道がありました。

また、愛媛大学の羽藤直人教授は、加齢性難聴は年だから仕方がないものだと見過ごされていますが、30 デシベルを保てれば高齢でも会話や音楽が楽しめ、豊かなシニアライフを過ごすことができると話されています。

そこでお尋ねします。市では 65 歳以上の高齢者の聴覚検査を行っているのでしょうか、お尋ねします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 65 歳以上の高齢者の聴覚検査の実施状況についての御質疑にお答えいたします。

本市では、国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の健康保持増進を図るため、人間ドック費用の一部を助成する 1 日人間ドック助成事業を実施しており、それぞれ検査項目に聴力検査が含まれております。

令和 5 年度の 65 歳以上の国民健康保険被保険者への助成件数は 849 件であり、65 歳以上の被保険者の約 3.1 %の方が受診しております。

また、令和 5 年度の後期高齢者医療被保険者への助成件数は 533 件で、受診率は約 1.2 %となっております。

○藤田誠委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

この数字を聞いて、どうでしょうかね。1 日人間ドックでは聴力検査が検査報告に含まれていますけれども、ドックを受けない人にはその機会がないんですよ。

令和 5 年度 65 歳以上の被保険者の約 3.1 %、後期高齢者被保険者の約 1.2 %しか受診していないということが分かりました。

それでは、ドックだとお金がかかるので、私は、特定健康診査で聴覚検査を実施することができないか、これをお聞きします。

どうしてこの特定健診でできないかということ。私は、ふだんはかかりつけ医でこの特定健診をやっているんです。でも、なかなかそこでは子宮がんとか乳がんの検査ができないので、市でやっている西部市民センターに行って検査を受けたんです。何年ぶりかで行きました。そうしたら、目の検査もやったんですよ。私は、ふだん全然眼鏡も何も要らないし、自分ではいい目だと思っていたんですけども、目の検診で緑内障の疑いがあると言われたんですよ。緑内障は気づかなかつたら大変なことですよ。視野が欠けて目が見えなくなる、そういう人が何人も周りにい

るんですから、本当にこれで助けられたんです。

だから、この特定健診で、何とか聴覚検査もできないかなということをお尋ねします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 特定健康診査での聴覚検査の実施についての御質疑にお答えいたします。

本市では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国民健康保険事業の保険者として、40歳以上の被保険者に対し、特定健康診査を実施しているものであります。

特定健康診査は、生活習慣病を早期に発見し、重症化の予防を図ることを主な目的として実施しており、検診項目につきましては、身体計測、血圧測定、血中脂質や、血糖などの血液検査、尿検査、心機能検査で先ほど小豆畑委員からお話のあった眼底検査など、国により基準が定められているものであります。

特定健康診査の実施に係る経費につきましては、国・県・保険者で3分の1ずつ負担することとされており、国が定めた基準の検診項目に含まれていない聴力検査を追加し、実施する場合には、追加分に係る経費の全てを国民健康保険税に求めることとなりますことから、財源的に課題があるものであります。

○藤田誠委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 財源的に課題があるということでした。

静岡市のホームページによりますと、高齢者の難聴は、聞こえにくさから会話やコミュニケーションの困窮・困難を生じ、社会とのつながりが希薄になることが認知症や社会的孤立の要因となると言われていました。

65歳を超えると聞こえづらさを感じる人が、60歳までと比較して、一気に男性は約3.5倍、女性で約2.5倍になります。

そこで、静岡市では難聴の早期発見支援のため、令和6年に冊子やチラシを活用した普及活動、それから市内各所での聞こえのチェックの実施を取り組みました。令和6年8月から11月まで20回にわたって、デイサービスの会場や商業施設、イベント会場などで、聞こえのチェックができる場を用意しました。

また、公明新聞ですけれども、2024年6月19日付で、東京都豊島区では、2021年7月から、65歳を対象にヒアリングフレイルチェックを開始しており、現在は区内24か所で予約制で無料で、高齢者の聞こえの状態を確認する取組をしています。民間企業が開発したアプリを使って、職員がタブレット端末を操作し、参加者はそれを聞いて聞こえた音を紙に書き込むだけだそうです。

区の担当者は、2023年度にチェックを受けた313人のうち、聞き取れる音が60%未満の人は3割、この方たちは大きな声での会話が必要なことから、医療機関を案内しているそうです。

聴力検査は、新生児、それから学童期——学校のと看、イヤホンみたいなのをやっ

て聴力検査をしました。それから成人になってからは、就職のときも聴力検査が必要でした。そういうふうに検査体制が整っているものの、高齢期は抜けているんです。

そこでお尋ねします。難聴の放置が生活の質の低下につながることから、静岡市や東京都豊島区のように、本市においても、冊子やチラシを使った啓発や、民間アプリを用いた簡易検査を行うことはできないでしょうか、お伺いします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 難聴に関する啓発や民間アプリを用いた簡易検査の実施についての御質疑にお答えします。

本市では、令和5年度に高齢者の集いの場における聞こえのアンケートを活用した難聴高齢者の実態把握の調査を実施しました。

この調査結果を分析したところ、聞こえの症状があり、医療機関を受診しなかった方の受診しない理由として、最も多かった回答が特に困っていないであったことから、市では、令和6年8月に学校法人田中学園青森中央学院大学看護学部老年看護学、中川孝子教授をお招きし、青森市地域包括支援センターや在宅介護支援センター等の職員を対象に、聞こえに対する高齢者の認識についての理解を深め、聞こえの課題に対する高齢者へのアプローチ方法等を検討するための研修会を開催しました。

この研修会においては、中川教授の助言をいただきながら、青森市地域包括支援センターや在宅介護支援センター等の職員の意見も取り入れ、難聴に関して啓発するためのリーフレットとして、聞こえのセルフチェックを作成しました。

本市においては、この聞こえのセルフチェックリーフレットの周知に努めるとともに、地域包括支援センター等での活用により、聞こえの症状がある高齢者の早期受診勧奨につなげています。

委員御紹介の民間アプリは、アプリを使って本人が聞き取る能力を簡単にチェックできるものであり、このアプリについても、本人が難聴に気づくきっかけとなるツールであることから、地域包括支援センター等にその存在について情報提供しています。

○藤田誠委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 聞こえのセルフチェック、これは私も見せていただきましたし、地域包括支援センターにお邪魔してお話ししてきました。

その中で感じたのは、市は地域包括支援センターにこれをやっていると周知しているというけれども、地域包括支援センターによっては、やっていないところもあるようです。

市民に聞こえづらさに気づいてもらうために、まずは自分の耳の状態を知ること、そして病院受診をするきっかけになること、さらに、日常生活に及ぼす影響について知ってもらうことが狙いで、冊子やリーフレットを作成しているんだと思います。

地域包括支援センターでチェック検査をしっかりとってもらって、その結果を施策に反映できるようにするべきと思うので、よろしくお願いいたします。情報提供するだけでなく、しっかり実施してもらうようにお願いします。

次に、この聞こえのセルフチェックリーフレットはどのように活用しているのかお尋ねします。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えします。聞こえのセルフチェックリーフレットの活用についてです。

聞こえのセルフチェックリーフレットは、高齢者が早期に聞こえづらさに気づき、早期に医療機関へ受診・治療につなげるためのツールとして、青森市ホームページに掲載し、広くお知らせしています。

また、今年度開催した認知症フォーラムにおいて、当該リーフレットと軟骨伝導イヤホンを組み合わせた活用を実施しています。具体的には、保健師とボランティア学生が来場者の方に、軟骨伝導イヤホンを装着してもらい、会話を楽しんでいただくとともに、当該リーフレットにて聞こえのチェックを行い、必要に応じて受診勧奨に努めたところです。

このほか、青森市地域包括支援センター等に対し、介護予防を普及啓発する事業や個別支援の場などにおいて、難聴高齢者への支援に必要に応じて聞こえのセルフチェックリーフレットを活用していただくよう周知しています。

本市としては高齢者が早期に聞こえづらさに気づき、早期に医療機関へ受診・治療につながるよう、当該リーフレットを基本としつつも、地域包括ケアシステムの中核である地域包括支援センターの専門職の声を聞きながら、委員御紹介の民間アプリを含めた様々なツールを活用することについて検討を進めています。

○藤田誠委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 高齢者が早期に聞こえづらさに気づき、早期に医療機関へ受診・治療につなげるためのツールとして、青森市ホームページに掲載し、広くお知らせしていますとありました。

ホームページに掲載しているそうですが、70歳以上の方でホームページを見ている人が何人いるのか調べたことがありますか。私の周りでは女の方はほとんどいないですよ。ホームページだけでは足りないです。

また、地域包括支援センターで、聞こえのセルフチェックリーフレットを活用するよう周知しているそうですが、やっぱり成果をしっかりと確認して、これを考えてほしいと思います。

次に、聞こえのセルフチェックに、難聴により認知症や転倒のリスクが高まると記載がありました。大きな字で、赤字で書かれています。

この転倒のリスクを私はこれで初めて知ったんですが、この転倒のリスクとはどういうことか詳しくお知らせいただきたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えします。

リーフレットに記載している難聴により、転倒のリスクが高まることの根拠についてです。

令和5年10月18日、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターから、「一難聴の高齢者が転倒しやすいのはなぜか？—聴覚情報が制限されると円滑な障害物の回避行動が阻害されることが明らかに」と題してプレスリリースがされ、東京都健康長寿医療センター研究所の研究グループが、聴覚情報が障害物回避行動に果たす役割の解明を目的に実験を行い、聴覚情報が制限された場合、障害物に近づく際の歩幅の調整が見られるのに加え、障害物のまたぎ越し動作が大きくばらつくようになることを明らかにしました。

この調査結果は、国際科学雑誌「Behavioural Brain Research」に掲載されたところです。市ではこのことを踏まえ、リーフレットに記載したものです。

○藤田誠委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

できたら、この聞こえのセルフチェックリーフレット、市民のたくさんの方に、高齢者の方に行きわたるように。この裏には、自分でチェックできるところがあるんです。ですから、多くの方にこのことを周知していただくようお願いして、質疑を終わります。

ありがとうございました。

○藤田誠委員長 本日の委員会はこれまでに終了し、明日、午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後4時14分散会

2日目 令和6年12月18日（水曜日）午前10時開議

○藤田誠委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）これより本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き、付託された議案の審査を行います。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合せ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。

これより順次、質疑に入ります。

最初に、工藤健委員。

○工藤健委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民クラブ、工藤健です。よろしくお願いします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費に関連しまして、青森市の自治体情報システム——国指定の準拠システムへの標準化のスケジュールをお知らせください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）工藤健委員の本市における情報システム標準化のスケジュールについての御質疑にお答えいたします。

情報システムの標準化につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、いわゆる標準化法に基づきまして、住民基本台帳・固定資産税・国民健康保険等の20業務を対象とし、国が示します標準仕様に準拠したシステムへの移行を目指すこととされているものであります。

情報システム標準化の期限につきましては、国が示す地方公共団体情報システム標準化基本方針におきまして、令和7年度末までとされておりますが、先般、多くの自治体が、期限までの移行が間に合わない状況との一部報道がありました。

本市におきましても、国が示す期限であります令和7年度末までの標準準拠システムへの移行に向けて、本年度から本格的なシステム構築・移行作業に着手しているところであります。

しかしながら、住民記録、税務情報等の一部の業務システムにおきまして、システムベンダーから、全国の自治体が同時に標準化対応を行うことにより、システムエンジニアの人員が不足し、令和7年度末までの移行が困難である旨、申入れがありました。

このことから、これらのシステムにつきましては、移行時期を1年間延伸いたしまして、令和8年度末までに標準準拠システムに移行する予定であり、その旨を国へ報告しているところであります。

以上です。

○藤田誠委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

補正予算の債務負担行為の変更にもありますけれども、本来であれば令和7年度末までに移行の予定だったのが間に合わない。今年の10月時点で全国の22%の自治体が、やはり同じようなケースで期限に間に合わないということになっているようです。IT事業者の人手不足——マンパワー不足ということで、八戸市も同じ状況にあるというふうに聞いていました。

国の特定移行支援というのがあって、一応期限は5年間ですか、4年間かな。2030年度まで期限が延びるので、余裕はあると思いますが、そこで懸念されるのは、本市の現行の基幹業務システムの保守サポートの契約ですけれども、期限はいつになっているのか、お示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 現行の基幹業務システムの保守期限についての再質疑にお答えいたします。

本市におけます現行の基幹業務システムの保守期限につきましては、令和7年度末までとなっております。

以上です。

○藤田誠委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 それでは、この標準化のスケジュールが延びることによって、何か支障——現行システムの保守への影響はどのようになっていくのか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 標準化スケジュールの延伸に伴います現行システムの保守への影響についての再質疑にお答えいたします。

令和7年度末までに標準準拠システムへ移行を予定しておりますシステムにつきましては、現行システムの保守期限を迎える前に移行が完了いたしますことから、影響はありません。

ただ、令和8年度末までに移行を予定しておりますシステムにつきましては、現行システムの保守期限経過後の対応となりますため、保守の延長や先行して標準化対応が完了いたしますシステムとのデータ連携について、現在、システムベンダーと調整を行っているところであります。

以上です。

○藤田誠委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。標準化のスケジュールは1年延びるけれども、基本的には問題がない。ただ、今、交渉中、調整中ということですね。

多分、同じベンダーなので問題ないのかなというふうには思いますけれども、この自治体システムの共通化については、先ほど20の標準化対象業務があるというふうに言うておりましたが、国の発表ではほかにも保育や福祉、教育、交通、観光とか追加候補も挙がっておりますので、対象がかなり広がってくると思います。青森市もシステム要員を確保するのはなかなか大変だと思うので、そういう現状では

あると思いますが、業者と連携しながら、適宜、今後対応していただくよう、これは要望します。この項は終わります——この項は終わりますというか、次に、本市の自治体D Xについてですけれども、今年度の取組状況を教えてください。

○**藤田誠委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**小野正貴総務部長** 自治体D Xの今年度の取組状況についての御質疑にお答えいたします。

本市では、青森市自治体D X推進方針に基づきまして、1つに、市民サービスのデジタル化、2つに、地域のデジタル化、3つに、行政のデジタル化、これらを推進するため、デジタル技術を活用いたしました市民サービスの向上や、業務の効率化に取り組んでおりまして、今年度は書かない窓口やペーパーレス化などを行っております。

書かない窓口とは、マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類の券面情報であります住所・氏名・生年月日・性別を機械で読み取ることによりまして、申請書や住民異動届などに転記いたしまして、記載の一部を省略することで、利用者の記載に係る負担軽減を図り、手続を簡単かつスムーズにできるサービスであります。本市では、令和6年10月1日から駅前庁舎及び浪岡庁舎の市民課窓口におきまして運用を開始したところであります。

また、ペーパーレス化につきましては、これまで庁議をはじめといたします庁内の会議では、紙の資料を使用しておりますけれども、これらは紙資料の減量化と印刷等に係る事務負担を軽減するために、タブレット端末によるペーパーレス会議システムを導入したところであります。

令和6年11月28日に開催いたしました庁議におきまして、運用開始しており、順次、様々な会議においても活用していくこととしております。

以上です。

○**藤田誠委員長** 工藤健委員。

○**工藤健委員** ありがとうございます。

書かない窓口と、ペーパーレス化ということですが、ペーパーレス化では課長級以上の方にはタブレット配付というふうに聞いて——次長級以上でしたか。

（発言する者あり）部長級以上、そうですか。すみません。ということですので、多分これから、議場とかでも、皆さんお持ちになってくるのかなというふうに思いますが、この流れはとても大事なことだと思います。

自治体D Xの目的というのは、やはり少子高齢化社会に向けた効率化とコスト削減というのがまず一つで、同時に市民サービスの向上というのも、これは大きな目標でありますので、青森市も今後も明確なビジョンを持って、効率的な行政運営を目指していただくよう、これも要望して、この項を終わります。

次に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費に関連してお伺いします。

令和5年度における「まちレポあおもり」の分野ごとの受付件数についてお示し

ください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）工藤健委員の「まちレポあおもり」に関する御質疑にお答えをいたします。

本市では、職員によるパトロールを補完するため、スマートフォンやタブレット、パソコンから位置情報や現地の状況を撮影した写真を添付し、相談ができる専用のアプリケーションを活用した「まちレポあおもり」を令和元年7月から運用し、雪に関する相談のほか、冬期以外には道路や公園等に関する相談を受付しているところであります。

令和5年度に「まちレポあおもり」を通じて受け付けた相談件数は、雪に関する相談として136件、道路に関する相談として172件、公園に関する相談として12件、水路に関する相談として8件、その他の相談として7件の合計335件となっております。

以上であります。

○藤田誠委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 雪に関することと、道路に関することが多いんですけれども、合計335件の受付件数に対する対応件数というのはどうでしょう。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

対応件数ということでもありますけれども、基本的には全ての相談に対して、可能なもの、可能でないものを、まずはっきりさせまして、そして現場確認の上、対応している——ただ、対応済みという部分と、県や国の管轄というところで、そちらに情報提供しましたというところなどがありますが、基本的には全てに対して、対応していると、そういうところであります。

以上であります。

○藤田誠委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 分かりました。ありがとうございます。

私も使っています。道路の穴とか、側溝が崩れているとか、「まちレポあおもり」でレポートして送ると、まず返信が来ます。受け取りましたと。それで、現地確認をします。しばらくたってから、対応しましたというメールが来るんです。

それを見ると、とても丁寧だし、自分で要望したことがきちんと答えてもらっているということで、安心はするんですけれども、ただ、雪に関することというのは、これは私もそうなんですけれども、ほかに使っている方から聞いても、レスポンスがないことが多いと。ほとんどレスポンスがないという声があるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 雪に関しての「まちレポあおもり」に関する再度の御

質疑にお答えをいたします。

雪に関して寄せられた情報につきましては、速やかに確認し、情報共有しているところではあります。

現場確認を行いますという回答を早期に行うことにより、相談した方が安心できるものと承知しておりますが、降雪状況等によりましては、相談の集中や現場確認等に時間がかかり、具体的な回答に時間を要する場合があります。

今後も早期に回答できるように努めてまいります。

以上であります。

○藤田誠委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 確かに降雪のタイミングで一番忙しいときに集中するというのは分かっていますけれども、できれば一報を受け取ったということぐらいでも、一応返信するだけで安心しますので。冬以外の対応については本当に文句ないので、ぜひ雪に対する部分では、少しでも対処してもらえればと思います。これは要望します。

では、除雪について、昨年度から国・県・市によるスクラム除雪のモデル事業が始まっておりますけれども、その内容を教えてください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 スクラム除雪に関する再度の御質疑にお答えをいたします。

道路の除排雪は各道路管理者が実施しているところであり、豪雪時には、道路管理者間でダンプトラックの手配が錯綜し、効果的・効率的な除排雪作業に影響することもあります。

こうしたことから、スクラム除雪では、ダンプトラックの運搬効率を上げるため、国・県・市で除排雪作業のタイミングを総合調整し、連携することで、市道から国道・県道へ押し出した雪を国や県が手配したダンプトラックで一斉運搬することとしております。

以上であります。

○藤田誠委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 分かりました。

国道・県道・市道の接合部分の除雪について、具体的にどういうふうにするのかを、もう一度お話ししてほしいのと、あと実証実験の箇所を教えてください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 スクラム除雪の実施方法についての再度の御質疑にお答えをいたします。

スクラム除雪の実施方法につきましては、国道や県道の排雪時に本市が市道の雪を国道や県道に押し出し、それを国道や県道の雪と合わせて、国や県が手配したダンプトラックに積込みし、雪捨て場まで運搬することを想定しております。

国と本市との実施箇所につきましては、国道4号と日本銀行と青森市役所本庁舎の間の補助幹線である中央線との交差点周辺、県と本市との実施箇所は観光通りとDCM青森中央1号館と2号館の間の幹線である奥野地区線との交差点付近を予定しております。

今年度は改めて本市が除雪し、国や県が排雪することによる作業効率や経費削減の効果を検証することとしております。

以上であります。

○藤田誠委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

旧サンワドーの所と日本銀行と市役所との間ですね。分かりました。

今年は、つい先日、新聞で見ましたけれども、プラスで税務署通りと平和公園通りですか、雪捨て場への道路も連携するということで聞いています。

まず、市道と県道、国道の接合部分の除排雪の連携なんですけれども、業者の中では、何かそこがはっきり分からない業者もいるみたいで、国や県が市道に入ってくると。市道の除雪もしていくというふうに解釈しているところがあって、いわゆる自分たちのテリトリーを取られるような、そういう問合せもあったので。そこは去年、実証実験をやる予定でしたが、できなかったという経緯もあると思うんですけれども、もう一度その辺は伝えていただければと思います。

業者によってはダンプカーの運転士を養成したりしているところまであったりするんで、多分、今年実験をして、来年以降、それを本格的に運用していくんだと思いますけれども、その際も、業者によっては、いや、うちは大丈夫だと、ダンプは全部用意できるのではというところは除いて、ダンプカーがなかなか調達できないというところに絞って展開してもらえれば、効率的かなというふうに思いますので、お伝えしておきます。

今年の雪はとて多い予想でしたけれども、実際多いですね。皆さん、本当に担当の方は大変だと思いますけれども、市民からのクレームも来ているとは思いますが、業者の方からは、本当に市の担当の方は一生懸命やってもらっているという評価の声が高いですので、これからもうまく連携しながら、やっていっていただきたいと。

本来であれば、青森市と事業者と、あと市民がきちんと連携しながら、冬の除雪というのはやっていくべきことなんですけど、どうしても市民の皆さんからはクレームという形で出てしまうというところ、大変だと思いますけれども、くれぐれも事故のないように、今年は除雪作業をしていただきたいと要望いたします。この項を終わります。

次に、新しい働き方担い手誘致・東青地域移住促進事業についてですけれども、まちなか移住体験施設の利用状況をお知らせください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)
工藤健委員からのまちなか移住体験施設の利用状況についての御質疑にお答えいたします。

本市では、東青地域4町村と連携し、移住体験事業を実施しており、これまで利用していた浅虫にある古民家、石木邸のほか、令和6年5月に新たにまちなか移住体験施設として、周囲にスーパーや病院、公園などがある堤町に移住体験施設を追加し、より日常生活に即した体験をしていただいております。

まちなか移住体験施設の利用状況についてであります。今年5月に設置して以来、12月13日現在で予約を含めまして、12組22名の方に御利用いただいております。

スーパーやコンビニがすぐ近くにあり、不便なく過ごせた、バスが充実しており、ストレスを感じることなく市内を移動できた、町なかでの居住感覚を味わうことができるとてもよかったというようなどころで御利用いただいた方からの御意見をいただき、好評を得ているところであります。

○藤田誠委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 まちなか移住体験施設の件は分かりましたが、では、首都圏での移住相談会の実施状況を教えてください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 首都圏における移住相談会の実施状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、移住者の増加につなげるため、首都圏において移住相談会を実施しており、今年度は有楽町にある東京交通会館におきまして、7月には認定NPO法人ふるさと回帰支援センター主催による東北移住&つながり大相談会2024、10月には青森県主催による青森県UIターンフェア2024に参加しましたほか、11月には東青5市町村で連携しました青森県東青地域移住フェアを開催し、本市を含む東青地域の魅力や取組を紹介しながら、移住相談を実施いたしました。

なお、来年1月にも青森県主催による移住フェアが予定されており、本市も参加することとしております。

このほか、「A o M o L i n k ～赤坂～」におきまして、首都圏での東青地域の移住相談に随時対応しております。

また、「A o M o L i n k ～赤坂～」などを会場に、移住体験やワークショップに参加された方との交流会を、今年度はこれまで3回開催し、来年1月にも開催を予定しているところであります。この場におきましても、移住相談を行うことによりまして、移住に対する関心を高める取組を行っております。

○藤田誠委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 それでは、これまでの移住の実績、最近のものをお願いできますか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 移住者の実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市や県の移住相談窓口を経て移住した方につきましては、令和3年度、43組86名、令和4年度、67組124名、令和5年度、69組134名となっておりまして、毎年増加しているところであります。

○藤田誠委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 分かりました。ありがとうございます。

手元にふるさと回帰支援センターが発表しました2023年の移住相談の傾向というレポートがあるんですけども、地方の移住に関するアンケートを基にした調査書であります。それを見ると、移住相談、そしてセミナーによる効果が現れている都市に関して言えば、特徴がありまして、出張相談デスクを開設して、個人相談に対応している都市がとても移住相談に効果が出ているということです。

この出張相談デスク、青森市も開催してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 出張相談デスクについての再度の御質疑にお答えいたします。

出張相談デスクにつきましては、ふるさと回帰支援センターにあります青森県の移住相談窓口、青森暮らしサポートセンターにおいて、日時を設定し、本市の職員が移住相談を直接受けることとなるものであります。

青森市ではこれまで、出張相談デスクを実施したことはありませんけれども、さらなる移住者の増加に向けまして、委員の御提案も踏まえまして、県とも連携しながら、首都圏での移住相談の機会創出方策について引き続き検討してまいります。

○藤田誠委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

出張相談デスクというのは、有楽町のふるさと回帰支援センターの中にある青森暮らしサポートセンター——県と市とはブースが一つなんですけど、そのブースを借りて、青森市の担当とそのブースの担当の方と相談者と3人で個別にいろいろ相談に応じるということなんですけれども、これが具体的でとても効果があるそうです。

それで、その相談によって相談者も、いわゆる自分が聞きたいことについてはほぼ100%満足して帰るということなので、これはぜひ——他の県でも、このブース展開で効果が現れているということです。

私も、上京した際には、できるだけ——この交通会館の8階にあるんですけども、こちらに寄ることにしているんですけど、いろいろ担当の方と話をしますと、弘前市は、別途2階下の6階に、弘前市のブースを別に仮でつくっているぐらい、力を入れているんですけども、弘前市を除くと、青森県の中ではやはり青森市への問合せが一番多いということです。

さらに、その多くがUターンに関する相談だということなんです。ですので、むしろ担当の方は、それは分かっているんで、逆にターゲットを絞りやすい、対応していけば、かなりもっと、さらに効果があるんじゃないかということでありました。この出張相談デスクもぜひ検討してみてください。

Uターンが多いということでは、ある意味、西市長が進める子どもたちへのシビックプライド、その醸成ということが、形になって数年後、数十年後には青森市へのUターンということに現れてくると思いますので、そうした意味での貴重な窓口、受皿づくりにもつながると思いますので、より積極的に進めていただきたいと要望して私の質疑は終わります。

○藤田誠委員長 ただいま、総務部長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。総務部長。

○小野正貴総務部長 先ほど、ペーパーレス会議システムに関するやり取りの中で、タブレット端末の配付に関するお話の際に、部長級以上と発言いたしましたけれども、正しくは、次長級以上の職員に配付しているところであります。謹んでおわびし、訂正させていただきたいと存じます。

○藤田誠委員長 次に、山本武朝委員。

○山本武朝委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）公明党の山本武朝です。

質疑に入る前に所見と要望を申し上げます。

No more Hiroshima、No more Nagasaki、
Peace from Hiroshima、Peace from
Nagasaki。

唯一の被爆国の日本には2度の原子爆弾が投下されました。3度目の投下、3度目の原子爆弾が使われてはなりません。

今年のノーベル平和賞を日本被団協——日本原水爆被害者団体協議会が先週、受賞されました。長年にわたって、被爆者の立場から、核兵器廃絶を訴えてきた被爆者の方々の受賞です。ちなみに、被爆者とは国際語です。核兵器のない世界を実現するための努力と核兵器が二度と使用されてはならないことを自らの体験・証言によって示してきたことが受賞の理由であります。

また、明年は原爆投下から80年です。核兵器の廃絶は人類共通の願いであります。ただ、現実の国際社会を見れば、戦争や紛争が多発している中で、簡単な道のりでないのも事実であります。だからこそ、次の時代を担う若い世代に核兵器の悲惨さ・残酷さ、核兵器廃絶を継承していくことが大事であります。

本市では、平成27年・28年に長崎市のピースフォーラムへ中学生4名ずつを派遣いたしました。その年に、南中学校で開催された報告会に私も参加させていただきましたが、とてもすばらしい発表、報告会でありました。

また、今年度の平和・防災学習事業で釜石市へ派遣交流してきた中学生の体験報

告会にも、この秋に参加させていただきました。報告内容がすばらしく、歓迎の吹奏楽の演奏もすばらしかったです。

私は、核兵器廃絶について、若いときに、実体験に直接、触れることがとても大切だと考えています。釜石市への派遣交流事業は、もちろん大切であります。ただ、原爆投下・被爆 80 年という節目の年に、広島市か長崎市に派遣してはどうでしょうか。中学生ですから、3 年に 1 度は、広島市か長崎市に派遣するなど、事業の運用の仕方は工夫があってしかりだと思います。釜石市とも話し合ってみてはどうでしょうか。西市長、小野総務部長、工藤教育長、ぜひ派遣事業を検討していただくことを要望いたします。

それでは、質疑に入ります。

3 款民生費 2 項児童福祉費 2 目児童措置費に関連して、2 歳児クラスの保育料等の無償化について、お尋ねいたします。

本市では、本年 10 月から、青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用して、2 歳児クラスの保育料と障害児通所支援利用者負担額について、全額公費負担を実施したところであります。

3 歳から 5 歳までの保育料は国により無償化となっていますが、無償化が期待されているのがゼロ歳から 2 歳児のところですが。こうした中で、西市長は、まずは 2 歳児に注目し、無償化を実施しました。対象となるお子さんを持つ子育て世代の親御さんは、物価高騰の中、家計負担の軽減につながり、助かっていることと思います。

そこで、お尋ねいたします。2 歳児クラスの保育料及び障害児通所支援利用者負担額の全額公費負担の対象人数をお知らせください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 山本委員からの全額公費負担の対象人数についての御質疑にお答えします。

本市では、幼児教育・保育の負担軽減を図るため、青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、令和 6 年 10 月から、2 歳児クラスの保育料及び同年代の障害児通所支援に係る利用者負担額を全額公費負担しています。

対象人数についてであります。全額公費負担を開始した令和 6 年 10 月 1 日時点の 2 歳児クラス保育料全額公費負担の対象児童数は 1096 人、また、障害児通所支援利用者負担額の全額公費負担の対象児童数は 22 人となっています。

○藤田誠委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

2 歳児クラスの障害児通所支援利用者の全額公費負担の対象児童数は 22 人とのこと。障害児通所支援については、障害者手帳の交付を受けた児童や発達障害のある児童が対象となることで、年度ごとに隔たりも大きくなるんだろうと思うところですが。

では、対象児童が多い保育所などの保育料について、お尋ねします。

1096 人が対象だということです。本施策の実施後に——10 月ですね、2 歳児の保育所等の利用者が増えたのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えします。2 歳児クラスの児童数についてです。

2 歳児クラス保育料全額公費負担を実施した令和 6 年 10 月 1 日時点の対象児童数は 1096 人となっていますが、これは前年の 10 月 1 日時点の 2 歳児クラスの児童数 1045 人と比べ 51 人多くなっています。また、令和 6 年 10 月 1 日から新規で保育所等を利用することとなった 2 歳児クラスの児童数は 25 人ですが、これは令和 3 年度から令和 5 年度までにおける直近 3 年の同時期の平均新規入所児童数 6 人の約 4 倍となっています。

○藤田誠委員長 山本委員。

○山本武朝委員 2 歳児クラスの保育料が全額公費負担となったことで、保育所等の利用児童数が今 25 人、少し増えたということが確認できました。

私は、全額公費負担により、これまで保育所を利用していなかった 2 歳児クラスの子どもたちが新規で保育所等を利用するケースが増え、受皿となる施設側で、配置基準に基づいて、新たな保育士や職員の確保に追われるなど、何かしら影響があったのではないかと懸念します。

そこで確認します。本施策の実施後に、2 歳児の保育所等の利用者が増えたことに伴う保育所側の受入れに当たっての懸念があったのかお知らせください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えします。受入れに当たっての懸念事案についてです。

本市では、保育所等の入所決定に当たっては、各保育所等の年齢区分ごとに受入れ可能枠内において、入所選考基準に基づき、入所を決定していますが、2 歳児クラス保育料全額公費負担を実施した本年 10 月以降において、保育所等から職員配置基準を満たすことができないなどの報告や相談は受けていないところです。

○藤田誠委員長 山本委員。

○山本武朝委員 懸念がないとのことでした。

約 100 か所ぐらいの保育施設等がありますので、そのうちの 25 人ですからね、100 か所中の 25 人、0.25 ですから、1 保育所当たりで 1 人が増えているわけではないので、そうなのかなと思いました。

さて、本施策は、保育所や認定こども園などの認可施設が対象となっていて、いわゆる認可外保育施設は対象となっておりません。このことについて、私のところにも不満や、ぜひ認可外保育施設でも無償化、全額公費負担の対象に入れてほしいと切実な要望をいただいております。

そこで、お尋ねいたします。認可外保育施設を今回の2歳児クラスの保育料全額公費負担の対象から外した理由を示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えします。認可外保育施設を公費負担の対象から外した理由についてです。

子育て支援については、子育て家庭から様々な要望をいただいているところであり、また、議会からも子ども医療費助成の拡充や幅広い子育て世帯の負担軽減に向けた子育て支援策の充実などの御要望をいただく中、本市では、幼児教育・保育の負担軽減を図るため、青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、令和6年10月から、2歳児クラスの保育料全額公費負担を実施することとしました。

2歳児クラスの保育料全額公費負担について、認可外保育施設を対象外としたのは、1つに、令和元年10月より実施されている幼児教育・保育の無償化の中で、認可外保育施設の無償化については、認可保育所等に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設を利用する方への代替的な措置として、待機児童対策の観点から実施されたものであること、2つに、本市では、令和元年度から、待機児童が発生していないこと、3つに、認可保育所等の保育料は、世帯の所得等を確認し、市の基準で決定するのに対し、認可外保育施設の保育料は、事業者が独自に設定できること、4つに、認可保育所等の入所決定は、世帯状況や就労状況等を確認し、市が決定するのに対し、認可外保育施設は、事業者と保護者との私的な契約に基づき、利用者を決定していること、また、青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金には、市町村ごとに上限額が設定されていることなどから、月60時間以上の就労など、教育・保育給付認定を必要とする認可保育施設等を優先したものです。

○藤田誠委員長 山本委員。

○山本武朝委員 様々な理由で、今、4点、その理由を答弁いただきましたが、認可外保育施設が公費負担の対象から外れたと。認可保育園を優先したという、話としては一応、分かります。分かりました。

2歳児クラスの公費負担は、いわゆる県の学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金、これを活用して、この保育の無償化だけでなく、様々な事業を、修学旅行の無償化とかを実施しているわけでありますけれども、もし交付金に余裕があれば——これから、いくら県から示されてくるのか。前回並みだと8億数千万円でしたよね。そこがポイントになるわけですがけれども、私は、やっぱり認可外保育施設もぜひ公費負担の対象に加えてほしいのです。

認可外保育施設は、やはり様々なニーズがあって、児童、親御さんが利用しています。お子さん自体に認可も認可外ありません。子育て支援には、できるだけ制限や対象外を持ち込みたくないのです。

ここでちょっと、仮に認可外保育施設を公費負担の対象にする場合の必要な額、

影響額を確認したいと思います。

認可外保育施設の保育料は、一般的に施設側が設定して、一定料金になっていないため、公費負担とした場合には、何らかの統一基準を設ける必要があると思います。そこで、国が推し進めている認可外保育施設の一つである企業主導型保育事業で、国が設定している標準的な保育料の月額を用いて、おおよその影響額、必要な額について、お尋ねしたいと思います。

企業主導型保育事業における2歳児の標準的な保育料の月額、これは3万7000円です。これを用いて、本市の認可外保育施設の2歳児クラスの保育料を公費負担とするとした場合の影響額を示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えします。認可外保育施設の2歳児クラスの保育料を公費負担とした場合の影響額についてです。

山本委員がおっしゃった企業主導型保育事業とは、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として、平成28年に創設された内閣府主体の保育事業制度です。

本市に設置されている企業主導型保育施設を含む認可外保育施設に入所する2歳児の人数は、児童福祉法に基づき、認可外保育施設から市が毎年、運営状況の報告を受けることとなっており、令和6年6月1日時点で68名となっています。

この68名が全員、保育が必要と認められるなどの要件を満たしているものとし、国が企業主導型保育事業の2歳児クラスの標準的な保育料として設定している月額3万7000円を公費負担すると仮定した場合の影響額は年間約3020万円となります。また、この年間約3020万円の事業費について、その全額を青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金の対象を経費とした場合、本事業は学校給食費の無償化以外の市町村提案事業となり、交付金の充当率が10分の8となるため、残りの10分の2に当たる年間約604万円が本市の負担になるものと見込まれます。

○藤田誠委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

6月1日現在で、認可外保育施設に68名ですから、月額3万7000円掛ける1年間——12か月となると、今、事業としては3020万円、そのうち、10分の2が市の独自負担で約604万円というふうに御答弁をいただきました。

認可外保育施設での2歳児クラスの保育料を公費負担とした場合のおおよその影響額は確認できました。何でもここまで聞くかということ、何としてもやりたいからです。実施していただきたいからです。

同じ2歳児を持つ保護者の目線からすれば、認可・認可外の違いで分け隔てることに対して不満が出るのも当然のことだと思います。また、認可外保育施設としても、貴重な子ども一人一人を確保して、運営に当たりたいのは当然であります。私としても、同じ2歳児なのだから、同様の施策が講じられるべきと考えています。

認可外保育施設から不満の声が寄せられていること、また、先ほど触れた認可外保育施設の中には、国が推し進めている企業主導型保育事業も含まれていることもあるので、ぜひ、2歳児クラスの公費負担の対象施設に認可外保育施設を加えていただきますよう、前向きな検討を要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございます。

○藤田誠委員長 次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 日本共産党の天内慎也です。

私からも冒頭、一言だけ述べたいと思いますが、雪です。いきなり、どっと降りまして、まず私の住んでいる浪岡の話からですが、私は雪の産地の大釈迦に住んでいまして、今日は20センチメートル降りまして、昨日は30センチメートル降りまして、50センチメートルどっと降って、もう1メートルを超えるぐらいまで来まして、そろそろ屋根の雪下ろしをしなきゃ駄目かなと思っていましたが、物流とか、市民の足、スムーズに移動できるようにロータリーで拡幅したりだとか、あと、よく聞くのが朝方に降ったので、除雪が入れなかったんだと聞くんですけれども、そうすれば、その雪はそのままでもいいのかということで、次の日に入るときもありますけれども、しっかりと入れてほしいなというふうに思います。

あと、これは聞いた話なんですけれども、青森のほうは、生活道路が1回も入らないというところもあって、青森も浪岡よりちょっと多いと思っていましたけれども、スタックしたりだとかがあるので、青森市内だと特に市営バスだとか、トラックの物流、あと、救急車とか、消防車も住宅街に入っていかなければ駄目ですので、きめ細やかな除雪をするためには対策本部——何年か前に基準に満たない段階でも立ち上げたときもあると思うんですけれども、立ち上げるか、それか最低でも、準備体制というんですか、そういうことは組んでおかなければならないのではないかなということを要望します。

それでは、質疑をします。

9款消防費 1項消防費 1目青森地域広域事務組合負担金について、消防行政について質疑します。

この間、たびたび女性の消防士が勤務しているところを私は目にしてきました。女性だと特別視するということではなくて、長年、男性が多かった職場の中にいる光景は、私的には、新鮮と言えいいんですかね、新鮮に見えまして、どうか長く、やりがいを持って働いてほしいなというふうに思っておりました。そして、そのことが青森市内の各地の消防署だとか、広域管内——まあ、他市町村のことにもなりますけれども——に広く広がっていけばいいのではないかなというふうに思っておりました。

そのように言っている私自身も、これまで、男女共同参画だとか、ジェンダー平等という視点での質疑をしたことはありませんでした。ですから、失敗も今回しまして、質疑の要旨を通告したんですけれども、男性消防職員が多数の職場の中での

女性消防職員の体制について、というふうに伝えたんですけれども、職員から、天内さん、そのこと自体がふさわしくないんだというふうに言われたんです。ということで、頭の中では分かっている、いざ出てしまうということで、やっぱり体で覚えている、勉強していないということだと思います。そういうことの反省も含めていきますけれども、ジェンダーとは社会的・制度的・文化的につくられてきた性差を指す概念的な言葉であり、多様な人がその人らしく生きていくことが大事にされる社会を目指していますとあります。

今回、私自身の勉強もありますけれども、消防行政——まあ、一昔とか、二昔前は、ほとんどが男性の職場であったかと思いますので、現在の状況を確認したいと思います。

まず、それでは女性の消防士の採用について、過去3年間の職員採用試験における受験者数と採用者数を示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 天内委員の女性の消防士の採用状況についての御質疑にお答えいたします。

本市の職員採用試験におけます消防士の過去3年間の受験者数と採用者数につきましては、令和3年度は、大学卒業程度の受験者数が40名、うち女性は4名、採用者数は3名、全員が男性となっております。高等学校卒業程度の受験者数が78名、うち女性は4名、採用者数は6名、全員が男性となっております。

令和4年度は、大学卒業程度の受験者数が40名、うち女性は1名、採用者数は7名、全員が男性となっております。高等学校卒業程度の受験者数は71名、うち女性は6名、採用者数は14名、うち女性は1名となっております。

令和5年度は、大学卒業程度の受験者数が27名、うち女性は1名、採用者数は3名、全員が男性となっております。高等学校卒業程度の受験者数は68名、うち女性は4名、採用者数は6名、うち女性は1名となっております。

本市におきましては、令和6年4月1日時点で、6名の女性が消防士として勤務しております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 天内委員。

○天内慎也委員 過去3年間ですけれども、大学卒業程度は受験者数が27名から40名となっていて、女性は1名、多くて4名となかなかまだ少ないと思いました。そういうこともあって、採用者は全員男性だということです。

それで、高校卒業程度が、令和4年度は女性6名の受験のうち1名が採用、令和5年度は女性4名の受験のうち1名が採用ということなんですが、体力測定は男性と女性別々にやっているということも分かりました。

それで、現在は4月1日時点で女性の消防士が6名、今、在籍しているということです。

次に、質疑します。女性の消防士が勤務するための施設の整備状況について示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。総務部理事、消防長。

○村上靖総務部理事消防長 天内委員からの女性の消防士が勤務するための施設の整備状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

消防本部では、平成 29 年度に初めての女性の消防士の採用に合わせ、同年度に消防合同庁舎の改修工事を行い、以降、平成 30 年度に東消防署原別分署庁舎の建設工事、平成 31 年度に浪岡消防署庁舎の改修工事により、女性専用のトイレ、更衣室、仮眠室、シャワー室及び洗面所等の施設整備を行い、女性の消防士が働きやすいよう、職場環境を整えてきたところであります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 天内委員。

○天内慎也委員 平成 29 年度に初めて、女性の消防士が採用されたということで、配属されるということだと思ふんですけれども、原別分署が平成 30 年度、平成 31 年度は浪岡消防署の改修工事をやって、女性専用のトイレや仮眠室の整備をしてきて、働きやすい職場環境を整えてきたということだと思います。

再度、お聞きします。消防職員が働きやすい職場を目指すとともに、ハラスメント対策も必要と考えるが、その取組内容について示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。総務部理事、消防長。

○村上靖総務部理事消防長 天内委員からの働きやすい職場の整備とハラスメント対策の取組内容についての再度の御質疑にお答えいたします。

消防本部では、女性職員の継続的な活躍とよりよい職場環境の整備に努めるため、「青森地域広域事務組合女性消防職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、具体的な目標を掲げて取り組んでおります。

内容につきましては、1 つに、女性の消防士の継続的な採用と令和 8 年 3 月末までに職員数を 15 人以上とすること、2 つに、年次休暇を年 14 日以上取得するとともに、取得日数が 5 日未満の職員をゼロ%とすること、3 つに、男性の育児休業の取得率を 50%以上とすること、4 つに、男性の育児参加のための休暇取得率を 50%に、また、配偶者出産休暇の取得率を 100%とすることとしており、それぞれの目標達成のため、各所属長を筆頭に全ての職員へ周知させ、組織を挙げて取組を進めた結果、令和 5 年度は、おおむね目標を達成したところであります。

また、ハラスメントの撲滅を目的といたしまして、令和元年には、消防職員のハラスメントの防止に関する要綱を策定したほか、毎年度、消防本部の長であります消防長が、ハラスメント防止宣言により、明確な意思を示すとともに、ハラスメント相談窓口と担当者を指定し、これらを各所属の見やすい場所に掲示するよう通知するなど、ハラスメント防止の徹底を図っているところであります。

消防本部では、今後におきましても、消防職員が仕事と育児・子育てを両立させ、

理想的なワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、他都市の先進事例などにも注視しながら、それぞれの職員の充実した職業生活の維持・向上に努めてまいります。

○藤田誠委員長 天内委員。

○天内慎也委員 女性の活躍に関する行動計画があるということで、休暇の取得だとか、男性の育児参加のための休暇取得とか、いろいろとあるということですが、セクハラだとか、マタハラ・パワハラとか、いろいろとありますけれども、毎年、消防長がハラスメント防止宣言をしているということ、あと、相談窓口と担当者を設定しているということも分かりました。徹底を図っているということですが、今回は聞きませんが、相談件数がどのくらいあるだとか、あと、相談があっても、その解決のための対応というのも大変なのではないかなというふうにも思っていました。

それで、青森市としても、平成 28 年に男女共同参画プランを策定して、16 の指標を掲げて、全庁的に点検・評価を行っているというふうに聞いておりました。ということで、男女共同参画とか、男女平等というふうな取組、様々な考え方も大分、社会に浸透してきているとは思っていますが、女性の消防士の比率がなかなか、採用試験の状況なんかを聞いても、そう、また、ぐっと上がっていくところにもなっておりませんが、市民に対する広報やアピールを強くしていただきたいということを要望して、消防行政については終わります。

次に、2 款総務費 1 項総務管理費 4 目企画費に関連して、地域おこし協力隊について、これも初めて質疑をします。

御存じのとおり、地域おこし協力隊は、都市部から地方へ住民票を異動して、農水産業への従事など、地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図るということで、平成 21 年に総務省が創設したということです。

まず、お聞きします。市に配置される隊員の業務内容と隊員数はどのように決定するのか、内容をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 地域おこし協力隊員の業務内容と隊員数についての御質疑にお答えいたします。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方におきまして、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とする取組で、平成 21 年に総務省が創設した制度であります。

現在、本市では、ライター、デザイナーなどのプロフェッショナルな人材の移住を誘致する隊員、クラフト作家、ハンドメイド作家などのクリエイター人材の移住を誘致する隊員、移住者の誘致のほか、移住後の支援などを行う移住・定住をサポートする隊員、「AOMORI STARTUP CENTER」の運営等を通じて起

業を目指す隊員、浪岡地区移住・ワーケーション体験施設の管理運営などを行う隊員の合わせて5人の隊員が活躍していますほか、今年度は、さらに、八甲田牛の生産から販売に係る活動などを行う隊員を1人募集しているところであります。

公募いたします隊員の業務内容及び隊員数の決定につきましては、国が定める地域おこし協力隊推進要綱の地域協力活動に従事してもらいながら当該地域への定住・定着を図るという趣旨に鑑みまして、隊員が任期中に本市の住民とは異なる斬新な視点を持ちながら様々な活動を行うことにより、本市の活性化に貢献していただくことを期待し、市が実施することとした事業におきまして担っていただく業務内容を決定し、必要と判断する人員を募集・採用することとしております。

○藤田誠委員長 天内委員。

○天内慎也委員 事業内容に伴って、人員を決定するということでした。

次に、お聞きしますが、市に隊員が配置される予算はどこから配分されるのか、お示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 地域おこし協力隊の配置に係る予算についての再度の御質疑にお答えいたします。

地域おこし協力隊の活動に要する経費につきましては、地域おこし協力隊員1人当たり520万円を上限とし、国から特別交付税が措置されることとなっております。

○藤田誠委員長 天内委員。

○天内慎也委員 国から520万円ですけれども、これは、全部が人件費でなくて、建物を借りたりとか、何かそういうのも含まれるということでした。

再度、お聞きします。市役所内の各部署から移住・定住につながるよい事業があるので、ぜひやりたいというふうになったときに、隊員配置の要望が出されるという場合、国または市のどちらが判断するのか示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 地域おこし協力隊の配置要望に対する判断についての再度の御質疑にお答えいたします。

総務省では、地方自治体の本制度の活用により意欲的・積極的に取り組むことができるよう、必要な支援を行うこととしており、隊員の配置につきましては、市が行うこととした事業において、業務内容を決定し、必要とする人員を市が判断し、配置するものであります。

○藤田誠委員長 天内委員。

○天内慎也委員 市が判断して配置するということです。

再度、お聞きします。総務省は、全国の自治体に隊員を増員する目標を掲げておりまして、令和8年度までに、1万人に増員する目標を掲げていますけれども、市も同じ認識でよいか示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 地域おこし協力隊の目標人数についての再度の御質疑にお答えいたします。

総務省が、令和8年度までに、地域おこし協力隊の隊員数を1万人に増員する目標を掲げ、地方維持を推進していることは承知しております。本市では、目標人数を設定することはしておりませんで、隊員数を増やすということ自体を目標としているわけではありません。

先ほども御答弁いたしましたとおり、隊員が任期中に本市の住民とは異なる斬新な視点を持ちながら様々な活動を行うことにより、本市の活性化に貢献していただくこと、また、任期終了後におきましても、本市の担い手として活躍していただくことを期待し、隊員を配置しているものであります。また、この判断に当たりましては、市の実施する事業において、地域おこし協力隊制度を活用する意義のある事業であるかという見極めも必要となるものと認識しております。

今後とも、効果的に本制度を活用し、隊員の本市への移住・定住につなげ、本市の地域力の維持・強化を図ってまいります。

○藤田誠委員長 天内委員。

○天内慎也委員 ただ単に隊員を増やすことではなくて、事業内容を見ながら決定していくということだと思いますが、先ほども聞きましたけれども、予算は、範囲内ですけれども、国から出ると。それで、予算は、ほぼ市はかからないわけで、この目的は移住・定住ですから、人口減少対策というふうにも言えるかと思えます。

それで、各部署から、こういう事業があって、隊員数を増やしたいんだけどもとなったときに、私的には、予算も別に市が払うわけでもないし、だから、そういう要望にできるだけ応えて、地域おこし協力隊に活動してもらって、人口減少対策に、やっぱりみんなで頑張っていければいいのかなというふうに思っています。これで終わります。

○藤田誠委員長 次に、澁谷洋子委員。

○澁谷洋子委員 自民クラブ、澁谷洋子です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費に関連しまして、お伺いいたします。

コミュニティ・スクールについて、現在の成果と課題をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 澁谷委員からのコミュニティ・スクールの成果と課題についての御質疑にお答えいたします。

コミュニティ・スクールは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校の運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を設置する学校のことです。本市では、平成31年度から現在に至るまで、12中学校区39校をコミュニティ・スクールとしております。

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆様の御意見を学校運営に反

映させることで、共に協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支え、地域と共にある学校づくりを進める仕組みであり、その主な役割といたしましては、1つに、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、2つに、学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるができること、3つに、教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができることとなっております。

これまでの成果といたしましては、各学校運営協議会におきまして、校長が作成する学校の経営方針を承認すること、また、学校運営に関して意見を述べるにより、地域の皆様の意向が反映されつつあること、中学校区ごとに小・中学校9年間を通した求める子ども像の作成や教育推進プランが策定され、地域と小・中学校が連携した教育活動を推進してきていること、学校課題・地域課題の解決に向けた提案・取組がなされ、目指すべき地域と学校が一体となった教育活動が展開されつつあることなどが挙げられます。

具体的な例といたしましては、浪岡中学校区におきましては、地区の校長会が策定した心の教育推進プランに基づき、委員の皆様の意見・提案により、思いやりの心を育てる映画上映会、命の授業などが実施されていること、油川中学校におきましては、児童・生徒のウェルビーイングの向上や社会の担い手の育成を目指し、ふるさと海岸の清掃、能登半島沖地震の被災者に向けた募金活動、あおもり桜マラソンの清掃・給水・応援ボランティア等を実施していること、荒川中学校区におきましては、地域から学び、地域とつながり、主体的に学び続ける子どもの育成を目指し、児童・生徒と地域住民が一緒になった炊事体験や防災体験が実施されていることなどが挙げられます。

一方、課題といたしましては、学校によっては、自校の課題解決に向けた提案・協議が具体的になされることなく、PTAや町会をはじめ、地域の皆様の学校経営の参画を十分に生かすことができず、学校運営協議会の運営が形骸化している場合も見られていることなどが挙げられます。

以上でございます。

○藤田誠委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

地域の運営協議会からは、1回目・2回目の荒川中学校区での取組がすごくよくできたという話もある中で、一方、課題では、地域の協力する側の立場の考え方で、どんなふうに協力をこれからしていけばいいのかという、その取組内容について悩む場面のお話を一緒に伺うこともできました。

次に、質疑ですが、教育委員会では、この課題に対して、今後どのように対応していくのかお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 課題に対する教育委員会の対応についての御質疑にお答えいたします。

課題解決に向けた教育委員会の取組といたしましては、1つに、学校運営協議会の実施に係る計画書の提出や、校長会議、理事会、協議会等に事務局職員が直接参加し、指導・助言していること、2つに、年度初めの説明会を通して、コミュニティ・スクールの意義と必要性、年間計画の作成や会の運営の在り方に関する共通理解を図ること、3つに、研修会を通して、優れた事例を紹介したり、協議の場を設けたりするなど、実践的な学びを取り入れていること、4つに、会長との面談を設定し、運営に当たっての課題等について協議していることなどに取り組んでおります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 2つ目のところで、コミュニティ・スクールの意義と必要性、年間計画の作成や会の運営の在り方等に係る共通の理解というところが難しいのではないかなというふうに私は感じております。

最後に、コミュニティ・スクールについて、今後の方針をどのようにお考えなのかお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 コミュニティ・スクールの今後の方針についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、コミュニティ・スクールは、子どもたちの地域への愛着や誇りを育て、教育の充実を図るとともに、地域の活性化につながる重要な施策であり、各校の課題解決に資する運営がなされるよう、引き続き指導・助言に努めてまいります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 コミュニティ・スクールについては、生徒が中心であって、学校と地域の運営協議会、それぞれが子どものことを考えて、このコミュニティ・スクールというものに取り組んでいかなければならないというふうに考えて、一生懸命、地域は地域の課題を何とか解決して、学校に協力したいなと思う部分と学校の方針を今後の方針として、どういうふうに考えているのかというところが知りたい部分というのが、なかなかうまく意思疎通が図れなかったりしている現状もあるようです。

教育委員会にお願いしたいのは、今後の指導・助言の部分で、地域の皆さんと学校への協力を惜しまず、このコミュニティ・スクールについては取り組んでいただきたいということを要望したいと思います。これについては終わります。

次に、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費に関連しまして、農業用機械について、お伺いいたします。

高齢等により、農業用機械等の更新をしたいが困難であるという声を伺うことがありました。今後の青森市の取組をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 澁谷委員の農業用機械についての御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、農作物の収量向上や農作業の省力化・効率化の推進など、農業者の生産活動を支援するため、農業機械の導入等に際し、市独自の支援事業を実施しているところであります。

具体的には、農作業の省力化や担い手確保のため、スマート農業チャレンジ事業により、農業用ドローンやロボット草刈り機、自動操舵・直進アシスト機能付田植機等の導入を支援しております。また、リンゴ園地におきましては、環境整備事業により、作業の省力化が期待できる高所作業車等の導入や、循環型農業の実践に向けたウッドチップの導入、さらには防風網の張り替えや防霜ファンの改修などを支援させていただいております。

また、国におきましては、経営改善を行う場合に活用できる農地利用効率化等支援交付金や担い手確保・経営強化支援事業を、また、県におきましては、今年度、青森県物価高騰対応スマート農業機械導入促進事業を実施し、スマート農業機械の導入やスピードスプレーヤ等の導入を支援しているところであります。

また、これらの支援につきましては、農業者の利用は多いものの、一部、自己資金が必要であり、新規導入の際には出費が高額となるなど、特に高齢者の農業者等からは新たな設備投資を行えないなどの声もいただいているところであります。

本市といたしましては、国や県、市等が実施する農業用機械の導入支援と併せ、離農や規模縮小等の相談を受けた際には、それまで使用していた農業機械・設備の処分等について窓口で確認をし、他の農業者に活用いただききたいという意向がある場合には、再利用に向けた紹介等も行っており、こうした取組も含めまして、営農継続を支援してまいりたいと考えております。

○藤田誠委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 御答弁ありがとうございます。

このスマート農業機械の導入について、スピードスプレーヤ等は大変高額な機械になるので、なかなか新しいものを買って、これからの農業を継続させていこうという元気のある農家というのは、だんだん少なくなっているというふうに私は思っております。

この取組が高齢の農家であっても、やはり、その機械を持っているだけで、あと5年・10年先は農業を継続できるんだというふうな取組で、皆さんに周知していただきたいと思います。

次に、農業用機械等の更新に係る資金調達が困難な高齢の農家に対して、機械の更新以外に農業を継続できる方法はないかお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 農業継続についての再度の御質疑にお答えいたしま

す。

農業の生産現場では、生産者の高齢化や後継者の問題、労働力不足等により、営農継続に不安を抱える生産者が多いことは、本市も承知しているところであります。こうしたことから、農作業受委託を活用している例もあります。

具体的には、委託者である農作業を依頼したい方が受託者である農作業を実施できる農業者やオペレーター等に対しまして、農作業の全部もしくはキコウや田植え、収穫等の農作業の一部を委託するもので、また、これに加えて、当該農地で生産・収穫された農作物の販売を委託する例もあります。

また、米の病害虫の効率的かつ確実な防除とともに、防除にかかるコストや労働力の軽減を図るため、地域の農家が連携して、ラジコンヘリ等による共同防除作業を行っているほか、浪岡地区では、りんご共同防除組合を組織し、各組合単位でスピードスプレーヤの共同利用による薬剤散布や農薬の一括購入等を実施するなど、地域内の農業者が相互に支え合い、農業生産活動に取り組んでいる例もあります。

本市では、これらの取組の紹介等に加えて、青森農業協同組合等と連携しながら、営農相談には随時、対応しており、今後におきましても、他都市の事例等も参考にしながら、生産者の営農継続を支援してまいりたいと考えており、生産者の皆様にはお気軽に御相談をいただければと考えております。

○藤田誠委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 一番難しいのは、生産者の皆様にお気軽に御相談をいただきたい、相談に来る前に諦めてしまうところなんです。なので、大きい農家はそんなに青森市内には、りんご農家以外はいないと思うんですが、小さい農家の方々に幅広く周知できるように、担当課では取り組んでいただきたいと思います。これについては終わります。

次に、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費に関連して、浪岡りんごセンターについて、お伺いいたします。

令和6年度産のリンゴの生育状況についてお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 令和6年産リンゴの生産状況についての御質疑にお答えさせていただく前に、先ほど、農業の継続についての答弁の中で、「キコウ」と申し上げましたが、正しくは「耕起」であります。謹んでお詫びし、訂正させていただきたいと存じます。

令和6年産リンゴの生育状況についての御質疑にお答えいたします。

青森県「農林水産力」強化本部が発表いたしました令和6年産リンゴの生産概況及び東青農業普及振興室が発表いたしました令和6年東青りんご情報によりますと、本市におけるふじの発芽日は平年より2日から3日早く、また、展葉日は平年より5日から7日早く、また、開花日につきましては平年より11日早く、落花日は平年より11日から12日早くなっており、初期生育は早めに推移しておりました。

また、開花量につきましては、全般的に十分確保され、マメコバチの活動の減少などで中心果の欠落なども見られたものの、側果の活用等により、標準着果量を上回り、結実量は確保されたところであります。

一方、降水量につきましては、平年より少ない傾向だったものの、気温は平年並みから高めに推移したこと、また、日照時間につきましては平年並みから多く推移したことにより、果実肥大が順調に推移し、市内産リンゴの果実横径は平年並みから平年を上回っており、熟度は平年よりやや進んでいる状況であります。

なお、本市における病害虫の発生状況につきましては、腐らん病や褐斑病、アブラムシ、ハダニ類、ナシマルカイガラムシの発生が見られたものの、黒星病の発生はほとんど見られなかった状況にあります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 次の質疑ですが、過去5か年のリンゴの栽培面積及び収穫量の推移についてお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 リンゴの栽培面積及び収穫量についての再度の御質疑にお答えいたします。

過去5か年のリンゴ結果樹面積の推移につきましては、青森県りんご栽培面積実態調査によりますと、本県の結果樹面積は、令和2年が1万9671ヘクタール、令和3年が1万9623ヘクタール、令和4年が1万9586ヘクタール、令和5年が1万9529ヘクタール、令和6年が1万9504ヘクタールと減少傾向にあります。

また、本市の結果樹面積につきましては、令和2年が1520ヘクタール、令和3年が1528ヘクタール、令和4年が1521ヘクタール、令和5年が1517ヘクタール、令和6年が1518ヘクタールと横ばいに推移しているところであります。

また、過去5か年のリンゴ収穫量の推移につきましては、農林水産統計によりますと、本県産リンゴの収穫量は、令和2年産が46万3000トン、令和3年産が41万5700トン、令和4年産が43万9000トン、令和5年産が37万4400トンと横ばいに推移しております。

なお、令和6年産の県産リンゴの予想収穫量につきましては、令和6年8月開催の一般社団法人青森県りんご対策協議会の会議におきまして、平年に近い42万1500トンと報告され、令和5年産の収穫量を4万7100トン上回る見通しであるとのことであります。

○藤田誠委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 このトン数が多いのは、令和5年があまりにも少なすぎた収穫量であって、令和4年がやや多かった年であって、それに横並びするように、今年は、リンゴが生産・収穫できたんではないかという予想だったと思うんですけども、農家にとっては、青いリンゴは育つんだが、赤いリンゴがなかなか色もつかず、本

当にリンゴの出荷が難しいんだという声を私はよく聞いていたんですけれども、そこで、最後の質疑をしたいと思います。青森市りんごセンターの今年度産のリンゴの入庫量についてお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 青森市りんごセンターの今年産リンゴの入庫量についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森市りんごセンターにつきましては、青森市の特産品でありますリンゴを年間を通じて適切に貯蔵及び選果することにより、リンゴの消費・流通の拡大並びに品質の均一化及び高付加価値化を図り、本市リンゴ産業の維持・発展に努めるため設置された施設であります。青森市りんごセンターの管理運営につきましては、青森農業協同組合が指定管理者として実施しているところであります。

青森市りんごセンターへの今年産リンゴの入庫量につきましては、12月11日現在で10万6148箱となっております。

○藤田誠委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

この入庫量については、全体でということは、今まで、ふじが一番、入庫の中では箱が多かったと思うんですけれども、今年度に至っては、去年よりもまだ高値が続いておりますし、収穫量にしても、ふじは、そんなに多くは見込めなかったと思うんです。

なので、入庫量に関して、減っているのではないかという懸念をしているんですけれども、やはり、このりんごセンターは、青森市役所で建てた建物で、管理を農協にいただいているわけですね。それに対して、青森市でも、この指定管理者だけに頼るのではなくて、やっぱり一人でも多くの農家のところに声がけして、何とか、りんごセンターを利用してもらえるように取り組んでいくのも一つの手ではないかと思うので、来年度に向けて、取組内容の見直しを図っていただきたいということをお願いしたいと思います。これについては、以上で終わります。

次に、3款民生費2項児童福祉費2目児童措置費に関連して、こども誰でも通園制度の現状について、お伺いをします。

今年度実施しているこども誰でも通園制度試行的事業の実施概要についてお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 澁谷委員からのこども誰でも通園制度試行的事業の実施概要についての御質疑にお答えします。

国は、令和5年12月に策定した、こども未来戦略において、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問

わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」を創設することとし、今年度は本格実施を見据えた試行的事業を行っています。

本市では、令和5年12月28日付で国から試行的事業の採択に係る内示を受け、その後、国の実施要綱の内容を踏まえ、本年7月1日から事業を開始したところです。

主な事業内容ですが、事業の対象となる子どもは、保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所及び企業指導型保育事業所に通っていない青森市内に在住するゼロ歳6か月以上満3歳未満の子ども、実施場所は、保育所、幼稚園、認定こども園及び小規模保育事業所、職員配置や設備基準は、一時預かり事業の実施に係る基準を遵守すること、利用時間は、子ども1人当たり月10時間を上限とし、基本的な利用料金は、子ども1人当たり1時間300円、利用までの流れは、市から事業の対象となる子どもであると認定を受けた保護者が事業実施施設に直接、申し込むなどとなっています。

○藤田誠委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 このこども誰でも通園制度に関しては、保育事業所から、職員を1人雇わなければならない、その職員を自分たちは探しているんだけど、なかなかいない難しさと利用する親御さんから、月当たり10時間というところがちょっと少ないかなというふうに感じているという話を両方から聞くことができました。

そこで質疑しますが、こども誰でも通園制度のこれまでの利用実績をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えします。こども誰でも通園制度の利用実績についてです。

本市における、こども誰でも通園制度試行的事業についての実績ですが、実施施設数は、令和6年12月1日時点で、保育所が分園2か所を含む4か所、幼保連携型認定こども園が分園1か所を含む3か所、幼稚園型認定こども園が2か所の合計9か所となっています。

事業の対象となる子どもとして本市が認定した人数は、令和6年12月1日時点で52人となっており、これまで認定申請を行った全員について、保育所等に通っていないなどの要件を満たしていることを確認した上で認定しています。

利用実績は、令和6年7月から11月までで、延べ利用児童数が85人、延べ利用時間数が261時間となっています。

○藤田誠委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 通える保育所が9か所で少ないのか、それとも通園制度を利用したいと思う保護者が少ないのか、なかなか悩ましい数字であると思いました。

最後に、こども誰でも通園制度の実施に向けて、これまで市が行った周知に関して、取組実績をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えします。周知に関する取組についてです。

こども誰でも通園制度に係る周知の取組としては、市ホームページや「広報あおもり」6月号への記事掲載、青森市子育て支援アプリAOMOTTOの活用、また、制度周知用チラシを作成し、アウガ2階のつどいの広場「さんぽぽ」や青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザプレイルーム、また、カクヒログループスーパーアリーナや道の駅「ゆ〜さ浅虫」に整備されているキッズルームなど、事業の対象となる子どもの利用が想定される市有施設や各市民センター等へ設置したほか、青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザで実施している1歳6か月児健診対象者へのチラシの配付を行い、制度周知に努めています。

○藤田誠委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 御答弁ありがとうございました。

課題は様々あると思いますが、職員配置のこと、利用時間のことなど、保育現場から、利用者からなど、様々な問題点が担当課にあると思いますので、それを課題と思って、今後の取組に反映していただきたいと思います。これについては、以上で終わります。

最後に、7款商工費1項商工費2目商工業振興費に関連して、市街地再開発について、伺いたいします。

現在、青森市で相談を受けている市街地再開発事業はありますか、お示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 澁谷委員からの現在、市で相談を受けている市街地再開発事業についての御質疑にお答えいたします。

本市の市街地再開発事業等は、青森駅周辺地区におきまして、これまで連鎖的・連続的に行われているところです。令和4年度には新町一丁目地区優良建築物等整備事業による施設が完成し、令和5年度には中新町山手地区第一種市街地再開発事業による施設が完成したところです。また、旧青森国際ホテル跡地地区では、当該地区にある閉館したホテルと中小小売店舗や飲食店舗等を共同化・集約化することをもって、土地利用の高度化を図ることを目的に、令和6年3月に、商業施設や健康福祉・医療などの業務施設と共同住宅からなる複合施設及び駐車場を一体的に整備する旧青森国際ホテル跡地地区第一種市街地再開発事業を都市計画決定したところです。

現在、市街地再開発事業を含む市街地の再整備に向け、まちづくり勉強会を実施している地区があることは承知しており、市におきましても適切に対応しているところではありますが、具体的な案件につきましては、実施しようとしている者が事業について公表していないことから、差し控えさせていただきたいと思います。

○**藤田誠委員長** 澁谷委員。

○**澁谷洋子委員** ありがとうございます。

施行予定者から事業の提案を受けてから、市が支援を決定するまでの流れをお示しく下さい。

○**藤田誠委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 市街地再開発事業の初動期の流れについての御質疑にお答えいたします。

一般論といたしまして、市街地再開発事業等の初動期の流れといたしましては、まず、地元の地権者が中心となり、まちづくり手法の検討や再開発の範囲、施行者などについての検討等を行う、まちづくり協議会が設立されるケースが多いです。

その後、まちづくり協議会において、勉強会が進められ、再開発等に関する機運が高まった際には、地権者等により構成される準備組合等が設立され、土地利用計画や資金計画、地権者意向の把握などの詳細な検討が行われることとなります。

準備組合におきまして、これら各種検討が重ねられ、事業プランが完成し、事業の実施移行に至った際には、市に事業実施に係る相談がなされることとなりますが、市では、公共的・公益的な都市計画事業として実施するため、都市計画マスタープラン等のまちづくり計画との整合性を確認いたしますとともに、補助金を活用したい旨の要望がありました場合には、事業プランや資金計画等の内容の確実性、まちづくりへの寄与度などの確認・検証を行い、公費投入の妥当性を判断した上で支援を決定することとなります。

なお、これらの本市との協議を経た後、施行予定者は、県へ市街地再開発事業に係る事業認可の申請を行い、県が確認の上、事業計画認可に至ることとなります。

以上でございます。

○**藤田誠委員長** 澁谷委員。

○**澁谷洋子委員** 地元の地権者が中心となり、まちづくりの手法を検討し、再開発の事業へと進んでいく。この計画が仮に途中で変更になった場合は、青森市としての対応はどのようになっているのかお示しください。

○**藤田誠委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 事業計画が変更になった場合の市の対応についての御質疑にお答えいたします。

市街地再開発事業等を含む事業の実施過程におきましては、資材高騰などの影響、地権者等との合意形成の状況、天変地異による不慮の事態などによりまして、事業が途中で変更になるケースも想定されるところです。

一般論といたしまして、本市が支援を実施している市街地再開発事業等におきまして、事業認可後に事業途中で計画を変更しなければならない場合、まずは施行者が対応の検討を進め、代替となる事業プランや資金計画等の変更案を作成することとなりますが、本市では、施行者の検討に当たりまして助言を行いますとともに、

変更案に妥当性が認められます場合は、決定した支援の規模を変更することとなります。また、必要に応じて、決定した都市計画や認可された事業計画の変更を行うこととなります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

最後に、横山副市長にお伺いしたいと思いますが、私は、この再開発事業が駄目とは言いませんが、本当に青森市に今後、必要なかどうなのかというのを悩むお話が聞こえていたのは、地元の地権者の方々が本当に今の再開発事業に対して賛同をしていないのではないかという懸念する声が聞かれています。副市長として、この計画が今後、どこかで変更になったり、やはり計画どおりに進まないの、やめますということになったりした場合、青森市としての対応はどのようにしたらいいとお考えになれるか、もしお返事できるのであれば、お答えしていただきたいと思います。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。横山副市長。

○横山英大副市長 今、澁谷委員の御質疑の内容がどこの再開発事業の件なのかも想定しないまま、ちょっと分からないままお答えいたしますが、これは民意、準備組合あるいは組合が行う民間の事業でありますので、それを市あるいは国は支援するという立場でありますので、民間の意向に沿った形で許容できる範囲で変更なり、追認なり、そういったことをすることになるかと思います。

どういったことの御質疑かをちょっと得ていないかもしれませんが、そういうお答えになります。

○藤田誠委員長 澁谷委員。よろしいですか。

○澁谷洋子委員 以上で私の質疑は終わります。

ありがとうございました。

○藤田誠委員長 この際、暫時休憩いたします。再開は 12 時 50 分からといたします。

午前 11 時 49 分休憩

午後 0 時 50 分再開

○藤田誠委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。
質疑を続行いたします。

柿崎孝治委員。

○柿崎孝治委員 自民クラブ、柿崎孝治です。

質疑をする前に、冬、雪に関して見たこと、聞いたこと、感じたことを述べさせていただきます。

1つ目は、先週、12月12日木曜日、午後3時前に青森ベイブリッジを油川方面に走っていると、通行止めの大きな黄色の看板が設置されているのにもかかわらず、男性数人が海側の歩道の雪をこいで、市内方向に歩いているのを発見。ユニバースの交差点で折り返して、注意しようと戻りました。彼らは、ベイブリッジを横断したらしく、山側の歩道に移動。こちらの歩道はロードヒーティングが入っているようで、積雪が少ない状態で、車を安全なところに止めて手を振ったら、気がついたのか、逆方向に戻り始めました。男性が4名、リュックサックを背負っていたので、インバウンドの観光客の可能性がありますが、看板をつけたからいいのではないと思います。看板に英語などの表記をする必要があると思いました。青森ベイブリッジは青森県の管轄で、青森港管理所には、写真とともに報告をしています。

2つ目は、12月16日月曜日、市営バスに関してです。古川行きのバスを待っていたお客様から聞いた話になります。午後3時台のバスが定刻になっても来ず、雪も降っていて、寒く、怒っているお客様もいたそうです。遅れている理由が分からないのが原因です。バスは約30分遅れて市民センターの停留場に到着。その時、バスの運転手の対応がとてもよかったという話です。

待っているお客様が乗車の際、マイクを使い、まず、お詫びをし、遅れた事情を丁寧に説明されたそうです。皆さんが乗られてからは、改めて遅延をお詫びしたそうです。お客様は、運転手の説明やお詫びを聞いて、運転手さんも大変だねと怒りが消え、ねぎらいの言葉に変わったそうです。運転手の方は、各停留所から乗車されるお客様に同様のアナウンスをされ、お客様も納得されていたと伺いました。

今後、雪が積もり、道路が狭くなり、さらに滑りやすくなる場合もあると思います。安全・安心な運転をして、特に市営バスを頼りにしているお年寄りを目的地まで運んでいただきたいと思います。

3つ目です。雪が積もるようになってから、大雪注意報と着雪注意報が一緒に発令されているような気がします。電線に雪が積もり、木々などには雪が積もり、枝が折れそうになるほど、たわんでいる松の木などもあります。市役所周辺の街路樹も、そのようなところがあります。さらに、風雪注意報が出れば、衛星放送のアンテナに雪が付着して、衛星放送が見られない状態になることもあります。

津軽には七つの雪が降るというヒット曲があります。例年、この時期に降る雪とは違う雪が降っているのではないかと感じます。

それでは質疑に入ります。

8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費に関してです。岡田橋橋梁整備事業についてお尋ねします。

市道森林軌道廃線通り線の富田地区と油川地区を結び、新城川に設置された岡田橋への歩道の設置についてですが、平成 10 年以降、我が自民クラブの大矢保委員の質疑から始まり、地元の元議員や先輩議員が何度か質問や質疑を行った経緯があります。

油川岡田地区は、春、夏、秋、冬、1 年中、油川小学校・油川中学校に来ず、沖館小学校・沖館中学校に通う生徒も多数います。春から秋にかけては、青森北高校に生徒が自転車で通学するのもあります。生徒の安全のため、また、油川岡田地区の宅地化に伴い、車両も増加していることを市でも把握していると伺っています。

昨年度、令和 5 年度から、冬期間、今の時期に工事を行っていますが、岡田橋橋梁整備事業の進捗状況をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備理事。

○土岐政温都市整備部理事 柿崎委員の岡田橋橋梁整備事業についての御質疑にお答えをいたします。

岡田橋は、二級河川新城川に架かる市道森林軌道廃線通り線の橋梁であり、橋長約 68 メートル、幅員 7 メートルで、歩道が設置されていないことから、自転車及び歩行者が路肩部分を通行している状況となっております。このため、本市では、自転車及び歩行者の交通安全を確保する観点から、岡田橋沿いに歩道橋を設置することとしております。

これまで、平成 28 年度から令和元年度には、ボーリングによる地質調査を行ったほか、河川測量や橋梁形式を選定する予備設計を実施しました。令和 2 年度から令和 4 年度においては、これまでの地質調査や予備設計の成果を基に詳細設計を実施し、同時に河川管理者である青森県と仮設工や護岸の復旧工などの河川協議を行ってまいりました。令和 5 年度からは下部工の工事に着手し、現在は、河川の河道内に設置する下部工 2 基目の右岸橋脚について、工期を非出水期の 11 月初旬から 3 月下旬までに設定し、鋼矢板等の仮設工事、くい基礎工事、躯体工事及び護岸復旧工事を行っております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

再質疑です。岡田橋橋梁整備の今後の事業内容についてお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。岡田橋橋梁整備事業の今後の事業内容についてであります。

令和 7 年度以降の事業内容につきましては、下部工においては左岸橋脚 1 か所及び左岸橋台、上部工においては桁の架設等の整備を着実に進めてまいります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 まだまだかかると思いますが、早期にやっていただくように、よろしく願いいたします。

続いて、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費に関して、新田浄化センター敷地内雪捨て場についてお尋ねします。青森市の雪捨て場についてです。

青森県が管理する油川埠頭は、将来的に雪捨て場として利用できなくなる見込みで、市は、この冬から新たに1か所の雪捨て場を設置しました。

10月21日に開かれた市議会の雪対策特別委員会で、2024年度の除排雪の計画を説明し、油川埠頭が洋上風力発電の基地港湾に指定されたことに伴い、来年度からは、雪捨て場として活用できなくなる見込みということです。このため、市は、事業者向けの雪捨て場として、新城福田地区に1か所、新田浄化センターの敷地内に地域住民用の雪捨て場を新たに設置し、試行的に運用するとしました。

報道によると、土岐都市整備部理事は、今シーズンは試行的な運用になりますが、その中で、使用に当たってのルールなどを決めて、できれば来シーズン以降も地域住民のために活用したいと話しています。

現在、油川埠頭の雪捨て場は、木材港と呼ばれて、通常24時間、車種にかかわらず利用でき、海への落下防止のために、新城川側の盛り土がされている付近にも雪捨てができ、定期的にローダーが海に雪を落とす作業などを行っていて、とても便利な雪捨て場と市民に認知されている場所です。

油川や奥内、後潟、沖館地区からの多くの市民の方が利用されています。この場所が利用できなくなると大変だと、油川連合町会では代替地を探してほしいと強く要望しましたが、早期に代替地を示していただいて、安堵しているところです。代替地の希望は海であります。

宮下宗一郎知事が、10月19日、県民対話集会「#あおばな」で油川を訪れたとき、あと1年（令和7年3月31日まで）利用できるのもので、代替地の発表まで、もう少し時間をください、必ず発表する旨を示しています。

それでは、質疑をいたします。新田浄化センター敷地内雪捨て場の概要についてお示ください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 新田浄化センター敷地内雪捨て場についての御質疑にお答えをいたします。

柿崎委員御案内のとおり、新田浄化センター敷地内雪捨て場につきましては、これまで冬期間に雪捨て場として利用していた油川埠頭が、洋上風力発電の基地港湾の整備に伴い、将来的には雪捨て場として利用できなくなる見込みでありますことから、地域住民の雪捨て場の代替地として新たに設置し、試行的に運用しております。また、事業者用雪捨て場の代替地としましては、新城福田を新たに設置いたしました。

新田浄化センター敷地内雪捨て場の概要につきましては、敷地面積は約9000平方メートルであり、開設期間は、降・積雪状況にもよりますが、3月末までの予定と

しております。なお、開放時間につきましては、午前8時から午後4時までとしており、市民が自宅敷地内の除雪作業などにより生じた雪を軽トラックや小型トラックにて自己搬入する雪を受け入れております。

以上でございます。

○藤田誠委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございました。

新田浄化センター敷地内雪捨て場について、正確な場所が認知されるまで時間がかかる可能性があります。青森ベイブリッジを通ってくる場合は分かりやすいのですが、西バイパスを経由してくると勘違いをしている場合も考えられます。大雪が降って、この場所が知れ渡り、港湾道路が渋滞する場合も想定して、いろいろなケースを考え、今後の検討をお願いしたいと思います。この項は終わります。

続いて、2款総務費1項総務管理費4目企画費に関連して、お尋ねします。

令和6年第2回予算特別委員会で質疑いたしました旧町名表示柱の修繕の結果をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 柿崎委員からの旧町名表示柱の修繕についての御質疑にお答えいたします。

旧町名表示柱は、風化していく歴史を記録・表示し、懐かしい青森と古い歴史とに出会えるまちづくりを進め、市民や来訪者の間に青森市の歴史や文化が再認識されることで地域の活性化を図ることを目的とし、平成5年7月に策定されました青森市旧町名ゆかりの地表示計画に基づき、現在使われなくなった懐かしい由緒ある旧町名の由来を表示し、設置したものでありまして、平成5年度から平成7年度にかけて、青森駅西側から合浦公園付近にかけての既成市街地内のエリアに、萬町や練兵町など、旧町名ごとに19か所設置しております。

旧町名表示柱の修繕状況につきましては、これまで劣化状況に応じて、防腐塗料の塗布やシーリング、由来板の交換などを行ってまいりました。近年では、令和3年度に米町、横山町の2基、令和4年度に松森町、相馬町、堤町の3基、令和5年度に鍛冶町、大町、寺町の3基の計8基の修繕を行っており、本年度は塩町、浜町の2基について修繕を行ったところであります。

今後は、残る9基につきまして、引き続き、同様の修繕を行っていくこととしております。また、全ての表示柱につきまして、防腐塗料の塗布及び由来板の交換後も、劣化状況に応じて修繕を検討するなど、適切な維持管理に努めてまいります。

○藤田誠委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございました。

私も先日、油川市民センターの図書館から、今から約40年前に作成された「青森市旧町名・ゆかりの地表示事業計画書」を借りてきました。A3サイズで73ページある冊子です。表紙のタイトルには、歴史と文化、いつも住んでいたい、いつか住

んでみたいうれしい町、青森市旧町名・ゆかりの地表示事業計画書、青森市と記載があります。

ページをめくると、当時の青森市長の佐々木誠造氏が、初めの冒頭には、青森市の歴史は今から約 370 年前の寛永元年、1624 年に外ヶ浜を称された地域の善知鳥村が 2 代藩主津軽信枚公により、青森村と改められ、江戸への米の積出港として開港されたことに始まりますとありますが、最近の研究では、寛永 2 年——1625 年に開港と改められています。

それで、いろいろ書いているんですが、略して、本計画は、風化していく歴史を記録・表示し、父と母の過ごした時代や懐かしい青森と古い歴史とに出会えるまちづくりを進め、ふるさとを愛し、郷土に誇りを持っていただくとともに、まちに潤いと彩りを若者のふるさとと思考と刺激しながら、歴史と文化の町青森をアピールし、地域の活性化を図って、青森市にいつまでも住んでいたい、いつかは住んでみたい、うれしいまちにしていきたいと思いますというふうに書かれています。

それで、一番最後のほうに基本方針があって、4 番目のところに情報の収集と活用とあります。割愛して、(2) だけ言います。収集した情報は、保存するだけではなく、観光や教育関係等での積極的な活用を図ることとするというふうに記載があります。

それから、市内のガイドを行っているあおもり案内名人、あおもり街てくのガイドでは、寛永 2 年——1625 年、青森のまちづくりは、開港と同時に進められました。善知鳥宮の東側と堤川の西側の間では、浜町、大町、米町の最初のまちづくりが始まり、続いて、堤川周辺の善知鳥・安方地区に大工町、鍛冶町、寺町、新町、柳町とまちづくりが進められ、寛文 11 年——1671 年に、弘前藩の御仮屋が現在の県庁の場所に建てられて、青森の町が形成されました。あおもり街てくでは、「青森発祥の地を巡る B コース」で、これらの地を巡っているそうです。懐かしい旧町名の跡が市内のところどころに設置されている標柱で確認できます。

青森のまちは、度重なる大火や戦争で、貴重な建物が現存していません。昔々の青森のまちに残っている先人たちの足跡や郷土の歴史を巡りながら、旧町名の標柱を探して歩くのも街てくの楽しみの一つですというふうに紹介されています。

来年度、令和 7 年度——2025 年度は、いよいよ青森開港 400 年を迎えます。みなとまち・あおもり誕生 400 年の事業が活性化すると思われます。気運も高まります。

善知鳥宮の東側から堤川の西側の間の旧町名の標柱で修繕が行われていない旧町名表示柱の修繕を早期に行うことを要望いたします。

旧町名づくりは開港と同時に進められています。劣化した旧町名表示柱をリフレッシュさせ、あおもり街てくのガイドが探訪する際、新しい旧町名表示柱を見たいと思います。

最後になります。みなとまち・あおもり誕生 400 年実行委員会、実行委員長は西市長です。

要望があります。「広報あおもり」10月号では表表紙、それから2ページから3ページでは特集が組まれていました。10月からは、みなとまち400年に関するラッピングバスが3台走っています。

週末、12月15日に開催された「第14回青森市環境フェア2024」で、「みる・つくる・体験コーナー」において、みなとまち400年についての展示がありました。

また、青森駅自由通路西口側のアートギャラリーにおいては、今年の春頃から、開港400年に関するポスターが大々的に貼られています。そろそろ来年度に向けてリニューアルしていただくこと、そして駅前庁舎や本庁舎、柳川庁舎、浪岡庁舎でのパネルの展示をするよう、検討をお願いしたいと思います。

これから来年度に向けて、いろいろ実施されていくと思いますが、各部署で情報を共有して、400年を迎えるみなとまち・あおもりを盛り上げるためにイベントをしていただきたいと強く要望して終わります。

ありがとうございます。

○藤田誠委員長 次に、関貴光委員。

○関貴光委員 自民クラブ、関貴光です。

早速ですが、質疑に移らせていただきます。

まず初めに、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費に関連して、予防接種事業について、こちらの増額補正の概要についてお示ください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 関委員の予防接種事業についての御質疑にお答えいたします。

予防接種に係る事業は、感染症の発生と蔓延を防止するため、指定医療機関において、対象者に各種予防接種を実施するものであります。

このたびの増額補正ですが、HPVワクチンのキャッチアップ接種が今年度で終了予定であったことから、接種者が大幅に増加したこと、令和6年度から五種混合ワクチンの接種が開始されたこと、BCGワクチンの価格改定が行われたことから、ワクチン代であります需用費及び接種委託料など、9178万5000円の増額補正案を本定例会に提出し、御審議いただいているものです。

以上でございます。

○藤田誠委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございます。

次に、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費に関連して、小児慢性特定疾病医療費支援事業について、こちらも増額補正についての概要をお示ください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 小児慢性特定疾病医療費支給事業についての御質疑にお答えいたします。

小児慢性特定疾病医療費支給事業は、慢性心疾患や悪性新生物などの小児慢性特

定疾病にかかっている児童等について、治療に要した医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度であります。

このたびの増額補正につきましては、1件当たりの小児慢性特定疾病の医療費が増加したことによる扶助費の不足が見込まれたことから、1566万6000円の増額補正案を本定例会に提出し、御審議いただいているものであります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございます。

どちらの内容についても理解させていただきました。小児慢性特定疾病の医療費が増加したということとキャッチアップ・五種混合ワクチンの接種ということでありました。

こちらについての内容を確認させていただいた意図としまして、令和6年第2回定例会の一般質問において、小児がんの治療による特別な理由で予防接種が必要な子どもに対する再接種費用助成を要望させていただきました。それと同時に、本件についての請願も採択されているところでありました。

こちらの内容については、青森市こども計画に文章が追記されているのを見させていただきました。ありがとうございました。少し前進したなというような気持ちではいるんですけれども、本市として、早急に再接種に係る助成というのを早期にやっていただきたいなということを申し上げたくて、今回、質疑させていただきました。

ぜひ早急に助成事業を実施することを要望して、こちらの項は閉じさせていただきます。ありがとうございます。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費に関連して、ふるさと納税について質疑させていただきます。

令和3年度から令和6年度の寄附実績についてお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 関委員のふるさと納税の寄附実績についての御質疑にお答えいたします。

青森市ふるさと応援寄附制度、いわゆるふるさと納税制度は「仕事をつくる」、「人をまもり・そだてる」、「まちをデザインする」に関連します18の事業を本市の応援していただきたい事業として設定しておりまして、寄附の申込みに当たっては、この中から応援する事業を選択していただくとともに、返礼品として、本市の魅力をPRする特産品を選択していただいております。

本市の令和3年度から令和6年度の11月末までの寄附の件数及び金額につきまして、令和3年度は4万9025件、金額が6億1844万9117円、令和4年度は5万758件、金額が6億5515万9147円、令和5年度は8万789件、金額が10億7746万379円、令和6年度は11月末の時点で5万4011件、金額が7億5111万1870円となっております。

以上でございます。

○**藤田誠委員長** 関委員。

○**関貴光委員** ありがとうございます。

次に、令和３年度から令和５年度までの返礼品に係る経費をお示してください。

○**藤田誠委員長** 答弁を求めます。市民部長。

○**佐藤秀彦市民部長** 返礼等に係る経費についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市の令和３年度から令和５年度までの返礼等に係る経費の内訳は、返礼品の調達及び発送費用、ふるさと納税ポータルサイト利用に係るシステム使用料及び決済手数料、受領証明書発行費用などとなっております。その金額は、令和３年度が３億３２７万６１２６円、令和４年度が３億１２８３万９０４円、令和５年度が５億４１２万４００９円となっております。

以上でございます。

○**藤田誠委員長** 関委員。

○**関貴光委員** ありがとうございます。

いずれの年度も、経費が大体半分ぐらいかかっているということで理解させていただきました。

次に、ふるさと納税に係る寄附金の控除額について令和３年度から令和６年度までの実績をお示してください。

○**藤田誠委員長** 答弁を求めます。税務部長。

○**横内修税務部長** ふるさと納税分に係る寄附金税額控除額についての御質疑にお答えいたします。

ふるさと納税に係る個人市民税の寄附金税額控除額につきましては、前年の１月から１２月までに寄附した額が対象となります。

令和３年度から令和６年度までの件数及び税額控除額の推計値につきましては、各年度７月１日現在の数値となります。令和３年度は５３８４件、２億１８８２万７０００円、令和４年度は７８１９件、２億９７０９万２０００円、令和５年度は１万１０６件、３億７３３４万４０００円、令和６年度は１万１８６１件、４億３５０６万２０００円となっております。

○**藤田誠委員長** 関委員。

○**関貴光委員** ありがとうございます。

市民の方も他の地域にふるさと納税をかなりやっているなのというのも理解させていただきました。

また、先ほどの費用と経費を合わせると約１０億円になるということになっておりまして、こちらは寄附額と同等の額になってきているということも理解させていただきました。

こちらについては、減収分というか、国から７５％補填されているということで、実質、約１億円の減額となるので、ふるさと納税による収入で大体４億２０００万円と

いうことで理解はさせていただきました。

次に、令和３年度から令和５年度までの寄附実績のうち、青森市民が青森市にふるさと納税を行った実績をお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 青森市民の寄附実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市の令和３年度から令和５年度までの寄附実績のうち、青森市民による寄附の件数及び金額につきましては、令和３年度は４５件、金額が１０４７万１０００円、令和４年度は７件、金額が１０３２万円、令和５年度は件数４件、金額が４６１１万２３０８円となっております。

なお、令和３年度の寄附件数が突出しておりますが、それは、「北海道・北東北の縄文遺跡群を世界遺産に！青森市世界遺産登録応援プロジェクト」として、クラウドファンディングを実施しまして、青森市民から４０件の寄附があったためであります。

以上でございます。

○藤田誠委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございました。

寄附については変動があつて、クラウドファンディングなどをやったということもあつて、件数、そして金額等は結構、差が出てきているのは分かるんですけども、本市としても、今後、開港４００年をはじめ、国スポだとか、いろいろ大きな事業が開催予定でありますことから、クラウドファンディングというものに対しても、ぜひ力強くやっていただきたいと思いますと思っています。

しかし、クラウドファンディングだからといって、返礼品を市民は受けられるとかではないんですけれども、そこは一緒になって、市民の方に協力していただくというような形は必要だと思いますので、ぜひ、そういう形で国スポ、そして開港４００年など、大きな事業に関しては、市民の協力をいただければと思います。

また、返礼品に関して、競争の抑制というような観点から、国では制限等々が出ていると思いますけれども、全国的に競争の世界になっておりますので、他市に負けない魅力というのは本市にあると思いますので、ぜひ、食材ももちろんですけども、体験型もやっています。例えば、ねぶた祭であれば、行政として、例えば、オマツリジャパンのプレミアム席のような、そういうようなものを寄附いただいた方に対して設けて、市にもお金が入る、それで来てもらって、そこでもお金を落としてもらえるというような考え方というのも大事じゃないかなと思いますので、こちらのほうもぜひ、青森市に足を運んでもらえるような仕組みというのも構築していただければなと要望を申し上げて、こちらの件も閉じさせていただきます。

次に、８款土木費４項都市計画費１目都市計画総務費、デマンド交通について質疑させていただきます。

青森市デマンド型交通実証運行事業において、3地区を対象に行っていますが、各地区における登録者数をお示しください。

○**藤田誠委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 関委員からの青森市デマンド型交通実証運行事業における各地区の登録者数についての御質疑にお答えいたします。

青森市デマンド型交通実証運行事業は、A I デマンド型交通を令和6年10月1日から11月30日までの2か月間の期間限定で運行し、青森市営バス、青森市市バスと比べて、満足度、利便性等について検証を行い、A I デマンド型交通も含め、翌年度以降の持続可能な公共交通の在り方を検討するため、実施したものであります。

本デマンド型交通の利用に当たりましては、事前に会員登録をしていただき、実証運行期間中は事前予約制とし、全ての曜日の午前8時から午後5時まで、5人乗りミニバン車両1台で運行いたしました。

各地区の登録者数につきましては、孫内地区17名、旗野台団地地区34名、新城平岡団地地区27名の合計78名の登録がありました。各地区の登録者数のうち、実際に利用された人数につきましては、孫内地区11名、旗野台団地地区18名、新城平岡団地地区12名の合計41名であり、登録者の約半数の方に利用されました。

○**藤田誠委員長** 関委員。

○**関貴光委員** ありがとうございます。

一般質問の際も、利用回数という形で、結構、利用していますというような答弁があったと思います。

そこで、こちらの実証運行事業に要した経費についてお示しください。

○**藤田誠委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 青森市デマンド型交通実証運行事業に要した経費についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森市デマンド型交通実証運行事業に要した経費につきましては、事業終了後に実証運行業務に係る経費の合計金額から、利用者から徴収した運賃収入額を精算することとしておりまして、現在、精算中であるため、お示しすることはできませんが、同事業につきましては、提案上限額を432万9000円とした公募型プロポーザルを実施しており、提案上限金額の内訳につきましては、A I デマンド型交通システム導入を含めた業務委託経費といたしまして317万8000円、交通事業者等への運行業務委託に係る経費といたしまして115万1000円となっております。

○**藤田誠委員長** 関委員。

○**関貴光委員** ありがとうございます。

経費については理解させていただきました。

次に、利用者の申込方法は電話、ウェブとあるんですけれども、その内訳について、利用実績についてお示しください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 申込方法の内訳についての御質疑にお答えいたします。

青森市デマンド型交通実証運行事業につきましては、電話による予約のほか、指定されたウェブサイトにおいて、会員番号や目的地などを利用者自らが入力して予約する2通りを設定し、運用したところであります。

実証運行期間中における申込方法の内訳につきましては、申し込み 342 件のうち、電話予約が 332 件、ウェブサイトによる予約が 10 件となっております。

○藤田誠委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございます。

やはり高齢の方がよく利用するものでありますので、電話の利用申込みが多かったんじゃないかなと思っております。

次に、こちらのデマンド交通に関して、先週、12 月 13 日、孫内で意見交換会をやったと思われませんが、利用者の皆様から、こういった御意見等が出されたのかお示してください。

○藤田誠委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 利用者の御意見についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、孫内地区における持続可能な公共交通の在り方を検討するため、令和 5 年度には 3 回、令和 6 年度には、これまで 4 回の住民懇話会を開催し、デマンド型交通が市バス孫内線の代替交通となりうるかどうかなどを検討するため、意見交換を行ってきました。

青森市デマンド型交通実証運行を実施する前の同地区における御意見としては、会員登録するのが面倒だ、予約するのに電話をかけるのが面倒だ、決まった時間に運行している路線バスのほうが便利だなどといった利用することに対する不安の声がありました。

こちらの実証運行終了後の去る 12 月 13 日に孫内地区を対象とした意見交換会では、サービスに関する御意見といたしましては、通院で利用したが、帰り便の予約時間までに診療が終わるか落ち着かなかった、降雪期の朝は自宅前まで運行車両が乗り入れすることが難しい日もあるのではないか、予約がいっぱいだったこともなく、希望の時間で行動できて助かった、電話予約の際は、オペレーターさんが親切に教えてくれて助かったなどが出されました。

また、バス利用時との比較に関する御意見といたしましては、デマンド型交通は、自宅前まで迎えに来てくれることや買い物をして帰宅するときなどはバスより便利だ、デマンド型交通は、同じ運転手が来てくれることが多いため、安心感があり、目的地まで世間話もでき、外出する楽しみができた、バスに比べ時間の制約がなく、自分のペースで行動できるのでありがたい、次年度以降、デマンド型交通が再開したら、ぜひ利用したいなど、おおむね好意的な意見が多くありました。

加えて、料金に関する御意見といたしましては、ドア・ツー・ドアであることを考えると、もう少し高い設定でもいいので、運行範囲を広げてもらえないかなどが出されました。

本市といたしましては、引き続き、令和7年度以降のデマンド型交通の導入に向けて、実証運行事業で得られた結果や地域住民の御意見を踏まえ、路線定期運行バスに係る運行経費、通年でA I デマンド型交通を実装する場合の経費について比較検証をするとともに、対象地域における住民の利便性の向上に留意しながら、A I デマンド型交通の導入を見据え、地域住民と丁寧な対話を続け、持続可能な公共交通の在り方を検討してまいります。

○藤田誠委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございました。

こちらについては、私にも会員登録についての問い合わせがありまして、集会所に行って、20名ほどの方がいる前で事業を説明させていただいたんですけれども、登録するのがすごい面倒くさいということで、その場で書いてもらって、私がダイハツに申込書を持っていったということがありました。

その申込自体も、もう電話とかでできるような仕組みだとか、そういった方でも利用できるように、まず会員登録からやってもらうような仕組みづくりというのでも検討していただければなと思っております。

また、新城地区において、新青森駅周辺までということ、使い勝手が悪いんじゃないかと話もあったんですけれども、それはそれで、やっぱり私はいいと思いますので、ぜひ、そういう方々が利用しやすいような、見据えて、各地域でやっていただきたいと思います。

本市としても約17%が公共交通空白区域となっているということでありますので、ぜひ、この空白区域について、例えば、冬の期間だけとかというのでも検討してもいいんじゃないかなと思いますので、予算を見ながら、そういうところにも目を当てて、やっていただければと要望申し上げて、こちらの項も終わります。

次に、4款衛生費4項霊園費1目霊園費に関連して、合葬墓についてです。

こちらは大矢委員、そして木下委員から同じ答弁でしたので、私からは、三内霊園にも合葬墓がほしいというような意見が住民の方、西地区の方から結構ありますので、ぜひ、そちらにも、余裕はありますけれども、見据えて、三内霊園にも合葬墓の設置を検討いただくことを要望申し上げて、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○藤田誠委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、まず、議案第132号「専決処分の承認について」お諮りし、次に、

議案第 133 号「令和 6 年度青森市一般会計補正予算」から議案第 145 号「令和 6 年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」まで及び議案第 158 号「令和 6 年度青森市一般会計補正予算」から議案第 169 号「令和 6 年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」までの計 25 件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**藤田誠委員長** 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決といたしたいと思います。

それでは、まず議案第 132 号「専決処分の承認について」お諮りいたします。

議案第 132 号については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**藤田誠委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 132 号については承認すべきものと決しました。

次に、議案第 133 号「令和 6 年度青森市一般会計補正予算」から議案第 145 号「令和 6 年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」まで及び議案第 158 号「令和 6 年度青森市一般会計補正予算」から議案第 169 号「令和 6 年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」までの計 25 件についてお諮りいたします。

議案第 133 号から議案第 145 号まで及び議案第 158 号から議案第 169 号までの計 25 件につきましては、原案のおとり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○**藤田誠委員長** 万徳委員、何号に御異議ありますか。

○**万徳なお子委員** 議案第 134 号及び議案第 159 号に異議があります。

○**藤田誠委員長** 他に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**藤田誠委員長** それでは、ただいま御異議のありました議案第 134 号及び議案第 159 号については、反対が明確な議案でありますので、一括採決いたします。

議案第 134 号及び議案第 159 号については、原案のおとり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**藤田誠委員長** 起立多数であります。

よって、議案第 134 号及び議案第 159 号については、原案のおとり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第 134 号及び議案第 159 号を除く各案件については、原案のおとり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田誠委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 134 号及び議案第 159 号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、終始熱心に審査していただきありがとうございました。大変勉強になりました。誠にありがとうございました。

また、理事者の皆様には、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

午後 1 時37分閉会